

官報 号外

昭和五十九年七月十七日

○第百一回 衆議院會議録 第三十六号

昭和五十九年七月十七日(火曜日)

議事日程 第三十二号

昭和五十九年七月十七日

午後一時開議

- 第一 たばこ事業法案(内閣提出)
- 第二 日本たばこ産業株式会社法案(内閣提出)
- 第三 塩専売法案(内閣提出)
- 第四 たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 第五 たばこ消費税法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 塩崎潤君の故議員湯山勇君に対する追悼演説
- 日程第一 たばこ事業法案(内閣提出)
- 日程第二 日本たばこ産業株式会社法案(内閣提出)
- 提出)
- 日程第三 塩専売法案(内閣提出)
- 日程第四 たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 日程第五 たばこ消費税法案(内閣提出)

午後一時三分開議
○議長(福永健司君) これより会議を開きます。

○議長(福永健司君) 御報告いたすことがあります。

議員湯山勇君は、去る六月十六日逝去せられました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。同君に対する弔詞は、議長において去る六月二十四日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、さきに災害対策特別委員長の大要職にあたられた議員正四位勲二等湯山勇君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

故議員湯山勇君に対する追悼演説

○議長(福永健司君) この際、弔意を表するたため、塩崎潤君から発言を求められております。これを許します。塩崎潤君。

〔塩崎潤君登壇〕

○塩崎潤君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員湯山勇先生は、去る六月十六日深夜御逝去されました。思えば、私が湯山先生と最後に言葉を交わしたのは、御逝去の前日の六月十五日、サミット報告のあった本会議場から議員会館へ二人で肩を並べて戻る道すがらでありました。臨教審問題など生

涯情熱を注がれた教育問題に熱れながら、先生が別れ際に松山弁で「あすは松山へ帰るのよ」とうれしそうに語られた一言が、今でも私の耳に不思議に印象深く残っております。

確かに、その翌日の六月十六日、湯山先生は、先生がこよなく愛された松山に帰られました。そして長らくとも歩んできた県教組の大会に出席されて力強く人々を激励されました。しかし、その夜、忽然として永遠に帰らぬ人になってしまったのであります。まことに人の世の無情を恨まざるを得ません。

私は、ここに、議員各位の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

湯山先生は、明治四十五年一月十八日愛媛県宇摩郡別子山村に生をうけられました。幼少にしてお父上を、青年期にはお母上を亡くされて、苦学力行、昭和六年に首席で愛媛師範学校を御卒業されました。

先生が教職の道を選ばれたのは、自分の幼い日を顧みて、人の世の平等の大切さを知り、恵まれない子供たちにもみんなと同じ学校生活を送らせてやりたかったからだというという理由からでありました。

教師生活は二十二年にも及びましたが、この間高等師範学校に進んだ同級生よりも一年早く検定試験に合格して理科の中等教員資格を取得され、さらには県で一番若い視学になられるなど、先生は愛媛の子弟の教育に若き時代の情熱のすべてをなげうたれたのであります。

しかし、先生の情熱はだんだんと教育から政治の方に移っていききました。昭和二十六年に県教組委員長に、さらに翌年には地評議長に推され、昭和二十八年四月には第三回の参議院議員選挙に社会党から立候補して見事に初当選され、今日の政治家湯山勇先生の道を歩み始められたのであります。

く、特に教育問題におけるそれは際立ったものであります。昭和三十一年の新教育委員会法審議の際の湯山先生の本会議場における混乱にも動じない毅然たる御行動は、石川達三氏の有名な小説「人間の壁」の中に詳しく描かれ、多くの人々に深い感銘と共感を与えたのであります。(拍手)

昭和三十三年一月には参議院文教委員長の御要職に進まれるのであります。ところが、そのころ、大蔵省の文部主計官でありました同郷の私に、文教委員会での例のやわらかい口調でありながら精緻な御質問を通じて、日本における教育の重大さを教えていただいたことをきのうのように思い出すのであります。

先生は、昭和三十五年十一月の第二十九回の総選挙に当選されてから本院に議席を移され、一時、知事選に挑戦するため辞されたことはありましたが、再び昭和四十七年に復帰されて以来、七期、十八年の長きにわたって縦横無尽の活躍をされたのであります。

一方、日本社会党の中にあっても、政審副会長、文教部会長などの要職につかれ、党の重要施策の立案、決定に大きな役割を果たされ、最近では、代議士会副会長として党の運営に大きく貢献されました。

一方、地元愛媛でも「社会党の顔」「革新の星」とまでうたわれて、揺るぎなき社会党の基盤を堅実に築き上げられたのであります。

その御活躍の範囲は広くかつ深く、辺地教育、養護学校教員給与の国庫負担、教員免許状などの御専門の教育問題はもちろん、米価問題、農産物自由化問題にあらわされる農政問題、年金、医療問題を中心とする社会保障問題から地域改善問題にまで及びました。また、御活躍の場所も、文教委員会を初めとする数多くの常任委員会から予算委員会に至るまで、さらに昭和五十一年には災害対策特別委員長に御就任されるなど、いずこにおいてもあのじゅんじゅんと説得する式の湯山先生のお姿は、今でも目の当たり見えるようでありま

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 故議員湯山勇君に対する追悼演説 元議員永山忠則君逝去につき弔詞贈呈の報告 たばこ事業法案外四案

す。

先生の人間像を示すものとして、ここにどうしても御報告しなければならぬのは、第九十八回国会において成立したいわゆる献体法をみずから実践されたことである。医学の教育と進歩のために、遺族の意思にかかわらず本人の意思だけで献体できるという献体法は、まことに画期的なものであります。先生は先頭に立ってこれを促進し、ついにこれを成立せしめたばかりか、みずから国会議員の献体第一号として、愛媛大学医学部にとうとうその身をささげられたのであります。(拍手)

その御遺体が車で送られていく光景をまざまざと目の当たり見た見送りの私も、湯山先生とチアキ夫人その他御遺族の、身をささげても最後まで社会に奉仕するという崇高なお気持ちに、言ひようのない深い感銘を覚えたものであります。(拍手)

先生の政治哲学の根柢は、みずからの献体に示されるように、人間に対する深い思いやりにあつたと思われまふ。そして、この深い思いやりは、先生のあのやわらかな語り口にあらわされる優しさから出ていることは言うまでもありません。

この優しさと思ひやりは、ふるさとの自然から動植物にまで及びました。先生が愛媛の山や野を好んで歩き、学界でも絶滅したと思われていたイヨスミレを半世紀ぶりに再発見したとき、「おまえたちはこんなところに咲いていたのか」と群れ咲く花を前にして涙されたというエピソードは、先生の優しさ、草花を愛し庶民を愛するお人柄を最もよく物語っているものであります。(拍手)

議員をやめたら洗礼を受けて一緒に教会へ通おう、可憐な草花を求めて一緒にゆくり山歩きをしようと言々奥様に語られていた湯山先生でしたが、御愛読の聖書の中に「一粒の麦もし死なずば」のあの教えのように、たとえ地に埋もれても必ずや愛媛の野に多くの実を結び、先生の御遺志を実現しようとする人々がほろほろとして続く

ことは信じて疑いません。

内外情勢の極めて厳しい折から、ここに湯山先生を失ったことは、本院にとつても国家国民にとつても大きな損失であります。また、後輩の一人として長い間御交誼を受けた私自身にとりまして、湯山先生の御逝去は政治を志す者のかみも失った思いであります。私どもは、湯山先生の御遺志を体し、決意を新たに国政に取り組むことを誓うものであります。

ここに、湯山先生の生前の御功績をたたえ、その人となりをしのび、安らかに眠られんことを心から祈りつつ、謹んで哀悼の言葉といたします。(拍手)

○議長(福永健司君) 御報告いたすことがあります。

永年在職議員として表彰された元議員永山忠則君は、去る六月十三日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。同君に対する弔詞は、議長において去る五日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに社会労働委員長内閣委員長の要職につき、また国務大臣の重任にあたられた正三位勲一等永山忠則君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

日程第一 たばこ事業法案(内閣提出)

日程第二 日本たばこ産業株式会社法案(内閣提出)

日程第三 塩専売法案(内閣提出)

日程第四 たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

日程第五 たばこ消費税法案(内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第一、たばこ事業法案、日程第二、日本たばこ産業株式会社法案、日程第三、塩専売法案、日程第四、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、右五案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長瓦力君。

たばこ事業法案及び同報告書

日本たばこ産業株式会社法案及び同報告書

塩専売法案及び同報告書

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

たばこ消費税法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔瓦力君登壇〕

○瓦力君 ただいま議題となりました専売改革関連の五法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

最初に、各法律案の概要を御説明申し上げます。

まず、たばこ事業法案について申し上げます。

この法律案は、開放経済体制に即応しつつ、たばこ事業の効率的運営等も図る見地から、明治三十七年以来約八十年に及ぶたばこ専売制度を廃止するとともに、我が国たばこ産業の健全な発展を図ることにより財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資するため、原料用国産葉たばこの生産、買入れ、製造たばこの製造、販売の事業等に関し所要の調整を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、原料用国産葉たばこにつきましては、新会社となる日本たばこ産業株式会社がたばこ耕作者と買入れ契約をあらかじめ締結する一方、これにより生産された葉たばこは、新会社による全量買入れを行う等所要の措置を講ずることとしております。

第二に、製造たばこの製造は、新会社に独占さ

せることとしております。

第三に、たばこの輸入自由化を図ることとし、輸入した製造たばこを業として販売する者に登録制を採用することとしております。

第四に、当分の間現行の小売人指定制を許可制とし、実質的に現行小売販売制度を維持するとともに、小売販売価格は引き続き当分の間定価制を維持することとしております。

その他、喫煙と健康の関係に関する注意文書の表示の義務づけ等所要の規定を整備することとしております。

次に、日本たばこ産業株式会社法案について申し上げます。

この法律案は、我が国たばこ産業の健全な発展等を図るため、日本専売公社の経営形態を政府関係特殊法人の中で最も自主性が認められる特殊会社に改組する等の措置を講じようとするものでありまして、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、新会社は、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を経営することを目的とする株式会社とすることとしております。

第二に、新会社の株式につきましては、発行済み株式総数の二分の一以上の、ただし当分の間三分の二以上の保有義務を政府に課することとし、その保有株式を処分するに際しましては、国会の議決を経なければならないこととしております。

第三に、事業計画等一定の事項につきまして、許可等の公的規制に関する必要最小限の規定を設けることとしております。

次に、塩専売法案について申し上げます。

この法律案は、塩専売事業が公益専売である旨を明らかにした目的規定を設けるとともに、現在公社が実施している塩専売事業を新会社に実施させるために必要な措置を講ずるほか、国内塩産の自立化のめどが得られた段階で本法律について検討を加えることとする規定を設ける等所要の措置を講ずることとしております。

次に、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の

整備等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、たばこ事業法等の制定等に伴い、製塩施設及び塩業組合法を廃止するほか、国家公務員等共済組合法等六十法律につき所要の規定の整備等を図ろうとするものであります。

最後に、たばこ消費税法案について申し上げます。

この法律案は、たばこ専売制度の廃止に伴い、現行の専売納付金制度にかえて、新たにたばこ消費税を創設することとしたもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、たばこ消費税は、製造たばこを課税物件とし、国産製造たばこは製造者、輸入製造たばこは保税地域から引き取る者をそれぞれ納税義務者とするとしております。

第二に、税額は、従価割額と従量割額の合算額とし、課税標準は、従価割にあつては小売定価、従量割にあつては本数または重量とするとしております。

第三に、税率は、現行の専売納付金率等を参酌しつつ、製造たばこの種類ごとに定めることとし、また、従価割の税率と従量割の税率の組み合わせ比率は八対二程度とすることとしております。

なお、日本たばこ産業株式会社法案は公布の日から、その他の法律案は昭和六十一年四月一日から施行することとしております。

以上の五法律案につきましては、去る五月十八日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、去る六月二十日から質疑に入り、以来福島県に委員派遣を行うとともに、参考人からの意見も聴取し、また、地方行政委員会、農林水産委員会との連合審査会を開会するなど慎重に審査を進めてまいりましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、去る十三日五法律案の質疑を終了し、討論を行い、順次採決いたしました結果、各法律案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

昭和五十九年七月十七日 衆議院会議録第三十六号 たばこ事業法案外四案

ものと決しました。

○議長(福永健司君) 五案につき討論の通告があります。順次これを許します。伊藤茂君。

〔伊藤茂君登壇〕

○伊藤茂君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました専売関係五法案に対し、反対の討論をいたします。(拍手)

今我が国のたばこ・塩産業は、八十年にわたる専売制度の歴史、三十五年の公社制度の歴史から会社に移るといふ大きな転換に直面をいたしております。国と地方の財政に対する多大の貢献を初め大きな社会的役割を果たしてきた専売制度に終止符を打ち会社に移行せよという本法案について、十万人の葉たばこ農家、二十六万の小売店、約四万人の公社職員を含め多くの人々が、なぜ変えるのか、将来どうなるのかという不安と疑問の気持ちを含めて見詰めているのが現実であります。しかも、たばこ産業をめぐる内外の環境と条件が極めて厳しく、この法案に対する関係者の不安はひとしお深刻であります。

このような状況を見ると、私は、まず、本法案は関係者に将来への明確な展望を与えるのではなく、逆に不安をかき立てているという現実を指摘しなければなりません。今日までの長時間にわたる審議を通じて、我が党の追及と強い要求に対して政府と公社から幾つかの面で前向きな答弁があったことはそれなりに評価いたしますが、次に挙げるような重要な問題があることを指摘しないわけにはまいりません。

まず指摘したいのは、今日までの公社に対する政府の基本姿勢と今回の対応についてであります。日本の公企業は、残念ながら本来のパブリックコーポレーションとしての活力ある発展を著しく阻害をされてまいりました。その原因は、各般

にわたり官僚的拘束、政治的圧力が余りにも強過ぎたためであります。政府は事業計画、予算、給与にまで、がんじがらめに介入、統制を加え、さらに恣意的な特別納付金まで押しつけてまいりました。これでどうして公共性を果たし、積極的な経営発展ができるでございましょうか。これは専売公社だけではなく、電電公社、国鉄への対応にも共通する政府の大きな責任であります。私は、本来公企業こそが近代的な新しい経営モデルをつくるという先見性、積極性を持つべきだと思います。それはヨーロッパの幾つかの社会党政権下で既に実行されていることでもあります。私たちが主張してきたような公社の民主的改組がなされれば、アメリカのたばこ資本の自由化要求に対する対応を含め状況は大きく違っていたでございましょう。

行革に関連して最近政府側から、二十一世紀という言葉がよく使われておりますが、これを見るに、現実におやりになっていることは二十一世紀どころか、逆に社会の発展に後向きと言わなければなりません。政府の姿勢が今日の社会的要求に大きくかけ離れていることは法案の主要なポイントにも明らかであります。

例えば経営の自主性、主体的な発展が必要なのに、それと相反する規定が多過ぎるのであります。政省令委任事項、許可認可にかかわる事項は二百数十項目という驚くべき数に上り、これに加えて監督官庁として、また株主としての大きな権限を持つ法律構造を見ますと、政府の中には民主主義とか信頼、参加というような現代的な理念は存在していないのではないかと思わざるを得ないのであります。竹下大蔵大臣は、委員会の質疑を通じて、自主性尊重を約束すると繰り返し述べられましたが、それは本来は法律体系自体に表現をされるべきものであります。

また、今後の厳しい経営環境の中でどう将来を展望するのかが不明確であります。たばこをめぐる社会環境の変化による消費の低下傾向、流通自由に伴う外国たばこのシェアの拡大、厳しい合

理化、工場統廃合による雇用をめぐる深刻な状況、新しい設備投資負担の増大、過剰葉たばこ在庫の圧力など困難な環境を見ると、これらの条件を踏まえて将来を展望する戦略、経営展望、中期計画が必要であります。しかし、それはあいまいであり、不明確なままであります。ただ一つ明らかにするのは、本法律改正によって政府が新しく従来の納付金以上に数百億円に上る法人税、配当などの負担を会社に移しつけることのできることであります。これでは、濃い霧の海に装備不十分な船を無理やり船出させるものにはかならないと言わなければなりません。

さらに、葉たばこ農家には新たな減反政策を押しつけることが想定されており、農家の将来計画を立てにくい状況のもとで、従来公社負担の農政費部分などは政府が負担すべきでありますし、労働者に労働三法が一切の制約なしに保障されるだけではないで、労使協議、経営協議の場が積極的に拡大されるべきであります。さらに、国民の皆さんに安心して吸えるたばこを安定して供給するとともに、宣伝広告の規制、未成年者の喫煙防止など、社会的要求にこたえなければなりません。

専売制度によつて今日まで安い価格で安定供給してきたことを高く評価し、関係者に不安を与えないことも大切であります。

これらの点を初め、質疑の焦点となりました論点を振り返りますと、多くの不安が、また多くの不満が残されているのであります。

以上、見解を申し述べましたが、最後に私は、審議を通じ公式にお約束された事項並びに十九項目に上る附帯決議に述べられた事項、すなわち、将来とも民営・分割を行わず製造独占を維持すること、所有と経営の分離の立場を守り公的規制を極力排除すること、塩公益専売制度の維持、業務範囲の積極的拡大、各種審議会の民主的な構成と運営、現行関税率の維持、健康と喫煙に関する諸対策などについて厳正な執行がなされるよう強く要求するものであります。

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 たばこ事業法案外四案 朗読を省略した議長の報告

以上で反対討論を終わります。(拍手)

○議長(福永健司君) 中川昭一君。

〔中川昭一君登壇〕

○中川昭一君 私は、自由民主党・自由国民連合を代表いたしまして、専売改革関連五法律案に対し、賛成の立場から討論を行うものであります。(拍手)

御承知のように、たばこ専売制度は明治三十七年に創設され、また日本専売公社は、従来の政府直営であった専売事業を引き継いで昭和二十四年に創立されたものであります。これらの制度は国民になじみの深い制度として定着しており、また長年にわたって国、地方の財政に多大な貢献をしてきたところであります。しかしながら、行財政改革に対する国民的要請の高まりや海外からの市場開放要請など、たばこをめぐる環境は大きく変化し、我が国の専売制度は内外から新たな対応を迫られております。

こうした状況を踏まえ、一昨年七月、臨時行政調査会において行政改革に関する第三次答申が提出され、専売制度、公社制度の抜本的な改革について提言がなされたところであります。この改革法案は、いずれもこの答申の趣旨に沿って、たばこ産業関係者等との意見の調整を図りながら、政府部内で鋭意検討を進めてきた結果、今国会に提出する運びとなったものであります。この調整のために払われた関係者の精力的な努力を私は高く評価するものであります。特に、小規模経営が多いと言われるたばこ耕作者及びたばこ小売人の関係者の御協力に心から感謝を申し上げる次第であります。

この改革法案の基本的な柱は、まず第一に、たばこの輸入自由化に踏み切り、このため、たばこ専売制度を廃止すること、第二に、公社を合理的企業経営が最大限可能な特殊会社に改組することの二点に要約されると考えます。御案内のとおり、我が国のたばこ市場は自由世界で第二位の規模を占めているにもかかわらず、輸入品のシェアは五十八年度で一・八%にすぎず、今後とも諸外国から市場の開放を強く要請されるものと予想されております。貿易立国であり、開放経済体制を志向する我が国としては、この要請に対し適切に対応することが望まれるところであります。また、たばこ事業をいつまでも閉鎖的な状態にしておくことは適切ではないと認識するものであります。したがって、今回開放経済体制に即応する等のため、たばこの輸入自由化に踏み切り、たばこ専売制度を廃止することとしております。たばこ専売制度を廃止することにより、我が国の国際社会における現在の立場や役割等を考えますと、輸入自由化に踏み切れるものであります。

次に、我が国のたばこ産業は広い分野を有し、また国民経済においても重要な位置を占めているため、市場開放後においてもその健全な発展を図っていくことが極めて重要であります。巨大な海外たばこ企業との対等な競争関係のもとで我が国たばこ産業の健全な発展を図るため、たばこ産業の現状にかんがみ、公社を分割・民営とはせず、政府関係特殊法人の中で最大限に合理的な企業経営が可能な政府出資の特殊会社に改組し、その新会社に製造を独占させることとしているものであります。我が国たばこ産業の健全な発展を図りつつ、かつ国際競争力の確保を図るためには、公社を自由な競争に耐え得る経営形態に改めることがぜひとも必要であると認識するものであります。

その他、この改革法案におきましては、たばこ耕作者、たばこ小売店等たばこ産業関係者に対して急激な変化が及ぶことのないよう、例えば葉たばこの全量買い取り制の維持、葉たばこ審議会の設置、小売人指定制、定価制の実質的維持等きめ細かくかつ慎重な配慮が加えられているのでありまして、現実的改革案として極めて適切かつ妥当な措置と認められるのであります。(拍手)

また、塩専売事業については、公益専売を目的として運営することを明らかにするほか、所要の措置を講じた上でこれを新会社に行わせるとともに、現行制度の基本的枠組みを維持しつつ必要の手当てを行い、その自立化促進のための措置を講じようとする改革であり、時宜を得た措置と考えるところであります。

さらに、たばこ専売制度の廃止に伴い現行の専売納付金制度にかえて設けられるたばこ消費税制度も、今回の制度改革の趣旨から見て、また重要な財政物資たるたばこに対する負担の求め方として適切なものと認められます。

最後に、今後の新会社の運用面におきましては、国産葉たばこ問題など非常に苦勞の多い処理すべき事業も山積していることと存じますが、単に利益追求のみを図るのではなく、たばこ産業の中心的担い手として経営の効率化を図りつつ、たばこ産業全体の一層の調和ある発展に心がけ、たばこ耕作者を初めとするたばこ事業関係者に不安を抱かせることのないよう十分に配慮することを切に希望いたします。私は、五法律案に対し全面的に賛成の意を表明いたしました。討論を終わります。(拍手)

○議長(福永健司君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(福永健司君) 五案を一括して採決いたします。

五案の委員長報告は、いずれも可決であり、また五案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、五案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福永健司君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十四分散会

出席閣僚大臣

大蔵大臣 竹下 登君

○朗読を省略した議長報告

〔通知書受領〕

一、去る十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律

律

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

港灣運送事業法の一部を改正する法律

(政府委員退任)

一、昨十六日、中曾根内閣総理大臣から福永議長あて、第百一回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
官職名	氏名	官職名	年月日
自治大臣	矢野浩一郎	自治省税務局長	昭五七・六
官房審議官	津田 正	自治大臣官房長	同
自治省行政局長	岩田 脩	自治大学校長	同
自治省財政局長	石原 信雄	自治事務次官	同
自治省税務局長	関根 則之	消防庁長官	同
消防庁長官	砂子田 隆	(退職) 同	同

(政府委員承認)

一、昨十六日、福永議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

農林水産大臣官房総務審議官 眞木 秀郎
自治大臣官房審議官 津田 正
自治大臣官房審議官 石山 努
自治省行政局選挙部長 井上 孝男
自治省行政局選挙部長 小笠原臣也
自治省財務局長 花岡 圭三郎
自治省財務局長 矢野浩一
自治省税務局長 関根 則之
消防庁長官 関根 則之

(政府委員任命)

一、昨十六日、中曾根内閣総理大臣から福永議長あて、十六日議長において承認した眞木秀郎外七名を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 小澤 克介君 補欠 中村 重光君
廣瀬 秀吉君 川崎 寛治君
川崎 寛治君 廣瀬 秀吉君
中村 重光君 小澤 克介君

大蔵委員

辞任 笹山 登生君 補欠 松永 光君
川崎 寛治君 廣瀬 秀吉君
坂井 弘一君 森本 晃司君
松永 光君 笹山 登生君
廣瀬 秀吉君 川崎 寛治君
森本 晃司君 坂井 弘一君
森本 晃司君 坂井 弘一君
社会労働委員 補欠 坂井 弘一君
辞任 森本 晃司君

商工委員

坂井 弘一君 森本 晃司君
辞任 中村 重光君 補欠 木間 章君
木間 章君 中村 重光君

予算委員

辞任 森下 元晴君 補欠 大村 襄治君
森下 元晴君 大村 襄治君

決算委員

辞任 谷 洋一君 補欠 森下 元晴君
谷 洋一君 森下 元晴君

(議案送付)

一、去る十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

(議案通知書受領)

一、去る十三日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
一、去る十三日、参議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案

(議案撤回通知書受領)

一、去る十三日、参議院から、六月二十七日予備審査のため送付した次の議案は、提出者から撤回の申し出があり、委員会において、これを許可した旨の通知書を受領した。
湖沼環境保全特別措置法案(丸谷金保君外二名提出)

(答弁書受領)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法」・「靖国神社」問題に関する質問に対する答弁書

問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員稲葉誠一君提出刑事訴訟法上の諸問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員稲葉誠一君提出二階堂進氏の処分と国務大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

「憲法」・「靖国神社」問題に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和五十九年六月十九日
提出者 稲葉 誠一

衆議院議長 福永 健司殿
「憲法」・「靖国神社」問題に関する質問主意書

一 憲法の性格について

自由民主党靖国問題小委員会見解の中には、四項において「占領政策の基本は日本が再びアメリカの脅威となるような存在に於てはならない」ということにおかれていた。とあるが、これは中曾根内閣としてもそのように考えていると見てよい。

二 また、その中に「占領政策の洗脳から自己をとり戻していくことの必要な時代を迎えている」とあるが、これは現内閣のいう占領政策の再検討とどう違うのか。

三 憲法で禁止されている事柄について、具体的、個別的かつ限定的に列挙願いたい。

四 禁止されていないが、法律の規定がないため、現行法上できないと考えていることについて同様に限定的に列挙されたい。

五 以上三、四に直接・間接関連する事項であつて、解釈上疑義があるもの(例えば憲法第二十条について、その他)が存在すれば説明されたい。

六 憲法第二十条制定の趣旨について

1 靖国神社の「公式参拝」について内閣としての統一した見解を示されたい。

2 「国家護持」についても内閣としての統一見解を示されたい。

解を示されたい。

3 「公式参拝」と「国家護持」との間に、憲法第二十条その他の関係で差異があるのか。あるとすればその詳細な見解を示されたい。

七 日本を代表する者は憲法の規定上存在するの。存在するとなれば、それは天皇か、内閣総理大臣か又は他の者か。「日本を代表する」との意味についての理解を示されたい。

また、「元首」と「国家を代表する者」とは同一概念か。「国民主権」下において「国家元首」なるものは存在するの。

「国民主権」とは一体いかなることを指すものと理解してよいのか。

右質問する。

内閣衆質一〇一第二二号
昭和五十九年七月十三日
内閣総理大臣 中曾根康弘
衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法」・「靖国神社」問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法」・「靖国神社」問題に関する質問に対する答弁書

一及び二について
いずれも自由民主党靖国問題小委員会見解の内容にかかわる御質問であり、内閣として答弁することは差し控えたい。

なお、「占領政策の再検討」を内閣が行っている事実はない。

三及び四について
「憲法で禁止されている事柄」の意味が必ずしも明らかではないが、国又はその機関の活動についての御質問であるとすれば、国又はその機関は憲法に違反することは許されないものであるから、憲法の各規定に違反する行為はすべてこれに当たる。

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号

朗読を省略した議長の報告

また、国又はその機関がある行為をするのに根拠となる法律の規定が必要とされる場合において、そのような法律がないときは、国又はその機関はその行為をすることができない。

五について
憲法解釈上政府が合意とも違憲とも断定してないが違憲ではないかとの疑いをなお否定できないといっているものとして、国務大臣が国務大臣としての資格で行う靖国神社参拝の問題があり、これについての疑義は、それが憲法第二十条第三項の「宗教的活動」に当たらないかというものである。

六について
1 内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝するいわゆる「公式参拝」問題についての政府の見解は、昭和五十九年十月十七日及び昭和五十九年十一月十七日に出されており、この二つの政府統一見解は、現在も変更されていない。

2 靖国神社の「国家護持」とは、国が靖国神社の運営について、参予し、又は国費を支出することを意味することが多いと考へるが、このような意味での靖国神社の国家護持を国が行うためには、靖国神社が宗教性をなくすることが必要であると考へる。(昭和五十九年十月二十八日付け内閣衆議院第三号答弁書参照)

3 「公式参拝」は、憲法第二十条第三項の禁止する宗教的活動との関係で問題となるのに対し、「国家護持」が2で述べた意味であるとするれば、国家護持については、同項のほか、宗教団体に公の財産を支出し又は利用させることを禁止した憲法第八十九条との関係が問題となると考へる。

七について
「日本を代表する者」の意味が必ずしも明らかではないが、一般的に我が国を対外的に代表する国家機関ということであれば、憲法は、それ

について特に明示していない。

「国家を代表する者」が国家を対外的に代表する国家機関を意味するものとしても、「元首の概念には、いろいろな考え方があり、「元首」と「国家を代表する者」とが同一概念かどうかは、元首の概念をどのように考へるかによつて異なることになる。

「国民主権」とは、国の意思の最終的かつ最高の決定者が国民であることを意味すると考へるが、このような国民主権と元首の関係については、元首の概念をどのように考へるかにもよるが、一般的にいえば、両者は相対立するものではないと考へる。

右答弁する。
刑事訴訟法上の諸問題に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和五十九年六月十九日

提出者 稲葉 誠一
衆議院議長 福永 健司殿

刑事訴訟法上の諸問題に関する質問主意書
一 「無罪の推定」とはいかなるものか。これは法のどこにかなる形で認められているか。
英米法にもこの種の規定は法令・判例上存在するか。

二 一審有罪の場合、この推定は崩れるのか。崩れるとすれば、控訴審においてこの「無罪の推定」は質的に変化するか。
三 日本の刑事訴訟法は「形式的真実発見主義」、「実質的真実発見主義」のいずれをとっているのか。条文に即して説明されたい。

この点に旧刑法と差異はあるのか。
四 検事控訴を認めない法制とその理由は何か。また、再審開始決定に対し、検察官の抗告を認めない法制、例えばドイツ法の成立の経過について明らかにされたい。
五 黙秘権は憲法・刑事訴訟法上認められた「権利」か。

黙秘することと否認することとの異同について見解を問う。

六 再犯の虞があるので重く処罰すべきと科刑意見を述べることとあるが、これは「保安処分」を事実上認めたこととなるのではないか。
右質問する。

内閣衆議院一〇一第二四号
昭和五十九年七月十三日
内閣総理大臣 中曽根康弘
衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員稲葉誠一君提出刑事訴訟法上の諸問題に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。
【別紙】
衆議院議員稲葉誠一君提出刑事訴訟法上の諸問題に関する質問に對する答弁書

一について
「無罪の推定」という概念は、刑事手続にあつては、検察官によつて有罪であることにつき合理的な疑いがない程度の立証がされない限り、被告人を有罪としてはならないという刑事裁判における立証責任の基本原則を表すものとして一般に用いられている。我が国の刑事訴訟法上明文の規定はないが、犯罪の証明のないときは無罪の言渡しをしなければならない旨規定している同法第三三六条にもその趣旨が表れている。

英米法においてこのような「無罪の推定」の概念が認められていることは、陪審に對し指示すべき事項等に関する判例上明らかであり、これを明文で定めている法令も存する(カリフォルニア刑事法第九十六条)。

二について
第一審で有罪判決の宣告があつた場合における上訴審においても、前述のような「無罪の推定」が刑事裁判における基本原則であることに変わりはない。

三について

我が国の刑事訴訟法は、同法第一条の目的規定において明らかにされているように、個人の基本的人權の保障を全うしつつ、客觀的事實を明らかにすることを究極の目的とするいわゆる「実体的真実主義」を基本原則として採用している。

このことは、右の規定のほか、同法が第三百十九條第三項において有罪の自認のみによつて有罪とすることを禁じ、第二百九十八條第二項において職權証調を認めることとし、更に第三百八十二條において判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があることを控訴理由の一つとしていることなどからも明らかである。

なお、旧刑事訴訟法も、証拠能力の制限等において差異を有するものの、実体的真実主義を基本原則としていたことは、現行法と同じである。

四について
英米法系の法制においては、検察官又は訴追側の控訴権は制限されており、一般に、無罪判決に對しては控訴を認めず、また、無罪判決以外の裁判に對しても一定の場合に限つて控訴を許すこととしている例が多い。このような法制が採用されている理由としては、陪審裁判を受ける権利が被告人に保障されている英米法系の訴訟構造に對しては、陪審による評決、特に無罪評決は絶対的最終性を持つものとして尊重されていること、また、このような訴訟構造を背景にして、アメリカ合衆国においては同憲法修正第五條でいわゆる二重の危険禁止事項が規定されていることなどが挙げられている。

下級裁判所が再審開始決定をすることとされている国の一つであるドイツ連邦共和国の再審手続においては、再審請求の理由があるとして再審開始決定があつた場合には、検察官が抗告することを認めないこととされている(同国刑事訴訟法第三百七十二條後段)。この規定は、

再審開始決定があつた場合には、検察官が抗告することを認めないこととされている(同国刑事訴訟法第三百七十二條後段)。この規定は、

千九百六十四年十二月十九日成立の刑事訴訟法改正法案の連邦議會での審議において、裁判所が原裁判に疑念を抱いて再審開始決定をした場合には檢察官が再度の審査を求め得ることとするのは相当でない旨の議論に基づき、追加修正されたものである。

五について

被告人及び被疑者がその意思に反して供述をする必要がないことは憲法及び刑事訴訟法において保障されており、そのことが通常「黙秘権」と呼ばれているが、その実体は、被告人又は被疑者につき、右のような保障がなされているという地位ないしは状態を意味するものと解される。

被告人又は被疑者が、公訴事実又は被疑事実につき、直接又は間接にこれを否定する供述を行うことを「否認」といい、全面的又は部分的に供述を行わないことを「黙秘」というのであつて、両者が異なることは、明らかである。

六について

檢察官が論告求刑において再犯のおそれに言及することもあるが、それは、当該被告人に対する量刑上考慮されるべき事情の一つを指摘するものに過ぎず、そのことによつて保安処分を事実上認めたこととなるわけではない。

右答弁する。

二階堂進氏の処分と國務大臣の職務権限に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年六月十九日

提出者 稲葉 誠一

衆議院議長 福永 健司殿

二階堂進氏の処分と國務大臣の職務権限に関する質問主意書

一 昭和五十一年十一月二日及び十一月四日の

ロッキード問題に関する調査特別委員會議録第八号、第九号に記載のとおり、政府は二階堂進

氏に対し左の報告をなしている。

「元内閣官房長官 二階堂進」

ロッキード事件の捜査の経過において得られた資料、すなわち、全日空関係者及び丸紅関係者の供述、米国における囑託証人尋問の結果等によれば、二階堂進は、昭和四十七年七月七日から同四十九年十一月十一日までの間、内閣官房長官であつたものであるところ、昭和四十七年十一月初旬ころ、東京都内において全日空株式会社代表取締役社長若狭得治らより依頼を受けた丸紅株式会社取締役伊藤宏から、ロッキード社から流入したいわゆる三三三三の領収証に見合う三千万円の一部である現金五百万円を、全日空がL-1011型航空機を導入することについて尽力した謝礼の趣旨のもとに受領したと認められるが、右金員は内閣官房長官としての職務に関する対価であることが認定できないために、収賄罪の成立は認められない。」

右報告記載事実を今日でも維持されるか。

二 右金五百万円の授受につき、政府報告によるところの授けた方の趣旨、また、受けた方の趣旨は何か。

三 右報告においては、「官房長官としての職務に関する対価であることが認定できないために、収賄罪の成立は認められない」とあるが、國務大臣としての職務に関する云々とふれていないのはいかなる理由によるものか。

四 國務大臣の職務権限についての見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一〇一第二五号

昭和五十九年七月十三日

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員稲葉誠一君提出二階堂進氏の処分と國務大臣の職務権限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員稲葉誠一君提出二階堂進氏の処分と國務大臣の職務権限に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

昭和五十一年十一月二日の衆議院ロッキード問題に関する調査特別委員会で資料の提供は、特に秘密会とされた同委員会において行われたものであり、その事情は現在でも変わつていないので、右資料の内容を前提とする一から三までの御質問にはお答えすることができない。

四について

國務大臣は、内閣の構成員として、閣議に加わることをその職務とする（憲法第六十六条第一項、内閣法第四條第一項）。

また、國務大臣は、案件のいかんを問はず、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めることができる（内閣法第四條第三項）ほか、いつでも議案について発言するため、議院に出席することができる（憲法第六十三條）。

右答弁する。

たばこ事業法案

右

国会に提出する。

昭和五十九年四月十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 原料用国内産業たばこの生産及び買入れ（第三条・第七條）

第三章 製造たばこの製造（第八条・第十条）

第四章 製造たばこの販売（第十一条・第三十条）

（二条）

第五章 小売定価（第三十三條・第三十七條）

第六章 雑則（第三十八條・第四十六條）

第七章 罰則（第四十七條・第五十二條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 たばこ タバコ属の植物をいう。

二 葉たばこ たばこの葉をいう。

三 製造たばこ 葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかき用に供し得る状態に製造されたものをいう。

第二章 原料用国内産業たばこの生産及び買入れ

（原料用国内産業たばこの生産及び買入れ）

第三条 日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）は、毎年、その製造する製造たばこの原料の用に供しようとする国内産の葉たばこ（以下「原料用国内産業たばこ」という。）の買入れを行おうとする場合においては、すべて、あらかじめ、会社売り渡す目的をもつてたばこを耕作しようとする者（以下「耕作者」という。）と原料用国内産業たばこの買入れに関する契約を締結するものとする。

2 前項に規定する契約においては、たばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格（以下「葉たばこの価格」という。）を

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 たばこ事業法案及び同報告書

定めるものとする。

3 会社は、大蔵省令で定めるところにより、耕作者の会社に対する第一項に規定する契約の申込みに必要な事項を公告するものとする。

4 会社は、第一項に規定する契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れられるものとする。

5 前項に規定する買入れに際しての葉たばこの品位に係る決定の方法については、大蔵省令で定める。

4 会社は、前条第一項に規定する契約を締結しようとするときは、会社の代表者は、会社の原料用国内産葉たばこの買入れに係るたばこの種類別の耕作面積及び葉たばこの価格について、あらかじめ、葉たばこ審議会に諮らなければならない。この場合において、会社は、当該葉たばこ審議会の意見を尊重するものとする。

2 葉たばこ審議会は、前項に規定する葉たばこの価格について、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産を確保することを旨として審議するものとする。

5 会社は、毎年、たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第百三十五号）第二条に規定するたばこ耕作組合中央会（次条において「中央会」という。）の意見を聴いて原料用国内産葉たばこの買入れに係るたばこの種類別の耕作面積の地域別の内訳を定め、大蔵省令で定めるところにより、公告するものとする。

2 会社は、前項の規定により公告されたたばこの種類別の耕作面積の地域別の内訳の範囲内において、第三条第一項に規定する契約を締結するものとする。

第六条 会社は、たばこ耕作組合法第二条に規定するたばこ耕作組合の組合員である耕作者（以下この条において「組合員である耕作者」という。）と第三条第一項に規定する契約を締結しようとする場合において、当該組合員である耕作

者が中央会に対し葉たばこの価格、耕作したたばこ又は収穫した葉たばこが災害により損害を受けた場合の取扱い、代金の支払方法その他の当該契約の基本的事項を約定することを委託したときは、中央会と当該契約の基本的事項を約定するものとする。この場合において、当該約定は、会社と当該組合員である耕作者との間で締結される同項に規定する契約の一部とみなす。

（葉たばこ審議会）

第七条 会社の代表者の諮問に応じ、原料用国内産葉たばこの生産及び買入れに関する重要事項を調査審議するため、会社に葉たばこ審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項について、会社の代表者に建議することができる。

3 審議会は、委員十一人以内で組織する。

4 委員は、耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから大蔵大臣の認可を受けて、会社の代表者が委嘱する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第三章 製造たばこの製造

（会社以外の製造の禁止）

第八条 製造たばこは、会社でなければ、製造してはならない。

（製造たばこの販売価格）

第九条 会社は、その製造に係る製造たばこで現に販売をしていない品目の製造たばこを第二十条の登録を受けた者（以下「卸売販売業者」という。）に販売しようとする場合においては、当該製造たばこの品目ごとに一の販売価格の最高額（たばこ消費税法（昭和五十九年法律第...）に規定するたばこ消費税に相当する金額を含む。以下この条において「最高販売価格」という。）を定めて、当該製造たばこを製造場から移出する時までに、大蔵大臣の認可を受けなければ

ばならない。

2 会社が既に前項及びこの項の認可を受けて販売をしていない製造たばこがある場合において、当該認可に係る最高販売価格を変更しようとするときは、その実施の時期を定めて、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 大蔵大臣は、前二項の認可の申請があつた場合において、会社が当該申請に係る最高販売価格で当該製造たばこを販売した場合に、消費者の利益を不当に害することとなると認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

4 大蔵大臣は、第一項又は第二項の認可をした最高販売価格が経済事情の変動その他の事由により前項の趣旨に照らして不適当となつたと認めるときは、会社に對し、相当の期間を定めて、当該最高販売価格の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

5 会社は、その製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた最高販売価格を超える金額を受領してはならない。

6 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこを第二十条第一項の許可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするときに準用する。この場合において、第一項中「たばこ消費税法（昭和五十九年法律第...）に規定するたばこ消費税に相当する金額」とあるのは、「たばこ消費税法（昭和五十九年法律第...）に規定するたばこ消費税、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第四節に規定する道府県たばこ消費税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ消費税に相当する金額」と、第五項中「卸売販売業者」とあるのは「小売販売業者」と読み替へるものとする。

（製造たばこの円滑な供給）

第十条 会社は、製造たばこに係る地域的な需給状況を勘案して、その円滑な供給を図るよう努

めるものとする。

第四章 製造たばこの販売

（製造たばこの特定販売業者の登録）

第十一條 自ら輸入関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第一号に規定する輸入をいう。以下同じ。）をした製造たばこの販売を業として行おうとする者は、大蔵大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所
二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
三 未成年者（営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。）又は禁治産者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
四 営業所の所在地
五 その他大蔵省令で定める事項

3 前項の申請書には、第十三条各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第十二條 大蔵大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を製造たばこ特定販売業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第二項各号に掲げる事項
二 登録年月日及び登録番号
（登録の拒否）

第十三條 大蔵大臣は、第十一条第一項の登録を受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過

しない者

二 第十七条第一項の規定により第十一条第二項の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 破産者で復権を得ないもの

四 法人であつて、その代表者のうちに前三号の一に該当する者があるもの

五 未成年者(営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号から第三号までの一に該当するもの)

(特定販売業者の承継)

第十四条 第十一条第一項の登録を受けた者(以下「特定販売業者」という。)について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、当該選定された者。以下この条及び第二十七条において同じ。又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その特定販売業者の地位を承継する。ただし、当該相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が前条各号の一に該当するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当する相続人は、相続後六十日間に限り、引き続きその在庫に係る製造たばこの販売を業として行うことができる。この場合において、この法律の適用に關しては、当該相続人を特定販売業者とみなす。

3 第一項の規定により特定販売業者の地位を承継した者又は前項前段の規定により製造たばこの販売を業として行う者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(特定販売業者の商号等の変更の届出)

第十五条 特定販売業者は、第十一条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(特定販売業者の廃止)

第十六条 特定販売業者は、その営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 特定販売業者がその営業を廃止したときは、その者に係る第十一条第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第十七条 大蔵大臣は、特定販売業者が次の各号の一に該当するときは、第十一条第一項の登録を取り消し、又は期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。

一 第十三条第一号又は第三号に掲げる者に該当することとなつたとき。

二 第十四条第三項又は第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この項又は第三十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十三条第一項又は第三十九条第一項の規定に違反して製造たばこを製造場から移出し、若しくは輸入し、又は販売したとき。

五 正当な理由がないのに、二年以内にその営業を開始せず、又は二年を超えて引き続きその営業を休止したとき。

六 不正の手段により第十一条第一項の登録を受けたとき。

七 法人であつて、その代表者のうちに第一号に該当する者があるとき。

八 未成年者(営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号に該当する者であるとき。

2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、積明のための証拠を提出する機会を与えるため、聴聞しなければならない。

(登録等の通知)

第十八条 大蔵大臣は、第十二条の規定による登録、第十三条の規定による登録の拒否又は前条第一項の規定による登録の取消し若しくは営業の停止の命令をしたときは、遅滞なく、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。この場合において、第十三条の規定による登録の拒否又は前条第一項の規定による登録の取消し若しくは営業の停止の命令の通知にあつては、その理由を示さなければならない。

(登録の抹消)

第十九条 大蔵大臣は、第十六条第二項の規定により登録が効力を失つたとき、又は第十七条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該特定販売業者の登録を抹消しなければならない。

(製造たばこの卸売販売業者の登録)

第二十条 製造たばこの卸売販売(消費者に対する販売以外の販売をいう。以下同じ。)を業として行おうとする者は、当分の間、大蔵大臣の登録を受けなければならない。ただし、会社又は特定販売業者がその製造し、又は輸入した製造たばこの卸売販売を行おうとする場合は、この限りでない。

(準用)

第二十一条 第十一条第二項及び第三項、第十二条並びに第十三条の規定は前条の規定による製造たばこの卸売販売に係る登録について、第十四条から第十六条までの規定は卸売販売業者について、第十七条から第十九条までの規定は製造たばこの卸売販売に係る登録の取消し等について、それぞれ、準用する。この場合において、第十一条第二項中「前項」とあるのは「第二十条」と、第十二条中「前条第一項」とあるのは「第二十条」と、「製造たばこ特定販売業者登録簿」とあるのは「製造たばこ卸売販売業者登録簿」と、第十三条中「第一項」とあるのは「第二十条」と、第十四条第一項中「第一項」とあるのは「第二十条」と、

第一項の登録を受けた者(以下「特定販売業者」という。とあるのは「卸売販売業者」と、同条第二項及び第三項中「製造たばこの販売」とあるのは「製造たばこの卸売販売」と、第十六条第二項中「第一項」とあるのは「第二十条」と、第十七条第一項中「第一項」とあるのは「第二十条」と、同項第三号中「この項又は第三十四条第二項」とあるのは「この項」と、同項第四号中「第三十三条第一項又は第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第二項」と、「製造場から移出し、若しくは輸入し、又は販売した」とあるのは「販売した」と読み替へるものとする。

(製造たばこの小売販売業者の許可)

第二十二条 製造たばこの小売販売(消費者に対する販売をいう。以下同じ。)を業として行おうとする者は、当分の間、その製造たばこに係る営業所(以下第三十七条まで及び第四十九条において「営業所」という。)ごとに大蔵大臣の許可を受けなければならない。会社又は特定販売業者が小売販売を業として行おうとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所
二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者(営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。又は禁治産者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

四 営業所の所在地

3 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。
(許可の基準)
第二十三条 大蔵大臣は、前条第一項の許可の申

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 たばこ事業法案及び同報告書

一一〇

請があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、許可をしないことができる。

一 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であるとき。

二 申請者が第三十一条第一項の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であるとき。

三 営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行ふのに不適当である場合として大蔵省令で定める場合であるとき。

四 製造たばこの取扱いの予定高が大蔵省令で定める標準に達しないと認められるとき。

五 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他小売販売を業として行ふのに不適当である場合として大蔵省令で定める場合であるとき。

六 申請者が法人であつて、その代表者のうちに第一号若しくは第二号に規定する者又は破産者で復権を得ないものに該当する者があるとき。

七 申請者が未成年者(営業に關し成年者と同じ一の能力を有する者を除く)又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号若しくは第二号に規定する者又は破産者で復権を得ないものに該当する者であるとき。

(許可の条件等)
第二十四条 大蔵大臣は、第二十二條第一項の許可に際し、許可の条件又は期限を付し、及びこれを變更することができる。

2 前項の条件又は期限は、第二十二條第一項の許可の趣旨に照らして、必要な最小限度のものでなければならぬ。

(営業所の移転)
第二十五条 小売販売業者は、その営業所を移転しようとするときは、大蔵省令で定めるところ

により、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、その移転先の営業所が第二十三條第三号に該当し、又は移転先の営業が同条第四号に該当するときは、大蔵大臣は、同項の許可をしないことができる。

(出張販売)
第二十六条 小売販売業者は、その営業所以外の場所に出張して製造たばこの小売販売をしようとする場合においては、大蔵省令で定めるところにより、その場所ごとに、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

2 第二十四條の規定は、前項の許可を与える場合について準用する。

(小売販売業の承継)
第二十七条 小売販売業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その小売販売業者の地位を承継する。ただし、当該相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が第二十三條各号(第三号及び第四号を除く。)の一に該当するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当する相続人は、相続後六十日間に限り、引き続きその在庫に係る製造たばこの小売販売を業として行うことができる。この場合において、この法律の適用に關しては、当該相続人を小売販売業者とみなす。

3 第一項の規定により小売販売業者の地位を承継した者又は前項前段の規定により小売販売を業として行ふ者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第二十八条 前条第一項及び第三項の規定は、小売販売業者が自らを代表者とする法人(定款に製造たばこの小売販売を業として行ふ旨の定めがあるものに限る。)を設立した場合その他これに類する場合として大蔵省令で定めるところについて準用する。

(小売販売業の休止)
第二十九条 小売販売業者は、その営業所における営業を引き続き一月を超えて休止しようとするときは、あらかじめ、理由を付してその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(小売販売業者の商号等の変更等の届出)
第三十条 小売販売業者は、第二十二條第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 小売販売業者は、その営業所における営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。第二十六條第一項の許可を受けて行ふ小売販売を取りやめたときも、同様とする。

(許可の取消し等)
第三十一条 大蔵大臣は、小売販売業者が次の各号の一に該当するときは、第二十二條第一項の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。

一 第二十三條第一号に掲げる者に該当することとなつたとき。

二 第二十四條第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反したとき。

三 第二十五條第一項、第二十六條第一項、第三十六條又は第三十九條第二項の規定に違反したとき。

四 第二十七條第三項(第二十八條において準用する場合を含む。)第二十九條又は第三十條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 この項の規定による命令に違反したとき。

六 破産者となつたとき。

七 正当な理由がないのに、一月以内にその営業を開始せず、又は一月を超えて引き続きその営業を休止したとき。

八 不正の手段により第二十二條第一項の許可を受けたとき。

九 未成年者喫煙禁止法(明治三十三年法律第三十三号)第四條の規定に違反して処罰されたとき。

十 法人であつて、その代表者のうちに第一号、第六号又は前号に該当する者があるとき。

十一 未成年者(営業に關し成年者と同じ一の能力を有する者を除く)又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号、第六号又は第九号に該当する者であるとき。

2 第二十七條第二項の規定は、前項の規定による処分をする場合について準用する。

(許可等の通知)
第三十二条 大蔵大臣は、第二十二條第一項の規定による許可、第二十三條の規定による不許可又は前条第一項の規定による許可の取消し若しくは営業の停止の命令をしたときは、遅滞なく、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。この場合において、第二十三條の規定による不許可又は同項の規定による許可の取消し若しくは営業の停止の命令の通知にあつては、その理由を示さなければならない。

第五章 小売定価
第三十三条 会社又は特定販売業者は、その者の現に販売をしていない品目の製造たばこ(その者が自ら製造し、又は輸入するものに限る。以下この条において同じ。)の販売をしようとする場合においては、当分の間、政令で定めるところにより、その品目ごとに一の小売定価を定め、当該製造たばこを製造場から移出し、又は輸入する時まで、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 会社又は特定販売業者は、既にその者が前項及びこの項の認可を受けて販売をしている製造たばこがある場合において、当該認可に係る小売定価を變更しようとするときは、政令で定めるところにより、その実施の時期を定めて、あ

らかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 前二項の場合において、二以上の者から製造たばこの同一の品目について小売定価の認可の申請があつた場合その他これに準ずる場合における認可の方法及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十四条 大蔵大臣は、前条第一項又は第二項の小売定価の認可の申請があつた場合には、次の各号の一に該当するときはを除き、同条第一項又は第二項の認可をしなければならない。

一 当該申請に係る小売定価による販売が消費者の利益を不当に害することとなると認めるとき。

二 当該申請に係る小売定価が、会社にあつては第九條第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する最高販売価格、特定販売業者にあつてはその輸入価格（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の八までの規定により計算される価格をいう。）に照らして不当に低いと認めるとき。

2 大蔵大臣は、前条第一項又は第二項の認可をした小売定価が経済事情の変動により前項の趣旨に照らして著しく不適当となつたと認める場合その他政令で定める事由に該当する場合に、当該小売定価の認可を受けた者に対し、相当の期間を定めて、当該小売定価の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

（小売定価の公告）

第三十五条 大蔵大臣は、第三十三條第一項又は第二項の規定により小売定価を認可したときは、大蔵省令で定めるところにより、当該認可に係る小売定価を公告するものとする。

（小売定価以外による販売等の禁止）

第三十六条 小売販売業者は、第三十三條第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価によらなければ製造たばこを販売してはならない。

昭和五十九年七月十七日 衆議院会議録第三十六号 たばこ事業法案及び同報告書

い。ただし、小売販売業者が他の小売販売業者に臨時の在庫補充用として製造たばこを販売する場合その他の大蔵省令で定める場合は、この限りでない。

2 小売販売業者は、第三十三條第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価がない製造たばこを販売してはならない。

（小売定価の揭示）

第三十七条 小売販売業者は、その営業所において販売する製造たばこの品目ごとの第三十三條第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価を当該営業所に掲示しなければならない。

第六章 雑則

第三十八條 製造たばこ代用品は、これを製造たばこみなしてこの法律の規定を適用する。

2 前項に規定する製造たばこ代用品とは、製造たばこ以外の物であつて、喫煙用に供されるもの（大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第一条に規定する大麻、麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第二号に規定するあへん並びに薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。

（注意表示）

第三十九條 会社又は特定販売業者は、製造たばこで大蔵省令で定めるものを販売の用に供するために製造し、又は輸入した場合には、当該製造たばこを販売する時までに、当該製造たばこに、消費者に対し製造たばこの消費と健康との関係に注意を促すための大蔵省令で定める文言を、大蔵省令で定めるところにより、表示しなければならない。ただし、輸入した製造たばこを博覧会において展示し即売する場合その他の大蔵省令で定める場合は、この限りでない。

2 卸売販売業者又は小売販売業者は、前項本文の規定により製造たばこに表示されている文言を消去し、又は変更して、製造たばこを販売してはならない。

（広告に関する勸告等）

第四十條 製造たばこに係る広告を行う者は、未成年者の喫煙防止及び製造たばこの消費と健康との関係に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合には、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴いて、製造たばこに係る広告を行う者に対し、当該広告を行う際の指針を示すことができる。

3 大蔵大臣は、前項の規定により示された指針に従わずに製造たばこに係る広告を行つた者に対し、必要な勧告をすることができる。

4 大蔵大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、製造たばこの広告を行つた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（報告）

第四十一條 大蔵大臣は、この法律を施行するたに必要があると認めるときは、特定販売業者、卸売販売業者又は小売販売業者に対して、その業務に関する報告を求めることができる。

（立入検査）

第四十二條 大蔵大臣は、この法律を施行するたに必要があると認めるときは、その職員に、特定販売業者、卸売販売業者又は小売販売業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解してはならない。

（事務の一部委任）

第四十三條 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を会社に取り扱わせることができる。

2 前項の規定により事務の一部を会社に取り扱わせる場合においては、その事務の取扱いに要する経費は、会社の負担とすることができる。

3 第一項の場合において、その事務に従事する会社の職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（権限の委任）

第四十四條 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長若しくは財務支局長又は税関長に行わせることができる。

（輸出等の適用除外）

第四十五條 製造たばこの輸出（関税法第二条第一項第二号に規定する輸出又はこれに準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）をし、又は製造たばこを輸出のために販売する場合に、第九條、第十條、第四章、第五章及び第三十九條の規定は適用しない。

（政令への委任）

第四十六條 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第四十七條 第八條の規定に違反して製造たばこを製造した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の犯罪に係る製造たばこは、没収する。ただし、犯罪の後犯人以外の者が情を知らないで当該製造たばこを取得したと認められる場合においては、この限りでない。

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 たばこ事業法案及び同報告書

第四十八条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一條第一項の規定に違反して、自ら輸入をした製造たばこの販売を業として行つた者

二 第十七條第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十條の規定に違反して、製造たばこの卸売販売を業として行つた者

二 第二十一條において準用する第十七條第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

三 第二十二條第一項の規定に違反して、製造たばこの小売販売を業として行つた者

四 第二十四條第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反した者

五 第二十五條第一項の規定に違反して、営業所を移転して製造たばこの小売販売を行つた者

六 第二十六條第一項の規定に違反して、営業所以外の場所に出張して製造たばこの小売販売を行つた者

七 第三十一條第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

八 第三十六條の規定に違反して、製造たばこの小売販売を行つた者

第五十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第四十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十七條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第五十二條 第十四條第三項(第二十一條において準用する場合を含む。)、第十五條(第二十一條において準用する場合を含む。)、第十六條第一項(第二十一條において準用する場合を含む。)、第二十七條第三項(第二十八條において準用する場合を含む。)、第二十九條又は第三十條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百一十一号)

二 製造たばこ定価法(昭和四十年法律第百一十二号)

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前のたばこ専売法(以下「旧法」という。)

第八條第一項の規定によるたばこの耕作の許可を受けている者(旧法第二十六條の二に規定する農業用たばこ耕作者(以下「農業用たばこ耕作者」という。))を除く。附則第五條において「耕作許可者」という。)

又旧法第十條第二項の規定によるたばこの耕作の引継ぎの許可を受けている者(農業用たばこ耕作者のたばこの耕作について同項の許可を受けている者を除く。)

は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))において会社と第三條第一項に規定する契約を締結したものとみなす。

2 前項の場合において、旧法第八條第一項の規定により許可された耕作地の位置及び面積並びにたばこの種類(同条第三項の規定によりその変更が許可された場合には、当該変更後の耕作地の位置及び面積並びにたばこの種類)、旧法第十三條の規定により日本専売公社(以下「公社」という。))が定めた耕作及び収穫の方法並びに旧法第十八條第一項の規定により公社が定めた乾燥調理の方法は、前項に規定する契約により定められたものとみなす。

3 第一項の場合において、この法律の施行の際現に旧法第五條第二項の規定により公社が収納の価格を公告しているときは、当該収納の価格は、第一項に規定する契約により定められたものとみなす。

4 第一項の場合において、この法律の施行の際旧法第五條第二項に規定する収納の価格を公社が公告していないときは、公社は、第七條第一項に規定する葉たばこ審議会に諮り、その意見を尊重して第一項に規定する契約に係る葉たばこの価格を定めるものとする。

5 第一項に規定する契約の内容については、前三項に規定するもののほか、旧法第十條第一項及び第二項、第十八條第二項、第十九條第一項ただし書及び第七項並びに第二十四條の規定を参酌して、第一項の規定により会社と第三條第一項に規定する契約を締結したものとみなされる者と会社との間で約定するものとする。この場合において、第六條の規定を準用する。

第四條 施行日前に旧法第八條第三項又は第十條第二項の規定により公社に対しされた許可の申請(農業用たばこ耕作者が行う申請又は農業用たばこ耕作者のたばこの耕作を引き継ぐこととする者が行う申請を除く。))については、施行日に会社に対しされた前条第一項に規定する契約の変更若しくは解約又は引継ぎの申込みとみなす。

第五條 施行日前に旧法第二十四條に規定する災害にかかりその耕作したたばこ又は収穫した葉たばこが著しい損害を受けた耕作許可者に対し、この法律の施行の際公社が同条の規定による補償金を交付していない場合には、公社は、なお従前の例により当該補償金を交付することができ。

第六條 この法律の施行の際現に旧法第二十六條第一項の規定による試作の許可を受けている者又は同条第二項の規定において準用する旧法第十條第二項の規定による試作の引継ぎの許可を受けている者は、施行日において会社と当該試作に係る原料用国内産葉たばこの買入れに関する契約を締結したものとみなす。

2 附則第三條第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「旧法第十三條の規定により日本専売公社(以下「公社」という。))が定めた耕作及び収穫の方法並びに」とあるのは「並びに」と、「公社」とあるのは「日本専売公社(以下「公社」という。))が」と読み替へるものとする。

3 第一項に規定する契約の内容については、前項に規定するもののほか、旧法第二十六條第二項において準用する旧法第五條第一項、第十條第一項及び第二項、第十八條第二項並びに第十九條第一項本文の規定を参酌して、第一項の規定により会社と当該試作に係る原料用国内産葉たばこの買入れに関する契約を締結したものとみなされる者と会社との間で約定するものとする。

(製造たばこの販売価格に関する経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に旧法第三十四條第一項の規定により公社が公告している製造たばこ(公社の製造した製造たばこに限る。))の品目ごとの小売定価から当該小売定価に大蔵大臣の定める率を乗じて得た金額を控除した金額は、施行日に第九條第六項の規定において準用される同条第一項の規定により公社が大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの販売価

格とみなす。

格の最高額とみなす。

(特定販売業の登録に関する経過措置)

第八条 会社は、施行日において第十一条第一項の規定による登録を受けた者とみなす。

2 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二十九号）第六十九条第二項に規定する政令で定める者が施行日の前日に沖縄県において旧法第二十八条の規定により製造したこの輸入に関し公社の委託を受けている者は、施行日において第十一条第一項の規定による登録を受けた者とみなす。

3 前二項の規定により第十一条第一項の規定による登録を受けた者とみなされる者は、施行日から起算して三十日以内に同条第二項に掲げる事項を記載した書類及び同条第三項に規定する書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

4 前項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した者は、十万円以下の過料に処する。

(登録の拒否等に関する経過措置)

第九条 施行日前に旧法第九章の規定（第七章各条に相当する規定として政令で定めるものに限る。）により処罰（旧法第七十九条第一項において準用する国税犯則罰法（明治三十三年法律第六十七号）に基づいてされる通告処分を含む。）をされた者又は旧法第四十三条第一項各号に掲げる場合（同条第三項の規定により旧法第九條第二項又は第三項の規定を準用する場合を含む、第三十一条第一項各号に掲げる場合に相当する場合として政令で定めるものに限る。）の一に該当して旧法第四十三条第一項（同条第三項の規定により旧法第九條第二項又は第三項の規定を準用する場合を含む。）の規定により小売人（旧法第三十条第一項の規定により公社が指定した製造したこの小売人という。以下同じ。）の指定を取り消された者は、当該処罰又は取消しのあつた日において第七章の規定により処罰をされ、又は第三十一条第一項の規定により許可

可を取り消された者とみなして、第十三条（第二十一条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の規定を適用する。

(小売販売業の許可に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に小売人である者は、施行日において第二十二條第一項の規定による許可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）とみなす。

2 前項の規定により小売販売業者とみなされる小売人（以下「継続小売販売業者」という。）が博覧会場、海水浴場その他これらに準ずる場所における一時的又は季節的な需要に応ずる目的で旧法第三十二条第一項の規定により期間を定めて旧法第三十条第一項の規定による指定を受けている者として大蔵省令で定める者に該当する場合、当該継続小売販売業者に対し、施行日において当該期間の満了日を期限とする第二十四條第一項の規定による許可の期限が付されたものとみなす。

3 施行日前に継続小売販売業者に対し旧法第三十九條第一項の規定により公社が指示した事項のうち大蔵省令で定めるものは、当該継続小売販売業者に係る第二十四條第一項の規定による許可の条件とみなす。

(出張販売の許可に関する経過措置)

第十一条 継続小売販売業者がこの法律の施行の際現に旧法第三十条第四項の規定による許可を受けている場合は、施行日において第二十六条第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合において、継続小売販売業者が博覧会場、海水浴場その他これらに準ずる場所における一時的又は季節的な需要に応ずる目的で旧法第三十条第四項の規定により期間を定めて許可を受けている者として大蔵省令で定める者に該当する場合は、当該継続小売販売業者に対し、施行日において当該期間の満了日を期限とする第二十六條第二項において準用する第二十

四條第一項の規定による許可の期限が付されたものとみなす。

(小売販売業の許可等の申請に関する経過措置)

第十二条 施行日前に旧法第三十条第一項の規定又は同条第三項若しくは第四項の規定により公社に対しされた指定又は許可の申請については、施行日に第二十二條第一項の規定又は第二十五條第一項若しくは第二十六條第一項の規定により大蔵大臣に対しされた許可の申請とみなす。

(小売人の相続の届出に関する経過措置)

第十三条 施行日前に小売人が死亡した場合において引き続きその営業所で小売人となろうとする相続人について、旧法第三十三条の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、同条中「公社」とあるのは、「大蔵大臣」とする。

(商号等を変更した場合の届出に関する経過措置)

第十四条 施行日前に旧法第三十六條第三項に掲げる事項に変更があつた継続小売販売業者について、同項の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、同項中「公社」とあるのは、「大蔵大臣」とする。

(小売販売業の許可の取消し等に関する経過措置)

第十五条 施行日前に旧法第四十三条第一項各号に掲げる場合（同条第三項の規定により旧法第九條第二項又は第三項の規定を準用する場合を含む、第三十一条第一項各号に掲げる場合に相当する場合として政令で定めるものに限る。）の一に該当するに至つた継続小売販売業者に対し、この法律の施行の際公社が旧法第四十三条第一項又は第二項（同条第三項の規定により旧法第九條第二項又は第三項の規定を準用する場合を含む。）の規定による処分を行つていない場

合においては、当該継続小売販売業者を第三十一条第一項各号の規定の一に該当した者とみなして、同項の規定を適用する。

第十六条 施行日前に旧法第四十三条第一項第一号又は第二号に掲げる場合（同条第三項の規定により旧法第九條第二項又は第三項の規定を準用する場合を含む、第三十一条第一項各号に掲げる場合に相当する場合として政令で定めるものに限る。）に該当して旧法第四十三条第二項（同条第三項の規定により旧法第九條第二項又は第三項の規定を準用する場合を含む。）の規定により施行日以後の日を最終とする期間を定めて製造したこの販売を差し止められた継続小売販売業者は、施行日において、第三十一条第一項の規定により当該期間の満了日までの期間を定めて営業の停止を命じられた者とみなす。

(製造したこの小売定価に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に旧法第三十四条第一項の規定により公社が大蔵大臣の認可を受けて公告している製造したこの品目ごとの小売定価は、施行日において会社又は附則第八條第二項の規定により第一項第一項の規定による登録を受けた者とみなされる者（以下この条において「継続特定販売業者」という。）が第三十三條第一項の規定による大蔵大臣の認可を受け、第三十五條の規定により大蔵大臣が公告した製造したこの品目ごとの小売定価とみなす。この場合において、継続特定販売業者が当該認可を受け、大蔵大臣が当該公告をしたものとみなされる製造したこの品目は、施行日の前日において当該継続特定販売業者が旧法第二十八条の規定により輸入に関し公社の委託を受けている製造したこの品目に限る。

(製造したこの引換え等に関する経過措置)

第十八条 施行日前に旧法第四十一条第一項の規定により小売人が公社に製造したこの引換えの請求をした場合でこの法律の施行の際公社が当該引換えをしていないときは、会社は、なお従

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 たばこ事業法案及び同報告書

前の例により引き換えなければならない。この場合において、引換えの原因が公社若しくは公社の責めに帰すべき場合又は不可抗力による場合を除き、当該請求をした者は、製造たばこの減価に相当する金額を公社に支払わなければならない。

第十九条 施行日前に旧法第四十一条の二第一項に規定する災害によりその所有する製造たばこを滅失した小売人に対し、この法律の施行の際公社が同条の規定による製造たばこの交付を行つていない場合は、公社は、なお従前の例により製造たばこを交付することができる。

第二十条 施行日前に旧法第四十五条第一項に規定する廃業その他の事由により営業を継続することができない事情が生じた小売人がこの法律の施行の際公社に対して同項の規定による請求を行つていない場合は、その者は、なお従前の例により買戻しを公社に請求することができる。この場合において、公社は、買戻しを請求した製造たばこが公社若しくは公社の責めに帰すべき事由又は不可抗力によらないで旧法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当するものであるときは、払い戻すべき金額から減価に相当する金額を控除する。

第二十一条 施行日前に輸出のため公社から買受けた葉たばこ又は製造たばこの輸出を取りやめた者が旧法第四十九条第一項の規定による申請をした場合において、この法律の施行の際公社が同項の処分を行つていないときは、公社は、その使用に適するものを買い戻さなければならない。

(旧法の処分に係る不服申立て等に関する経過措置)
第二十二條 施行日前に旧法第三十条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十三條第一項若しくは第二項の規定に基づいて公社が行つた処分(以下この条及び次条において「旧法の処分」という。)についての行政不服審査法(昭和三十

年法律第六十号)による不服申立てであつてこの法律の施行の際公社の裁裁が裁決又は決定をしていないものは、施行日において大蔵大臣が受け継ぐ。

2 この法律の施行の際旧法の処分についてすることができ行政不服審査法による不服申立ては、大蔵大臣に對しするものとする。

第二十三條 旧法の処分又は旧法の処分についての行政不服審査法による不服申立てに對し公社の總裁がした裁決若しくは決定(次項において「旧法の処分等」という。)に係る行政事件訴訟法(昭和二十七年法律第三十九号)による訴訟であつてこの法律の施行の際現に係属しているものは、政令で定めるところにより、施行日において大蔵大臣(第四十四條の規定により権限の委任を受けた者を含む。次項において同じ。)が受け継ぐ。

2 この法律の施行の際旧法の処分等について提起することができ行政事件訴訟法による訴訟は、政令で定めるところにより、大蔵大臣を相手方として提起するものとする。

(罰則に関する経過措置)
第二十四條 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(國稅犯則取締法の適用に関する経過措置)
第二十五條 この法律の施行前における旧法の違反事件及び施行後における附則第十三條においてなおその効力を有するものとされる旧法第三十三條に係る違反事件について、旧法第七十九條第一項の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十九條第一項の規定により準用される國稅犯則取締法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(政令への委任)
第二十六條 附則第三條から前條までに定めるも

のはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

開放経済体制に即応し、かつ、たばこ事業の効率的運営等を図るため、たばこ専売制度を廃止するとともに、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資するため、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

たばこ事業法案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、開放経済体制に即応し、かつ、たばこ事業の効率的運営等を図るため、たばこ専売制度を廃止するとともに、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資するため、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

1 目的

たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産、買入れ及び製造たばこの製造、販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ

(一) 日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)は、国内産葉たばこの買入れを行

うとする場合は、あらかじめ、会社に売り渡す目的をもつてたばこを耕作しようとする者(以下「耕作者」という。)と種類別耕作面積及び種類別、品位別価格を定めて葉たばこの買入れに關する契約を締結することとする。

会社は、その契約に基づいて生産された葉たばこについては、原則としてすべて買入れることとする。

(二) 会社は、葉たばこの買入れに關する契約を締結しようとするときは、たばこの種類別耕作面積及び葉たばこの価格について、あらかじめ、会社に置かれる「葉たばこ審議会」に諮り、その意見を尊重しなければならないこととする。

「葉たばこ審議会」は、葉たばこ価格について、生産費、物価等の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産を確保することを旨として審議することとする。

(三) 会社は、たばこの種類別耕作面積の地域別内訳をたばこ耕作組合中央会(以下「中央会」という。)の意見を聴いて定め、その範囲内で耕作者と契約を締結することとする。

(四) たばこ耕作組合の組合員である耕作者が中央会に對し葉たばこ価格等基本的事項の約定を委託したときは、会社は、中央会とその基本的事項を約定するとともに、その約定は、会社とその耕作者との間で締結される契約の一部とみなすこととする。

3 製造たばこの製造

(一) 製造たばこは、会社でなければ製造してはならないこととする。

(二) 会社は、その製造する製造たばこの品目別庫出価格の最高額について、大蔵大臣の認可を受けなければならないこととする。

4 製造たばこの販売

(一) 自ら輸入した製造たばこの販売を業とし

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 たばこ事業法案及び同報告書

- て行おうとする者は、大蔵大臣の登録を受けなければならないこととする。その登録を受けた者(以下「特定販売業者」という。)に關し、必要な規定を設けることとする。
- (二) 製造たばこの卸売販売を業として行おうとする者は、当分の間、大蔵大臣の登録を受けなければならないこととする。その登録を受けた者に關し、必要な規定を設けることとする。
- (三) 製造たばこの小売販売を業として行おうとする者は、当分の間、大蔵大臣の許可を受けなければならないこととする。その許可を受けた者(以下「小売販売業者」という。)に關し、必要な規定を設けることとする。
- (四) 製造たばこの規定により日本専売公社の指定を受けている製造たばこの小売人は、小売販売業者とみなすこととする。
- (五) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入する製造たばこを販売しようとするときは、当分の間、その品目ごとの小売定価を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならないこととする。
- (六) 小売販売業者は、大蔵大臣の認可に係る小売定価によらなければ、製造たばこを販売してはならないこととする。
- 5 その他
- (一) 製造たばこ以外の物で、喫煙の用に供されるものは、製造たばことみなしてたばこ事業法の規定を適用することとする。
- (二) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入した製造たばこを販売するとき、消費者に対し製造たばこの消費と健康の關係に關して注意を促すための一定の文言を表示しなければならないこととする。
- (三) 製造たばこに係る広告を行う者は、未成

- 年者の喫煙防止等に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めなければならないこととする。ほか、大蔵大臣は、広告を行う者に對し、必要な指導等を行うことができることとする。
- (四) この法律は、昭和六十年四月一日から施行することとする。
- (五) たばこ専売法及び製造たばこ定価法は、廃止することとする。
- (六) その他たばこ専売法の廃止に伴う所要の経過措置等を定めることとする。
- 二 議案の可決理由
- 我が国に對する市場開放の要請及びたばこ事業の効率的運営の要請が高まつている現状にかんがみ、たばこ専売制度を廃止するとともに、我が国たばこ産業の健全な発展を図るため所要の調整を行おうとする本案は、時宜に適した措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
- なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
- 右報告する。
- 昭和五十九年七月十三日
- 大蔵委員長 瓦 力
- 衆議院議長 福永 健司殿
- (別紙)
- たばこ事業法案に對する附帯決議
- 今次改革は、約八十年にわたる専売制度及び約三十年に及ぶ公社制度の大転換である。たばこをめぐる外国との競争の激化、社会的環境の変化等、厳しい内外情勢の下、新会社は将来とも民営・分割することなく、今日まで専売公社制度が果たしてきた社会的、公共的役割を継承しなければならぬ。本改革は消費者に「安くて、うまくて、安心して吸える」たばこの供給と地域経済の発展に貢献するものでなければならず、移行に当たっては、たばこ耕作者、たばこ小売人、関連産業等事業関係者の不安にも適切に對処することが

- 必要である。したがつて、政府及び新会社は、以下の事項について万全の對策と最善の努力を傾けること。
- 一 政府は、新会社の自主性と責任体制との強化確立のため、所有と経営の分離の立場を守るとともに、各種の監督規定等の公的規制を極力排除し、積極的かつ活力ある経営ができればよい配慮すること。
- 二 新会社は、我が国たばこ産業の健全な発展を図るため、一層の経営の効率化、合理化に努めるとともに、事業範囲の拡大、研究開発を積極的に推進し、経営基盤の強化を図ること。
- 三 新会社は、職員の雇用の安定、労働条件の維持・向上等一層安定した労使關係、労働三法に基づき公正な労使慣行の樹立等近代的・民主的な労使關係の確立に努めること。
- 四 政府は、事業計画等の許可に当たっては、輸入自由化の下で厳しい国際競争を迫られる新会社の経営の自主性の發揮を妨げることにならないよう十分に配慮すること。
- 五 政府は、新会社への移行に伴う資金問題、新たな税負担等から新会社の財政負担が増加することにかんがみ、必要に応じ適切な配慮を行うこと。
- 六 国内葉たばこ生産の長期的な安定化を図るため、新会社及びたばこ耕作者は一層の生産性の向上、品質の改善に努めるとともに、今後の葉たばこ耕作の在り方について、耕作者の理解と合意を深めるため、葉たばこ審議会の民主的な構成と運営の確保に十分配慮すること。
- 七 政府は、国内葉たばこ生産の安定化と国内製品の競争力の確保を将来にわたり両立させるため、農政費用負担の在り方等その方策について、多角的に検討すること。
- 八 政府は、国内葉たばこの実情等にかんがみ、製造たばこの現行関税率水準を将来とも維持するよう努めること。
- 九 政府は、たばこ小売店の零細性にかんがみ、許可制度の適切な運用等により流通秩序を維持し、その経営基盤と生活の安定に十分配慮すること。
- 十 たばこ消費税の税率については、現行の納付金率の水準に配慮し、国・地方の安定的な財政収入の確保という観点のほか、今後におけるたばこ消費の動向等にも即して適正な水準を維持するよう努めること。
- 十一 昨今の国民の喫煙と健康に關する関心の高まりにかんがみ、喫煙と健康の科学的研究をより充実し、国民が安心して吸えるたばこの供給が図られるよう努めるとともに、非喫煙者の健康を守りたいとする立場にも十分配慮するほか、広告・宣伝が過度にわたらないよう留意し、未成年者の喫煙を誘発するおそれのある広告・宣伝は厳に自粛すること。
- 十二 塩が国民生活の重要な物資であること、食料用塩の自給率の向上に努めること。
- 十三 国内塩産業の自立体制の確立に向けて生産面及び流通面の一層の合理化を推進するとともに、その推進に当たっては、今後関係業界と十分協議の上、画一的でなく業界の実態に即した方策により行うこと。
- 十四 販売特例塩制度の積極的拡大を図り、生産流通各企業の自主性の強化及び市場競争環境の整備を一層推進し、もつて塩産業の自立化の促進に資すること。
- 十五 たばこ事業等審議会をはじめ各種審議会の構成運営に当たっては、たばこ事業及び塩事業関係者の意見が十分反映されるよう配慮するとともに、公正かつ民主的な構成と運営が期せられるよう十分配慮すること。
- 十六 塩専売事業運営委員会の構成については、産業界等からも塩の生産流通に關し、適切な意見を有する人材を幅広く求めることとし、運営に当たっては、塩事業の実情も踏まえ、塩事業関係者の意見が十分反映されるよう配慮すると

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 日本たばこ産業株式会社法案及び同報告書

ともに、塩専売事業の公共性の確保、国内塩産業の自立化達成等本法の趣旨が十分活かされるよう努めること。

十七 日本専売公社総裁の諮問機関としての塩業審議会及び塩取引価格審議会については、従来の経緯にかんがみ、本法施行後においても引き続き塩事業責任者の諮問機関として存置すること。

十八 新会社の役員の選解任に関する大蔵大臣の関与の在り方については、本法施行後、新会社の経営の自主性の確保と責任体制の強化を図るといふ本法の趣旨に照らし、その運用の実態について問題が生じた場合には、必要に応じ所要の措置を講ずること。

十九 政府は、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法の施行後、我が国たばこ産業を取り巻く諸情勢を見極めつつ制度改革の趣旨に沿って、両法律の施行の状況について検討を行い、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

日本たばこ産業株式会社法案

右

昭和五十九年四月十六日

内閣総理大臣 中曽根康弘

日本たばこ産業株式会社法

(会社の目的)

第一条 日本たばこ産業株式会社は、たばこ事業法(昭和五十九年法律第 号)第一条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

(株式)

第二条 政府は、常時、日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

2 会社は、新株を発行しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。転換社債又は新株引受権附社債を発行しようとするときも、同様とする。

(政府保有の株式の処分)

第三条 政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。

(商号の使用制限)

第四条 会社以外の者は、その商号中に日本たばこ産業株式会社という文字を使用してはならない。

(事業の範囲)

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 製造たばこの製造、販売及び輸入の事業

二 前号の事業に附帯する事業

三 前二号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

2 会社は、前項第三号に掲げる事業を営もうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(一般担保)

第六条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(取締役等の選任等の決議)

第七条 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(定款の変更等)

第八条 会社の定款の変更、利益の処分、合併及び解散の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画)

第九条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第十条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書で大蔵大臣に提出しなければならない。

(重要な財産の譲渡等)

第十一条 会社は、製造工場及びこれに準ずる重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(監督)

第十二条 会社は、大蔵大臣がこの法律及びたばこ事業法の定めるところに従い監督する。

2 大蔵大臣は、この法律及びたばこ事業法を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十三条 大蔵大臣は、この法律及びたばこ事業法を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をすることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第十四条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十五条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第十六条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした会社の取締役、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第二条第二項の規定に違反して、新株、転換社債又は新株引受権附社債を発行したとき。

二 第五条第二項の規定に違反して、事業を行つたとき。

三 第九条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

四 第十条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

五 第十一条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

六 第十二条第二項の規定による命令に違反したとき。

以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(設立委員)

第二条 大蔵大臣は、設立委員を命じて、会社の設立に關して発起人の職務を行わせる。

(定款)

第三条 設立委員は、定款を作成して、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

第四条 会社の設立に際して発行する株式に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)第六十八条ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

2 会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超え額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ日本たばこ産業株式会社法」とする。

第五条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本専売公社(以下「公社」という。)が引き受けるものとし、設立委員は、これを公社に割り当てるものとする。

2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に關する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

(出資)

第六条 公社は、会社の設立に際し、会社に対し、別に法律で定めるものを除き、その財産の全部を出資するものとする。この場合において、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三条の十九の規定は、適用しない。

(創立總會)

第七条 会社の設立に係る商法第八十條第一項

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 日本たばこ産業株式会社法案及び同報告書

の規定の適用については、同項中「第七十七條ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本たばこ産業株式会社法附則第五條第一項ノ規定ニ依ル株式ノ割當」とする。

(会社の成立)

第八条 附則第六條の規定により公社が行う出資に係る給付は、たばこ事業法の施行の時に行為れるものとし、公社は、商法第五十七條の規定にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)

第九条 公社は、商法第八十八條第一項の規定にかかわらず、公社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

第十条 公社が出資によつて取得する公社の株式は、公社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(商法の適用除外)

第十一条 商法第六十七條、第六十八條第二項及び第六十八條の規定は、公社の設立については、適用しない。

(権利義務の承継)

第十二條 公社は、公社の成立の時に解散するものとし、この附則に別段の定めがあるものを除き、その一切の権利及び義務は、その時において公社が承継する。

2 前項の規定により公社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(職員に關する経過措置)

第十三條 公社の解散の際現に公社の職員として在職する者は、公社の成立の時に、公社の職員となるものとする。

2 前項の規定により公社の職員が公社の職員となる場合においては、その者に対して、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づき退職手当は、支給しない。

3 公社は、前項の規定の適用を受けた公社の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとする

ときは、その者の公社の職員としての引き続き在職期間を公社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

(商号に關する経過措置)

第十四條 第四條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本たばこ産業株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画に關する経過措置)

第十五條 公社の成立の日の属する營業年度の事業計画については、第九條中「毎營業年度の開始前に」とあるのは、「公社の成立後遅滞なく」とする。

(公社の設立に伴う租税關係法令の適用に關する経過措置)

第十六條 公社の附則第六條の規定により公社が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 公社の取得した附則第六條の規定により公社が行う出資に係る土地で公社が引き続き保有する土地のうち、公社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)前に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

3 公社の取得した附則第六條の規定により公社が行う出資に係る土地で公社が引き続き保有する土地(公社が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。)のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

4 公社の取得した附則第六條の規定により公社

が行う出資に係る土地で公社が引き続き保有する土地(公社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)から昭和五十七年三月三十一日まで間に取得したものに限る。)のうち、地方税法第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項に規定する市街化調整区域内に所在し、かつ、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

5 附則第六條の規定により公社が行う株式の出資に係る給付は、有価証券取引税法(昭和二十八法律第百二二號)第一條に規定する有価証券の譲渡に該當しないものとする。

6 附則第九條の規定により公社が受ける設立の登記及び附則第六條の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い公社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

7 公社の設立後最初の營業年度の試験研究費の額については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十二條の四第一項の規定中「当該法人の昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度(以下この条において「基準年度」という。)から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額」とあるのは「日本専売公社の昭和五十九年四月一日を含む事業年度の試験研究費の額」とし、このうち最も多い額を超える場合」とあるのは「を超える場合」として同項本文の規定を適用するものとし、同項ただし書の規定は適用しない。

8 前項に定めるもののほか、公社の設立に伴う公社に對する法人税に關する法令の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十七條 附則第二條から前條までに規定するも

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 日本たばこ産業株式会社法案及び同報告書

ののほか、会社の設立及び公社の解散に關し必要事項は、政令で定める。

(株式保有の経過措置)

第十八条 政府は、当分の間、第二条第一項の規定にかかわらず、会社の発行済株式の総数の三分の二以上に当たる株式を保有していなければならぬ。

(資金運用部資金の貸付けに關する経過措置)

第十九条 資金運用部資金(資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第六条第一項に規定する資金運用部資金をいう)は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後三年間を限り、第五条第一項に規定する会社の事業に要する経費に充てる資金としての貸付けに運用することが出来る。

(日本専売公社法等の廃止)

第二十条 次に掲げる法律は、たばこ事業法の施行の時に廃止する。

一 日本専売公社法

二 日本専売公社法施行法(昭和二十四年法律第六十二号)

(日本専売公社法の廃止に伴う経過措置)

第二十一条 前条の規定による廃止前の日本専売公社法(以下「旧法」という)の廃止前に旧法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第二十二条 旧法の廃止後においても、公社の役員又は職員であつた者のその職務に關して知つた秘密については、旧法第十七条の規定は、なおその効力を有する。

第二十三条 旧法の廃止の日の前日までの期間について公社に勤務する職員に支給する給与についての旧法の規定の適用については、なお従前の例による。

2 附則第十三条第一項の規定の適用を受ける者の旧法の廃止前に旧法第二十四条の規定により受けた懲戒処分及び旧法の廃止前の事業に係る

懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、旧法の廃止後に懲戒処分を行うこととなるときは、会社の代表者又はその委任を受けた者が懲戒処分を行うものとする。

第二十四条 旧法の廃止の日の前日までに行われていない旧法第四十三条の六の規定による報告については、なお従前の例による。

第二十五条 旧法の廃止の日の前日までにその処理が完了していない公社の決算並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした報告書については、なお従前の例による。

第二十六条 旧法の廃止の日の前日までにその納付が完了していない専売納付金については、なお従前の例による。

第二十七条 たばこ事業法附則第二条の規定による廃止前のたばこ専売法第七十九条第一項又は塩専売法(昭和五十九年法律第 号)による改正前の塩専売法第五十五条第一項において準用する国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)に基づき、旧法の廃止の日の前日までにされた通告の処分により納付された金銭及び物品であつて旧法の廃止の日の前日までにその納付がされていらないものについては、会社がこれを受領するものとする。

2 会社は、前項の規定により受領した金銭についてはその金額を、物品については当該物品の価額に相当する金額を、受領の日の属する月の翌月十五日までに、政府に納付しなければならぬ。

3 第一項に規定する通告の処分により納付される金銭及び物品を会社が受領したときは、その通告の旨が履行されたものとみなす。

第二十八条 旧法の廃止前に交付した旧法第四十三条の二十五に規定する補助金等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「罰則を含む」とあるのは「第二十一条及び第二十三条の規定を除き、罰

則を含む」と、「日本専売公社」とあるのは「日本たばこ産業株式会社」と、「日本専売公社の總裁」とあるのは「日本たばこ産業株式会社の代表者」とする。

第二十九条 旧法の廃止前に生じた事故に基づく公社の職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、なお従前の例による。

第三十条 旧法の廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十一条 附則第二十一条から前条までに規定するもののほか、旧法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第三十二条 会社は、当分の間、第五条第一項に規定する事業のほか、塩専売法第四条の規定により同法第三十八条に規定する事業を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、塩専売法で定める。

理由

たばこ専売制度の廃止に伴い、我が国たばこ産業の健全な発展等を図るため、日本専売公社を改組して日本たばこ産業株式会社を設立し、これに、製造たばこの製造及び販売等の事業を經營させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本たばこ産業株式会社法案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、たばこ専売制度の廃止に伴い、我が国たばこ産業の健全な発展等を図るため、日本専売公社を改組して日本たばこ産業株式会社を設立し、これに、製造たばこの製造及び販売等の事業を經營させるための措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

1 会社の目的

日本たばこ産業株式会社は、たばこ事業法第一条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に關する事業を經營することを目的とする株式会社とする。

2 株式

政府は、日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という)の発行済株式総数の二分の一以上の株式を保有していなければならないこととする。また、その保有株式の処分は、国会の議決を経なければならないこととする。なお、政府が保有していなければならない株式は、当分の間、会社の発行済株式総数の三分の二以上とすることとする。

3 事業の範囲

会社は、1の目的を達成するため、次の事業を営むこととする。

(一) 製造たばこの製造、販売及び輸入の事業

(二) 前号の事業に附帯する事業

(三) 前二号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

監督

取締役及び監査役の選任及び解任の決議、事業計画等は、大蔵大臣の認可を受けなければならないこととする。等会社の監督について所要の規定を設けることとする。

5 その他

(一) この法律は、公布の日から施行することとする。

を承継することとする。

(四) 日本専売公社法及び日本専売公社法施行法は、たばこ事業法施行の時に廃止することとする。

(五) 会社は、当分の間、3の事業のほか、塩専売法で定めるところにより塩専売事業を行うこととする。

(六) その他日本専売公社法の廃止に伴う所要の経過措置等を定めることとする。

二 議案の可決理由

たばこ専売制度の廃止及びたばこの輸入自由化に伴い、我が国たばこ産業の健全な発展等を図るため、日本専売公社を政府関係特殊法人の中で最も経営の自主性の認められる特殊会社である日本たばこ産業株式会社改組しようとする本案は、時宜に適した措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十九年七月十三日

大蔵委員長 瓦 力

衆議院議長 福永 健司殿

〔別紙〕

日本たばこ産業株式会社法案に対する附帯決議

今次改革は、約八十年にわたる専売制度及び約三十年に及ぶ公社制度の大転換である。たばこをめぐる外国との競争の激化、社会的環境の変化等、厳しい内外情勢の下、新会社は将来とも民営・分割することなく、今日まで専売公社制度が果たしてきた社会的、公共的役割を継承しなければならぬ。本改革は消費者に「安く、うまく、安心して吸える」たばこの供給と地域経済の発展に貢献するものでなければならず、移行に当たっては、たばこ耕作者、たばこ小売人、関連産業等事業関係者の不安にも適切に対処することが必要である。したがって、政府及び新会社は、以

下の事項について万全の対策と最善の努力を傾けること。

一 政府は、新会社の自主性と責任体制との強化確立のため、所有と経営の分離の立場を守るとともに、各種の監督規定等の公的規制を極力排除し、積極的かつ活力ある経営ができれば配慮すること。

二 新会社は、我が国たばこ産業の健全な発展を図るため、一層の経営の効率化、合理化に努めるとともに、事業範囲の拡大、研究開発を積極的に推進し、経営基盤の強化を図ること。

三 新会社は、職員の雇用の安定、労働条件の維持・向上等一層安定した労使関係、労働三法に基づき公正な労使関係の樹立等近代的、民主的な労使関係の確立に努めること。

四 政府は、事業計画等の許可に当たっては、輸入自由化の下で厳しい国際競争を迫られる新会社の経営の自主性の発揮を妨げることにならないよう十分に配慮すること。

五 政府は、新会社への移行に伴う資金問題、新たな税負担等から新会社の財政負担が増加することにかんがみ、必要に応じ適切な配慮を行うこと。

六 国内葉たばこ生産の長期的な安定化を図るため、新会社及びたばこ耕作者は一層の生産性の向上、品質の改善に努めるとともに、今後の葉たばこ耕作の在り方について、耕作者の理解と合意を深めるため、葉たばこ審議会の民主的な構成と運営の確保に十分配慮すること。

七 政府は、国内葉たばこ生産の安定化と国内製品の競争力の確保を将来にわたり両立させるため、農政費用負担の在り方等その方策について、多角的に検討すること。

八 政府は、国内産業たばこの実情等にかんがみ、製造たばこの現行関税率水準を将来とも維持するよう努めること。

九 政府は、たばこ小売店の零細性にかんがみ、許可制度の適切な運用等により流通秩序を維持し、その経営基盤と生活の安定に十分配慮すること。

十 たばこ消費税の税率については、現行の納付金率の水準に配慮し、国・地方の安定的な財政収入の確保という観点のほか、今後におけるたばこ消費の動向等にも即して適正な水準を維持するよう努めること。

十一 昨今の国民の喫煙と健康に関する関心の高まりにかんがみ、喫煙と健康の科学的な研究をより充実し、国民が安心して吸えるたばこの供給が図られるよう努めるとともに、非喫煙者の健康を守りたいとする立場にも十分配慮するほか、広告・宣伝が過度にわたらないよう留意し、未成年者の喫煙を誘発するおそれのある広告・宣伝は厳に自粛すること。

十二 塩が国民生活の重要な物資であることにかんがみ、公益専売制度を維持するとともに、食料用塩の自給率の向上に努めること。

十三 国内塩産業の自立体制の確立に向けて生産面及び流通面の一層の合理化を推進するとともに、その推進に当たっては、今後関係業界と十分協議の上、画一的でなく業界の実態に即した方策により行うこと。

十四 販売特例塩制度の積極的拡大を図り、生産流通各企業の自主性の強化及び市場競争環境の整備を一層推進し、もって塩産業の自立化の促進に資すること。

十五 たばこ事業等審議会をはじめ各種審議会の構成運営に当たっては、たばこ事業及び塩事業関係者の意見が十分反映されるよう配慮するとともに、公正かつ民主的な構成と運営が期せられるよう十分配慮すること。

十六 塩専売事業運営委員会の構成については、産業界等からも塩の生産流通に関しすぐれた識見を有する人材を幅広く求めることとし、運営に当たっては、塩事業の実情も踏まえ、塩事業関係者の意見が十分反映されるよう配慮するとともに、塩専売事業の公共性の確保、国内塩

産業の自立化達成等本法の趣旨が十分活かされるよう努めること。

十七 日本専売公社総裁の諮問機関としての塩業審議会及び塩取引価格審議会については、従来の経緯にかんがみ、本法施行後においても引き続き塩事業責任者の諮問機関として存置すること。

十八 新会社の役員を選任に関する大蔵大臣の関与の在り方については、本法律施行後、新会社の経営の自主性の確保と責任体制の強化を図るといふ本法律の趣旨に照らし、その運用の実態について問題が生じた場合には、必要に応じ所要の措置を講ずること。

十九 政府は、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法の施行後、我が国たばこ産業を取り巻く諸情勢を見極めつつ制度改革の趣旨に沿って、両法律の施行の状況について検討を行い、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

塩専売法案

右 国会に提出する。

昭和五十九年四月十六日

内閣総理大臣 中曽根康弘

塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 製造(第五条—第十七条)
- 第三章 輸入(第十八条)
- 第四章 販売(第十九条—第三十七条)
- 第五章 塩専売事業の実施のための日本たばこ産業株式会社法の特例(第三十八条—第六十一条)
- 第六章 雑則(第六十二条—第六十四条)
- 第七章 罰則(第六十五条—第七十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、塩の需給及び価格の安定を確保するとともに、あわせて国内塩産業の基盤を強化し、もつて国民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「塩」とは、塩化ナトリウムの含有量が百分の四十以上の固形物をいう。ただし、チリ硝石、カイニット、シルビニットその他大蔵省令で定める鉱物を除く。

2 この法律において塩の「再製」とは、自己の用に供する場合を除き、塩の利用価値を高めるため塩を溶解しその溶解した物に操作を加えて、再び塩を製造することをいう。

3 この法律において塩の「加工」とは、自己の用に供する場合を除き、塩の利用価値を高めるため塩を焼き、洗ひ、砕き、圧搾する等溶解以外の方法により塩の形状を変え、又は塩の不純物を除去し、若しくは塩を変質させることをいう。

(専売権)

第三条 塩の一手買取り、輸入、再製、加工及び販売の権能は、国に専属する。

(専売権の実施)

第四条 前条の規定により国に専属する権能及びこれに伴う必要な事項は、この法律の定めるところにより、日本たばこ産業株式会社(昭和五十九年法律第 号)に基づいて設立される日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)に行わせる。

第二章 製造

(製造者の指定等)

第五条 会社又は会社の指定を受けた者でなければ、塩の製造(再製を除く。以下同じ。)をしてはならない。ただし、試験のため塩を製造する者その他の大蔵省令で定める者は、この限りで

ない。

2 前項ただし書の規定により塩を製造しようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、会社に届け出なければならない。

3 会社は、第一項の指定について決定しようとするときは、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

(指定の申請)

第六条 前条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 製造の方法

三 製造場の規模及び位置

四 製造場の設備の構造

五 製造着手の予定年月日

六 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類

七 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の申請書には、事業計画書及び事業収支見積書を添付しなければならない。

(指定の基準)

第七条 会社は、次の各号の一に該当するときは、第五條第一項の指定をしないことができる。

一 申請者が次のイからヘまでのいずれかに該当するとき。

イ この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 第十五条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

ハ 第十九条第一項に規定する販売人

ニ 申請に係る塩の製造の事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すると認められない者

ホ 法人であつて、その代表者のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ヘ 未成年者(営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ。)又は禁治産者であつて、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該当するもの

二 申請に係る製造場の位置若しくは設備又は製造の方法が不適当であると認められるとき。

三 申請に係る事業の塩の製造の原価が妥当でないとき。

四 需給調整上塩の製造数量を制限する必要があるとき。

(製造方法の変更等)

第八条 第五條第一項の指定を受けて塩を製造する者(以下「製造者」という。)は、第六條第一項第二号に規定する製造の方法又は同項第三号に規定する製造場の規模若しくは位置を変更しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。製造場を設置し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 前条第一号ニ及び第二号から第四号までの規定は、前項の承認(製造場の廃止に係る承認を除く。)について準用する。

3 第五條第三項の規定は、第一項の承認(重要な事項に係る承認として大蔵省令で定めるものに限る。)について準用する。

2 前条第一号ニ及び第二号から第四号までの規定は、前項の承認(製造場の廃止に係る承認を除く。)について準用する。

3 第五條第三項の規定は、第一項の承認(重要な事項に係る承認として大蔵省令で定めるものに限る。)について準用する。

2 前条第一号ニ及び第二号から第四号までの規定は、前項の承認(製造場の廃止に係る承認を除く。)について準用する。

3 第五條第三項の規定は、第一項の承認(重要な事項に係る承認として大蔵省令で定めるものに限る。)について準用する。

2 前条第一号ニ及び第二号から第四号までの規定は、前項の承認(製造場の廃止に係る承認を除く。)について準用する。

3 第五條第三項の規定は、第一項の承認(重要な事項に係る承認として大蔵省令で定めるものに限る。)について準用する。

2 前条第一号ニ及び第二号から第四号までの規定は、前項の承認(製造場の廃止に係る承認を除く。)について準用する。

3 第五條第三項の規定は、第一項の承認(重要な事項に係る承認として大蔵省令で定めるものに限る。)について準用する。

2 前条第一号ニ及び第二号から第四号までの規定は、前項の承認(製造場の廃止に係る承認を除く。)について準用する。

3 第五條第三項の規定は、第一項の承認(重要な事項に係る承認として大蔵省令で定めるものに限る。)について準用する。

2 前条第一号ニ及び第二号から第四号までの規定は、前項の承認(製造場の廃止に係る承認を除く。)について準用する。

3 第五條第三項の規定は、第一項の承認(重要な事項に係る承認として大蔵省令で定めるものに限る。)について準用する。

2 前条第一号ニ及び第二号から第四号までの規定は、前項の承認(製造場の廃止に係る承認を除く。)について準用する。

3 第五條第三項の規定は、第一項の承認(重要な事項に係る承認として大蔵省令で定めるものに限る。)について準用する。

数量に相当する塩を同条第二項に規定する買入の価格により会社に売り渡さなければならない。

2 会社は、前項の規定により会社に売り渡される塩について、製造者に対し、期日及び場所を指定して引渡しを求めることができる。

3 製造者は、その製造した塩を大蔵省令で定める数量を超えて自ら消費してはならない。

(製造の引継ぎ)

第十一条 製造者について相続があつたときは、相続人はその地位を承継する。この場合において、当該相続人は、遅滞なく、その旨を会社に届け出なければならない。

2 前項のほか、製造者の塩の製造を引き継ぐとする者は、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。この場合において、当該承認を受けた者は、製造者とみなす。

3 第七條第一号の規定は、前項の承認について準用する。

(住所等の変更)

第十二条 製造者は、第六條第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を会社に届け出なければならない。

(製造の廃止及び休止)

第十三条 製造者は、塩の製造を廃止しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。

2 製造者は、その製造場における塩の製造を引き続き十日を超えて休止しようとするときは、理由を付して会社に届け出なければならない。

(帳簿及び報告)

第十四条 製造者は、大蔵省令で定めるところにより、帳簿を作成し、業務に関する報告を会社に提出しなければならない。

2 会社は、この法律の施行に必要な限度において、第五條第一項の規定により会社に届け出て

塩を製造する者から、その製造した塩に関する報告を提出させることができる。

(指定の取消し)

第十五条 会社は、製造者が次の各号の一に該当するときは、製造者の指定を取り消すことができる。

一 この法律の規定に違反したとき。
二 第七條第一号に掲げる者に該当することとなつたとき。

三 正当な理由がないのに、第十條第二項の規定により指定された期日及び場所において塩の引渡しを行わなかつたとき。

四 正当な理由がないのに、一年を超えて引き続きその製造を休止したとき。

五 この法律の規定による届出、報告又は帳簿に虚偽の記載があつたとき。

六 第六十二條第一項の規定による立入検査に応じなかつたとき。

七 法人であつて、その代表者のうちに第一号又は第二号に該当する者があるとき。

八 未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号又は第二号に該当する者であるとき。

2 会社は、前項の規定により製造者の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、本人にその旨を通知し、当該製造者又はその代理人に意見を述べ、証拠を提出する機会を与えなければならぬ。

3 第五條第三項の規定は、第一項の指定の取消しについて準用する。

(廃業後の処置)
第十六條 製造者がその指定を取り消され、又はその製造を廃止した場合において塩を所有するときは、その塩については、その者を引き続き製造者とみなす。

(再製及び加工)
第十七條 会社又は会社の委託を受けた者でなければ、塩を再製し、又は加工してはならない。

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 塩専売法案及び同報告書

ただし、塩を薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二條第一項第一号に規定する医薬品に該当する塩その他用途又は性状が特殊な塩であつて大蔵省令で定めるものに再製し、又は加工する者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により塩を再製し、又は加工しようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、会社に届け出なければならぬ。

3 会社は、この法律の施行に必要な限度において、前項の規定により会社に届け出て塩を再製し、又は加工する者から、その再製し、又は加工した塩に関する報告を提出させることができる。

第三章 輸入

(輸入)

第十八條 会社又は会社の委託を受けた者でなければ、塩(旅行者が自己の用に供するため携帯して輸入する塩であつて大蔵省令で定めるものを除く)を輸入してはならない。ただし、前條第一項ただし書に規定する用途又は性状が特殊な塩に準ずる塩として大蔵省令で定めるものを輸入する者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により塩を輸入しようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、会社に届け出なければならぬ。

第四章 販売

(販売人の指定等)

第十九條 会社は、その指定した塩の元売人又は小売人(以下「販売人」という。)に塩を販売させることができる。

2 会社又は販売人でなければ、塩を販売してはならない。ただし、第十七條第一項ただし書の規定により再製し、又は加工した塩及び前條第一項ただし書の規定により輸入した塩については、この限りでない。

3 元売人は、会社又は他の元売人から塩を買い受け、他の元売人又は小売人に販売するものとする。ただし、大蔵省令で定める数量を超えるときは、直接消費者に販売することができる。

4 小売人は、元売人から塩を買い受け、消費者に販売するものとする。

(販売の特例)

第二十條 製造者は、前條第二項本文の規定にかかわらず、会社の承認を受けて、その製造した塩を輸出のため買い受けようとする者に販売し、又はその製造した塩で次の各号に該当するものを元売人に販売することができる。

一 塩化ナトリウムの含有量が百分の九十九・五以上の塩
二 第二十七條第一項に規定する化学製品の製造又は漁獲物の塩蔵の用に供される塩
三 添加物を混入した塩

四 その他大蔵省令で定める規格を有する塩

2 前項の承認を受けようとする者は、その者が販売しようとする同項に規定する塩につき、その規格、数量、販売先その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。

3 第一項の承認を受けた製造者は、前項に規定する規格、数量又は販売先を変更しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。

4 会社は、塩の需給の安定に悪影響を及ぼす場合又は流通秩序に混乱を生ずるおそれがある場合を除いては、第一項及び前項の承認をしななければならない。

5 会社は、第一項の承認を受けた者が当該承認に係る事項に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

(指定の申請)
第二十一條 販売人になろうとする者は、元売人又は小売人の別を定め、次に掲げる事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
二 営業所及び貯蔵所の位置

三 貯蔵所の設備の構造
四 販売品種
五 一年の販売予定数量
六 販売に充てることができる資金の総額
七 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類

八 その他大蔵省令で定める事項

(指定の基準)
第二十二條 会社は、次の各号の一に該当するときは、販売人の指定をしないことができる。

一 申請者が次のイからトまでのいずれかに該当するとき。
イ この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
ロ 第三十五條第一項の規定により販売人の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
ハ 塩の製造、再製若しくは加工を行う者、会社の委託を受けて塩の輸入を行う者又は塩を直接の原料とする製品の製造者
ニ 元売人と小売人とを兼ねようとする者
ホ 破産者で復権を得ていないものその他その経営の基礎が著しく薄弱であると認められる者
ヘ 法人であつて、その代表者のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
ト 未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

二 営業所又は貯蔵所の設備が塩の販売を行うのに不適当と認められるとき。
三 塩の販売予定数量が大蔵省令で定める標準に達せず、その他著しく不適当と認められるとき。

(指定の期間等)

第二十三条 販売人の指定は、五年以内の期間を定めて行う。

2 会社は、販売人の指定をした場合には、指定書を交付する。

3 会社は、第一項の期間が満了した場合において、引き続き指定することが適当であると認めるときは、第二十一条の申請をまたないで、その販売人を引き続き指定することができる。

(営業所の移転等)

第二十四条 販売人は、第二十一条第二号に規定する営業所又は貯蔵所の位置を変更しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。営業所若しくは貯蔵所を設置し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 第二十二号第二号及び第三号の規定は、前項の承認(営業所又は貯蔵所の廃止に係る承認を除く。)について準用する。

(販売の引継ぎ)

第二十五条 販売人について相続があつたときは、相続人はその地位を承継する。この場合において、当該相続人は、遅滞なく、その旨を会社に届け出なければならない。

2 前項のほか、塩の販売を引き継ぐとする者は、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。この場合において、当該承認を受けた者は、販売人とみなす。

3 第二十二号第一号の規定は、前項の承認について準用する。

(会社の売渡価格)

第二十六条 会社は、大蔵大臣の認可を受けて、会社の塩の売渡しの価格(以下「売渡価格」という。)を定め、公告する。

(特別価格)

第二十七条 会社は、当分の間、かせいソーダ、ソーダ灰その他の政令で指定する化学製品の製造又は販売、にしんその他の政令で指定する漁獲

物の塩蔵の用に供する者に塩を売り渡す場合においては、前条の規定にかかわらず、売渡価格より低い価格(以下「特別価格」という。)でこれを売り渡すことができる。

2 会社は、特別価格を定めようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の用に供するため特別価格で買い受けた塩について、その用途を変更して当該買受けに係る用以外の用に供しようとするときは、又はこれを他人に譲り渡そうとするときは、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。

4 特別価格で塩を買い受けた者は、次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に定める金額に相当する金額を会社に対して支払わなければならない。

一 特別価格で買い受けた塩を第一項の用以外の用に供した場合又はこれを同項の用以外の用に供するため他人に譲り渡した場合 当該特別価格と売渡価格との差額に同項の用以外の用に供し、又は同項の用以外の用に供するため他人に譲り渡した数量を乗じて得た金額

二 第一項の化学製品の製造の用に供するため特別価格で買い受けた塩を同項の漁獲物の塩蔵の用に供した場合又はこれを同項の漁獲物の塩蔵の用に供するため他人に譲り渡した場合 同項の化学製品の製造の用に供する者に売り渡す場合の特別価格と同項の漁獲物の塩蔵の用に供する者に売り渡す場合の特別価格との差額に当該漁獲物の塩蔵の用に供し、又は当該漁獲物の塩蔵の用に供するため他人に譲り渡した数量を乗じて得た金額

三 特別価格で買い受けた塩について、当該買受けに係る用に充てた数量が売渡数量に対し、正当な理由がないのに、不足した場合 当該特別価格と売渡価格との差額に当該不足した数量を乗じて得た金額

5 特別価格以外の価格で買い受けた塩が、あらかじめ会社の承認を受けて第一項の用に供されるときは、会社は、その用に供した者に対し、大蔵省令で定めるところにより、特別価格と売渡価格との差額に相当する金額を支払うことができる。

6 会社は、第一項の規定により特別価格で塩を買い受けた者に対し、この法律の施行に必要な限度において、その買い受けた塩に関する帳簿の作成又は報告の提出を求めることができる。

特別価格で売り渡された塩を第三項の承認を受けた者から第一項の用に供するため譲り受けた者及び特別価格以外の価格で買い受けた塩を前項の承認を受けて第一項の用に供する者について、同様とする。

(代金の延納)

第二十八条 会社は、会社から塩を買い受ける者に対し、その代金を一時に支払うことが困難であると認められる場合で、かつ、確実な担保を徴したとき以外には、延納を認めてはならない。

(販売上限価格)

第二十九条 会社は、大蔵大臣の認可を受けて、塩の元売人及び小売人の区分に応じて、それぞれの販売する塩(第十九条第二項ただし書に規定する塩及び第二十条第一項の規定により販売人に販売される塩を除く。)の上限価格(以下「販売上限価格」という。)を定め、公告する。

(直接販売)

第三十条 会社は、元売人以外の者に塩を売り渡す場合においては、第二十六条の規定にかかわらず、大蔵省令で定めるところにより、前条に規定する元売人又は小売人の販売上限価格の範囲内でこれを売り渡すことができる。

(販売人の買受けの制限)

第三十一条 元売人は会社及び他の元売人以外の者から、小売人は会社及び元売人以外の者から販売のために塩(第十九条第二項ただし書に規定する塩を除く。)を譲り受けてはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 元売人又は小売人が、廃業その他の理由により営業を継続することのできなくなつた他の小売人から譲り受けるとき。

二 競落により取得するとき。

三 元売人が、製造者からその製造した塩で第二十条第一項の承認のあつたものを買ひ受けるとき。

(指示等)

第三十二条 会社は、販売人に対し、営業所及び貯蔵所の設備、引取方法、備えて置くべき塩の種類及び数量、塩の販売及び保存の方法並びに塩を販売する場合における販売先、用途、数量及び時期について、指示することができる。

2 第十四条第一項の規定は、販売人について準用する。

(差益及び差損)

第三十三条 会社は、売渡価格又は販売上限価格を改定した場合においては、大蔵省令で定めるところにより、現に販売人の所有する塩から生ずる差益又は差損の全部又は一部について、販売人と精算することができる。

2 会社は、売渡価格又は販売上限価格を改定した場合においては、販売人にその所有する塩の品種別数量の報告をさせることができる。

(住所等の変更)

第三十四条 販売人は、第二十一条第一号、第三号、第四号、第七号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を会社に届け出なければならない。

2 販売人は、その営業を廃止しようとするときは、その旨を会社に届け出なければならない。

(指定の取消し及び販売の停止)

第三十五条 会社は、販売人が次の各号の一に該当するときは、販売人の指定を取り消すことができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 第二十二号第一号ハからホまでに掲げる者

に該当することとなつたとき。

三 第三十二条第一項の規定による会社の指示に従わないとき。

四 正当な理由がないのに、三月を超えて引き続きその営業を休止したとき。

五 この法律の規定による届出、報告又は帳簿に虚偽の記載があつたとき。

六 第六十二条第一項の規定による立入検査に応じなかつたとき。

七 元売人が、正当な理由がないのに、支払期日を過ぎてなお塩の買受代金を先納しないとき。

八 法人であつて、その代表者のうちに第一号又は第二号に該当する者があるとき。

九 未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号又は第二号に該当する者であるとき。

2 会社は、販売人が前項第一号又は第三号の規定に該当する場合においては、指定の取消しに代え、一月以内の期間を定めて、塩の販売の停止を命ずることができる。法人が販売人である場合にはその代表者が、未成年者又は禁治産者が販売人である場合にはその法定代理人が、同項第一号の規定に該当するときは、同様とする。

3 第十五条第二項の規定は、第一項の指定の取消し及び前項の販売の停止について準用する。

(廃業後の処置)

第三十六条 販売人がその指定を取り消され、又はその営業を廃止した場合において塩を所有するときは、その塩については、その者を引き続き販売人とみなす。

2 前項の規定により販売人とみなされる者については、第三十二条第二項の規定は、適用しない。

(輸出前の譲渡等)

第三十七条 会社又は製造者から輸出のため塩(第十九条第二項ただし書に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を買ひ受けた者

は、会社の承認がなければ、その買ひ受けた塩を輸出前に譲り渡し、又は自ら消費してはならない。

2 会社は、この法律の施行に必要な限度において、会社又は製造者から輸出のため塩を買ひ受けた者から、その買ひ受けた塩に関する報告を提出させることができる。

第五章 塩専売事業の実施のための日本たばこ産業株式会社法の特例

(塩専売事業に関する業務)

第三十八条 会社は、日本たばこ産業株式会社法(以下「会社法」という。)第五十一条に規定する事業のほか、第四条の規定により塩の専売に係る事業(以下「塩専売事業」という。)を行う。

2 前項に規定する塩専売事業に係る業務は、次に掲げるものとする。

一 塩の製造、再製及び加工を行うこと。

二 塩を買い入れること。

三 塩を販売すること。

四 塩の輸出及び輸入を行うこと。

五 塩の生産者及び販売者の指導及び助成に關すること。

六 前各号に掲げるもののほか、この法律に定められた事項を実施すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 会社は、大蔵大臣の認可を受けて、前項各号の業務に直接関連し、かつ、業務の運営に必要な事業に投資することができる。

(業務方法書)

第三十九条 会社は、前条に規定する業務の開始の際、塩専売事業に係る業務方法書を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

(塩事業責任者等)

第四十条 大蔵大臣は、会社の推薦を受けて、代表取締役のうちから塩専売事業の責任者(以下

「塩事業責任者」という。)を、取締役のうちから塩専売事業の担当者(以下「塩事業担当取締役」という。)を指名する。

2 塩事業責任者は、塩専売事業の実施に關し、その業務を総理する。

3 この法律の規定による会社の処分その他塩専売事業に関する重要な業務に係る事項として大蔵省令で定めるものは、塩事業責任者が決定するものとし、取締役会は、これらの事項について、議決することができる。

4 塩事業担当取締役の職務及び権限に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(塩専売事業の監査)

第四十一条 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、監査役を指名して、会社の塩専売事業に係る特定の事項を監査させ、当該監査の結果を報告させることができる。

2 監査役は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、大蔵大臣に意見を提出することができる。

(塩事業責任者等の解任等)

第四十二条 大蔵大臣は、塩事業責任者又は塩事業担当取締役が次の各号の一に該当するときは、第四十条第一項の規定による指名を取り消し、又は会社に対し、これらの代表取締役若しくは取締役の解職若しくは解任を命ずることができる。

一 心身の故障のため塩専売事業に係る職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 塩専売事業に係る職務上の義務違反があるとき。

(塩専売事業運営委員会)

第四十三条 会社に、塩専売事業運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、塩専売事業の運営に係る次の事項を議決する。会社の株主総会及び取締役会は、これらの事項について、議決することができる。

一 事業計画、予算及び資金計画

二 弁済期限が一年を超える資金の借入れ

三 重要財産の譲渡及び担保への提供

四 業務方法書

3 取締役会が商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十一条第一項各号に掲げる書類を承認するには、同項第一号から第三号までに掲げる書類のうち塩専売事業に係るものについて、委員会の承認があることを要する。

4 委員会は、会社の塩専売事業の運営に關し、塩事業責任者に意見を述べることができる。

(委員会の組織)

第四十四条 委員会は、次の七人の委員で組織する。

一 塩事業責任者

二 塩事業担当取締役のうち塩事業責任者が指名する者 一人

三 塩専売事業に關し、優れた経験と識見を有する者 五人

2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命等)

第四十五条 前条第一項第三号に掲げる委員(以下この条及び次条において「任命委員」という。)は、大蔵大臣が任命する。

2 任命委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の任命委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任命委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第四十六条 大蔵大臣は、任命委員が次の各号の一に該当するときは、その他委員たるに適しな

いと認めるときは、その任命委員を解任することができる。

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 塩専売法案及び同報告書

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 塩専売法案及び同報告書

一三三

一 一身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(政令への委任)

第四十七条 この法律に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(秘密保持の義務等)

第四十八条 会社の塩専売事業に係る業務に従事する取締役、監査役若しくは職員若しくは委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 会社の塩専売事業に係る業務に従事する取締役、監査役若しくは職員又は委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(塩専売事業運営基本金)

第四十九条 会社は、この法律による塩専売事業に関して塩専売事業運営基本金(以下「基本金」という。)を設け、附則第四条第四項の規定により政府から拠出があつたものとされた財産の価額に相当する金額のうち政令で定めるところにより算出された金額をこれに充てるものとする。

2 基本金は、政令で定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けた場合を除くほか、取り崩してはならない。

(塩専売事業勘定)

第五十条 会社は、塩専売事業に係る経理については、その他の経理と区分し、別に塩専売事業勘定を設けて整理しなければならない。

2 塩専売事業勘定とその他の勘定の間においては、大蔵省令で定める場合を除き、資金の相互流用をすることができない。

(事業計画等)

第五十一条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の塩専売事業に係る事業計画、予算

及び資金計画を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 会社法第九条に規定する事業計画には、塩専売事業に係る事業計画を含まなければならないものとする。

(貸借対照表等)

第五十二条 会社は、会社法第十条に規定する場合において、別に塩専売事業に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監査役の意見を添えて大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(塩専売価格安定準備金)

第五十三条 会社は、附則第四条第四項の規定により政府から拠出があつたものとされた財産の価額に相当する金額から第四十九条第一項に規定する基本金に充てられる金額を控除して得た金額を塩専売価格安定準備金(以下「準備金」という。)として整理しなければならない。

2 会社は、毎営業年度、塩専売事業勘定において利益を生じたときは、前営業年度から繰り越した塩専売事業勘定における損失を埋め、なお残余があるときは、大蔵省令で定めるところにより、準備金として積み立てなければならない。

3 前二項の規定により積み立てた準備金は、毎営業年度の塩専売事業勘定において生じた損失を埋めるときは、取り崩してはならない。

ただし、特別の理由がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

4 会社は、毎営業年度、塩専売事業勘定において損失を生じたときは、準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、塩専売事業勘定に係る繰越欠損金として整理しなければならない。

5 会社が、第二項の規定により準備金として積み立てた金額は、その積立てをした営業年度の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定による所得の金額の計算上、損金の額に算入する

ものとし、第三項の規定により取り崩した準備金の金額に相当する金額は、その取崩しをした営業年度の法人税法の規定による所得の金額の計算上、益金の額に算入するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、準備金に係る経理に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(借入金の認可等)

第五十四条 会社は、塩専売事業に必要な費用に充てるため弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 会社の塩専売事業に係る借入金(次条の規定により政府が債務保証をしたものを除く。)の総額は、塩専売事業勘定に係る純資産に相当する額として大蔵省令で定める額を超えてはならない。

3 会社は、塩専売事業に必要な費用に充てるための社債を募集してはならない。

(債務保証)

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の塩専売事業に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について、保証契約をすることができ、

(余裕金の運用)

第五十六条 会社は、塩専売事業に係る業務上の余裕金については、次の方法によるほか、運用してはならない。

一 国債その他大蔵大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行その他大蔵大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行行銀行への金銭

信託

(財産の処分)

第五十七条 会社が解散した場合又は塩専売事業が廃止された場合における塩専売事業に係る財産については、会社は、別に法律で定めるところにより、国に納付するものとする。

(大蔵省令への委任)

第五十八条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、会社の塩専売事業に係る財務及び会計に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(監督)

第五十九条 塩専売事業の実施に関する大蔵大臣の会社に対する監督については、会社法第十二条及び第十三条の規定を準用する。この場合において、同法第十二条及び第十三条第一項中「たばこ事業法」とあるのは、「塩専売法」と読み替へるものとする。

(取消命令等)

第六十条 大蔵大臣は、この法律に基づく指定、承認その他の会社の処分等(以下「会社の処分等」という。)が法令に違反し又は不当であると認めるときは、会社に対し、会社の処分等の取消し、変更その他必要な命令をすることができ、

(他の法令の準用)

第六十一条 この法律に基づく会社の行為に關しては、諸願法(昭和二十二年法律第十三号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、会社を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第六章 雑則

(立入検査)

第六十二条 会社は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に製造者、会社から塩の販売人、特別価格で塩を買い受けた者若しくはその塩を所有し、若しくは使用する者、第二十

七条第五項の規定による支払を受け、若しくは受けようとする者又は輸出のため会社若しくは製造者から塩を買い受けた者の事務所、営業所、貯蔵所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、塩、機械、帳簿又は書類を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により会社が立入検査をさせることができる職員は、大蔵省令で定めるところにより、あらかじめ、大蔵大臣が指定する。

3 会社は、第一項の規定による立入検査を行おうとするときは、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

4 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不服申立て)

第六十三條 この法律に基づく会社の処分等に不服がある者は、大蔵大臣に対して行政不服審査法昭和三十一年法律第六十号による審査請求をすることができる。

(政令への委任)

第六十四條 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第六十五條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項の規定に違反して、塩を製造した者

二 第十八條第一項の規定に違反して、塩を輸入した者

三 第十九條第二項の規定に違反して、塩を販売した者

四 第三十一條の規定に違反して、塩を譲り受けた販売人

五 第三十七條第一項の規定に違反して、塩を譲り渡し、又は自ら消費した者

2 前項の犯罪に係る塩は、没収する。ただし、その塩が犯人以外の者の所有に係り、かつ、その者が、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 前項の犯罪が行われることをあらかじめ知らず、その犯罪が行われた時から引き続きその塩を所有しているとき

二 前号に規定する犯罪が行われた後、その情を知らないでその塩を取得したと認められるとき

3 第一項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第六十六條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第二項、第十七條第二項又は第十八條第二項の規定による届出をしないで塩を製造し、再製し、若しくは加工し、又は輸入した者

二 第八條第一項の規定による承認を受けずに、製造の方法、製造場の規模若しくは位置を変更し、又は製造場を設置し、若しくは廃止した者

三 第十條第一項の規定に違反して、会社に対して塩の売渡しを拒んだ者

四 第十條第三項の規定に違反して、その製造した塩を自ら消費した者

五 第十三條第一項の規定による承認を受けずに、塩の製造を廃止した者

六 第十七條第一項の規定に違反して、塩を再製し、又は加工した者

七 第二十七條第三項の規定による承認を受けずに、特別価格で買い受けた塩を当該買受けに係る用以外の用に供し、又は他人に譲り渡した者

八 第二十九條に規定する販売上価格を超えて塩を販売した販売人

第六十七條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十四條第一項(第三十二條第二項において準用する場合を含む。又は第二十七條第六項の規定による帳簿を作成せず、若しくは虚偽の記載をした者

二 第十四條第一項(第三十二條第二項において準用する場合を含む。若しくは第二項、第三十七條第三項、第二十七條第六項、第三十三條第二項又は第三十七條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十四條第一項の規定による承認を受けずに、営業所若しくは貯蔵所の位置を変更し、又は営業所若しくは貯蔵所を設置し、若しくは廃止した者

四 第四十八條第一項の規定に違反して、秘密を漏らした者

五 第五十九條において準用する会社法第十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした会社の取締役、監査役、職員又は委員

第六十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十五條第一項、第六十六條又は前条(同条第四号及び第五号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第六十九條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、監査役又は委員は、百万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき

二 第五十九條において準用する会社法第十二

条第二項又は第六十條の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第七十條 第十一條第一項、第十二條、第十三條第二項、第二十五條第一項又は第三十四條第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第五章並びに附則第四條、第五條及び第三十四條の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二條 政府は、国内塩産業の自立化の目的が得られた段階で、この法律について検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずるものとする。

(塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法の廃止)

第三條 塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法(昭和四十六年法律第四十七号)は、廃止する。

(提出等)

第四條 日本専売公社(以下「公社」という。)は、会社の設立に際し、会社に対し、公社の財産のうち塩専売事業に係るものとしてあらかじめ大蔵大臣の認可を受けたものを提出するものとする。

2 前項の規定により提出する財産の価額の決定の方法その他財産の提出に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の場合においては、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三條の十九の規定は、適用しない。

4 第一項の規定により公社が会社に提出した財産は、政府から会社に対し提出されたものとする。

5 第一項の規定により公社が行う財産の提出に

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 塩専売法案及び同報告書

一一三六

伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

6 会社の第一項の規定により公社が行う拠出に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

7 会社の取得した第一項の規定により公社が行う拠出に係る土地で公社が引き続き保有する土地のうち、公社が昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日）前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

8 会社の取得した第一項の規定により公社が行う拠出に係る土地で公社が引き続き保有する土地（公社が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。）のうち、地方税法（昭和二十五

9 会社の取得した第一項の規定により公社が行う拠出に係る土地で公社が引き続き保有する土地（公社が昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日）から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限る。）のうち、地方税法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七條第一項に規定する市街化調整区域内に所在し、かつ、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

（事業計画等に関する経過措置）
第五條 会社の成立の日の属する営業年度の塩専

売事業に係る事業計画、予算及び資金計画については、第五十一條第一項中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

（製造の許可を受けた者に関する経過措置）

第六條 この法律の施行の際現に改正前の塩専売法（以下「旧法」という。）第四條の規定により公社の許可（かん水の製造に係るものを除く。）を受けている者（以下「旧法の製造者」という。）は、次項に規定する者を除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に改正後の塩専売法（以下「新法」という。）第五條第一項の規定により公社の指定を受けた者（以下「新法の製造者」という。）とみなす。

2 旧法の製造者で新法第五條第一項ただし書の規定に該当するものは、施行日に同条第二項の規定により公社に届出をした者とみなす。

（製造の許可の申請に関する経過措置）

第七條 施行日前に旧法第六條第一項の規定により公社に対しされた許可の申請（かん水の製造に係るものを除く。次項において同じ。）は、次項に規定するものを除き、施行日に新法第六條第一項の規定により公社に対しされた指定の申請とみなす。

2 施行日前に新法第五條第一項ただし書の規定に該当する者が、旧法第六條第一項の規定により公社に対しした許可の申請は、施行日に新法第五條第二項の規定により公社に対しした届出とみなす。

（製造者の指定の基準に関する経過措置）

第八條 施行日前に旧法第七章の規定により処罰（旧法第五十五條において準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）に基づいてされる通告処分を含む。）をされた者又は旧法第十八條第一項各号又は第二項のいずれかに該当して同条第一項の規定により製造の許可を取り消された者は、当該処罰又は取消しのあつた日に新法第七章の規定により処罰をされ、又は新

法第十五條第一項の規定により製造者の指定を取り消された者とみなして、新法第七條（新法第十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

（許可等の申請に関する経過措置）

第九條 施行日前に旧法又は附則第三條の規定に

旧法第六條第三項及び第十二條第一項の規定による許可の申請（かん水の製造に係るもの及び新法第五條第一項ただし書の規定に該当する者がしたものを除く。）

旧法第八條第二項の規定による許可の申請（かん水の製造の引継ぎに係るもの及び新法第五條第一項ただし書の規定に該当する者がしたものを除く。）

旧臨時措置法第十條第三項の規定による許可の申請

旧法第二十四條第一項の規定による指定の申請

旧法第二十四條第三項の規定による許可の申請

旧法第二十七條第二項の規定による許可の申請

旧法第四十一條第二項の規定による許可の申請

新法第八條第一項の規定による承認の申請

新法第二十一條の規定による指定の申請

新法第二十四條第一項の規定による承認の申請

新法第二十五條第二項の規定による承認の申請

新法第三十七條第一項の規定による承認の申請

（買入価格等に関する経過措置）
第十條 この法律の施行の際現に旧法第五條第二項及び第二十八條第一項の規定により公社が定めて公告している取納の価格及び売渡価格は、それぞれこの法律の施行の際に新法第九條第二項及び第二十六條の規定により公社が大蔵大臣の認可を受けて定め、公告した買入の価格及び売渡価格とみなす。

（製造者の指定の取消しに関する経過措置）

第十一條 施行日前に旧法第十八條第一項各号又は第二項のいずれかに該当するに至つた旧法の製造者で附則第六條第一項の規定により新法の製造者とみなされるものに対して、この法律の

よる廃止前の塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法（以下「旧臨時措置法」という。）の規定により公社に対しされた許可等の申請で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ施行日にこの法律の規定により公社に対しされた同表の下欄に掲げる承認等の申請とみなす。

新法第八條第一項の規定による承認の申請	新法第二十一條の規定による指定の申請
新法第二十四條第一項の規定による承認の申請	新法第二十五條第二項の規定による承認の申請
新法第三十七條第一項の規定による承認の申請	新法第三十七條第一項の規定による承認の申請

施行の際公社が旧法第十八條第一項の規定による処分を行つていない場合においては、当該新法の製造者とみなされる者を新法第十五條第一項各号のいずれかに該当した者とみなして、同項の規定を適用する。

（再製の委託等に関する経過措置）

第十二條 この法律の施行の際現に旧法第二十一條第一項又は第二十二條の規定により公社が行つていた委託は、それぞれ施行日に新法第十七條第一項又は第十八條第一項の規定により公社が行つた委託とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第二十一條第二項の規定により公社の許可を受けている者及び

同項の規定により許可の申請をしている者は、施行日に新法第十七条第二項の規定により会社に対し届出をした者とみなす。

(販売人の指定に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に旧法第二十三条第一項の規定により公社の指定を受けている者(以下「旧法の販売人」という。)は、施行日に新法第十九条第一項の規定により公社の指定を受けた者(以下「新法の販売人」という。)とみなす。この場合において、当該新法の販売人とみなされる者に係る新法第二十三条第一項に規定する指定の期間は、旧法第二十六条第一項の規定により定められた指定の期間の満了の日までとする。

(販売の特例に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に旧臨時措置法第十条第一項の規定により公社が旧法の製造者に対し行っている許可は、施行日に新法第二十条第一項の規定により公社が行った承認とみなす。

(販売人の指定の基準に関する経過措置)

第十五条 施行日前に旧法第七章の規定により処罰(旧法第五十五条において準用する国税犯則取締法に基づいてされる通告処分を含む。)をされた者又は旧法第三十九条第一項各号又は第三項のいずれかに該当して同条第一項の規定により販売人の指定を取り消された者は、当該処罰又は取消しのあつた日に新法第七章の規定により処罰をされ、又は新法第三十五条第一項の規定により販売人の指定を取り消された者とみなして、新法第二十二條(新法第二十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

(特別価格で売り渡された塩に関する経過措置)

第十六条 施行日前に旧法第二十九条第一項の規定により公社から塩の売渡を受けた者及び同条第四項の規定による公社の許可を受けて当該売渡しを受けた者から当該塩を譲り受けた者並

びに同条第五項の規定により公社の承認を受けた者については、同条及び旧法第四十五条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、旧法第二十九条第二項及び第四項から第六項まで並びに第四十五条第一項中「公社」とあるのは、「会社」とする。

(延納の許可に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に旧法第三十一条第一項の規定により公社が許可している延納又は施行日前に同項の規定により公社に対しされた延納の許可の申請は、それぞれ施行日に新法第二十八条の規定により公社が認めた延納又は公社に対する延納の申出とみなす。

(販売上限価格に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行の際現に旧法附則第二十三項の規定により公社が販売価格を制限している場合においては、その制限された販売価格は、この法律の施行の際に新法第二十九条の規定により公社が大蔵大臣の認可を受けて定めた販売上限価格とみなす。

(販売人に対する指示等に関する経過措置)

第十九条 この法律の施行の際現に旧法第三十六条第一項の規定により公社が旧法の販売人に対して行っている指示は、施行日に新法第三十二条第一項の規定により公社が行った指示とみなす。

(販売人の指定の取消しに関する経過措置)

第二十条 施行日前に旧法第三十九条第一項各号又は第三項のいずれかに該当するに至つた旧法の販売人で附則第十三条の規定により新法の販売人とみなされる者に対して、この法律の施行の際公社が旧法第三十九条第一項又は第二項の規定による処分を行っていない場合においては、当該新法の販売人とみなされる者を新法第三十五条第一項各号のいずれかに該当した者とみなして、同項の規定を適用する。

(販売の差止めに関する経過措置)

第二十一条 施行日前に旧法第三十九条第二項の規定により施行日以後の日を終期とする期間を定めて塩の販売を差し止められた販売人は、施行日に新法第三十五条第二項の規定により当該期間の満了の日までの期間を定めて販売の停止を命じられた者とみなす。

(廃業後の塩の処分に関する経過措置)

第二十二条 施行日前に旧法第四十条の規定により公社が同条に規定する者に対して行つた指示は、施行日に新法第三十二条第一項の規定により公社が行つた販売方法の指示とみなす。

2 旧法第四十条に規定する塩であつて、この法律の施行の際同条の規定による処分がされていないものは、新法第三十六条第一項に規定する販売人とみなされる者が所有する塩とみなす。

(輸出前の譲渡等の許可に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行の際現に旧法第四十一条第二項の規定により公社が行っている許可は、施行日に新法第三十七条第一項の規定により公社が行つた承認とみなす。

(提出すべき報告等に関する経過措置)

第二十四条 この法律の施行の際旧法第八条第一項、第十三条第二項(旧法第三十六条第三項において準用する場合を含む。)、第二十七条第一項、第三十七条第二項又は第四十一条第三項の規定による報告若しくは届出をしていない者については、これらの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「公社」とあるのは、「会社」とする。

(公社の売り渡した塩に関する経過措置)

第二十五条 施行日前に公社の売り渡した塩は、附則第十六条の規定により旧法第二十九条がなおその効力を有するものとして適用される場合を除き、新法の規定により公社が売り渡したものとみなす。

(塩の納付に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行の際現に製造した塩を有する旧法の製造者(旧法第二十条の規定により旧法の製造者とみなされる者を含む。及び旧法第四十二条第二項の規定により公社に納付を命じられた塩を有する者については、旧法第五、第十四、第十五、第四十二条及び第四十五条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「公社」とあるのは、「会社」とする。

(再鑑定に申立て等に関する経過措置)

第二十七条 施行日前に旧法第十五条第一項の規定により公社が行つた鑑定に不服があるとき、再鑑定の申立て及びその取消しの訴えの提起については、なお従前の例により公社に対し行ふものとする。

2 施行日前に旧法第十五条第二項の規定により公社に対しされた再鑑定の申立てについては、なお従前の例により公社が再鑑定する。

(災害補償に関する経過措置)

第二十八条 施行日前に旧法第十六条に規定する災害により塩又はかん水に損害を受けた旧法の製造者に対して、この法律の施行の際公社が同条の規定による補償金を交付していない場合は、なお従前の例により公社が補償金を交付することができる。

(不服申立てに関する経過措置)

第二十九条 施行日前に旧法若しくは旧臨時措置法の規定により公社が行つた処分(以下この条及び次条において「旧法等の処分」という。))についての行政不服審査法による不服申立て(旧法において不服申立てができないこととされた処分に係るものを除く。次項において同じ。))であつて、この法律の施行の際公社の総裁が裁決又は決定をしていないものは、施行日に大蔵大臣が受け継ぐ。

2 この法律の施行の際旧法等の処分については

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 塩専売法案及び同報告書

一一三八

ることができ行政不服審査法による不服申立ては、大蔵大臣に対しするものとする。

(訴訟に関する経過措置)

第三十条 旧法等の処分又は旧法等の処分についての行政不服審査法による不服申立てに対し公社の総裁がした裁決若しくは決定(次項において「旧法等の処分等」という。)に係る行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百二十九号)による訴訟であつて、この法律の施行の際現に係属しているものは、施行日に公社が受け継ぐ。

2 この法律の施行の際旧法等の処分等について提起することができ行政事件訴訟法による訴訟は、公社を相手方として提起するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国税犯則取締法の準用に関する経過措置)

第三十二条 この法律の施行前における旧法の違反事件並びに施行後における附則第十六条、第二十四条及び第二十六条においてなおその効力を有するものとされる旧法の違反事件については、旧法第五十五条第一項の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有するものとする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五十五条第一項の規定により準用される国税犯則取締法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(旧臨時措置法の廃止に伴う経過措置)

第三十三条 旧臨時措置法附則第三項の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三十四条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

日本専売公社が日本たばこ産業株式会社を改組されることに伴い、塩専売事業を当該公社に実施させることにし、このために必要な措置を講ずるとともに、経済社会情勢の変化に対応して、塩専売制度の整備改善を図るための措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

塩専売法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、日本専売公社の改組に伴い、塩専売事業の実施主体を日本たばこ産業株式会社法(以下「公社法」という。)に基づいて設立される日本たばこ産業株式会社(以下「公社」という。)に変更することとし、このために必要な措置を講ずるほか、塩田製塩を前提とした現行諸規定について見直しを行う等塩専売制度の整備改善を図るため、塩専売法の全部を改正しようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

1 目的

この法律は、塩の需給及び価格の安定を確保するとともに、あわせて国内塩産業の基盤を強化し、もつて国民生活の安定に資することを目的とする。

2 専売権及びその実施

塩の一手買取り、輸入、再製、加工及び販売の権能は、国に専属することとし、その実施を公社に行わせることとする。

3 製造者の指定等

(一) 公社又は公社の指定を受けた者でなければ、原則として塩の製造をしてはならないこととし、指定の基準等を定めることとする。指定に当たっては、大蔵大臣の承認を受けなければならないこととする。

(二) 公社又は公社の委託を受けた者でなければ、塩を再製し、又は加工してはならない

こととする。ただし、特殊用途、特殊性状の塩に再製、加工する者は、公社に届け出ることで足りることとする。

4 買入れ及び買入価格

公社は、需給状況を勘案して、必要な買入数量を決定し、製造者の製造場ごとに割り当てて買入れることとする。この場合、その価格を、大蔵大臣の認可を受けて定め、あらかじめ、公告することとする。

5 販売

(一) 公社又は公社の指定を受けた元売人若しくは小売人でなければ、販売してはならないこととし、指定の基準等を定めること等とする。

(二) 公社は、大蔵大臣の認可を受けて塩の売渡価格並びに元売人及び小売人それぞれの販売する塩の上限価格を定め、公告することとする。

6 塩専売事業実施のための公社法の特例

(一) 公社は、公社法第五条に規定する事業のほか、塩専売事業を行うこととし、このための公社法の特例を定めることとする。

(二) 大蔵大臣は、公社の代表取締役のうちから塩専売事業の実施に関し、その業務を総理する塩専売事業の責任者を指名することとする。

(三) 公社に、学識経験者等からなる「塩専売事業運営委員会」を置くこととする。当該委員会は、塩専売事業に係る重要事項を議決することとする。また、株主総会及び取締役会は、当該事項について議決することとできないこととする。

(四) 公社は、塩専売事業運営基本金及び塩専売価格安定準備金を設けるとともに、塩専売事業に係る経理についてはその他の経理と区分し、別に塩専売事業勘定を設けて整理するものとする。

(五) 大蔵大臣は、公社の処分等が法令に違反

し、又は不当であるときは、その取消し、変更その他必要な命令をすることができることとする。

7 その他

(一) この法律は、昭和六十年四月一日から施行することとする。ただし、塩専売事業の実施のための公社法の特例規定等は公布の日から施行することとする。

(二) 政府は、国内塩産業の自立化の目途が得られた段階で、この法律について検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずることとする。

(三) その他この法律の施行に伴う所要の経過措置等を定めることとする。

二 議案の可決理由

日本専売公社が日本たばこ産業株式会社に改組されることに伴い、塩専売事業を当該公社に実施させるために必要な措置等を講じようとする本案は、時宜に適した措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十九年七月十三日

大蔵委員長 瓦 力

衆議院議長 福永 健司殿

〔別紙〕

塩専売法案に対する附帯決議
今次改革は、約八十年にわたる専売制度及び約三十年に及ぶ公社制度の大転換である。たばこをめぐる外国との競争の激化、社会的環境の変化等、厳しい内外情勢の下、新会社は将来とも民営・分割することなく、今日まで専売公社制度が果たしてきた社会的、公共的役割を継承しななければならない。本改革は消費者に「安く、うまく、安心して吸える」たばこの供給と地域経済の発展に貢献するものでなければならず、移行に当たっては、たばこ耕作者、たばこ小売人、関連産

業等事業関係者の不安にも適切に対処することが必要である。したがって、政府及び新会社は、以下の事項について万全の対策と最善の努力を傾けること。

一 政府は、新会社の自主性と責任体制との強化確立のため、所有と経営の分離の立場を守るとともに、各種の監督規定等の公的規制を極力排除し、積極的かつ活力ある経営ができればよい配慮すること。

二 新会社は、我が国たばこ産業の健全な発展を図るため、一層の経営の効率化、合理化に努めるとともに、事業範囲の拡大、研究開発を積極的に推進し、経営基盤の強化を図ること。

三 新会社は、職員の雇用の安定、労働条件の維持、向上等一層安定した労使関係、労働三法に基づき公正な労使慣行の樹立等近代的・民主的な労使関係の確立に努めること。

四 政府は、事業計画等の許可に当たっては、輸入自由化の下で厳しい国際競争を迫られる新会社の経営の自主性の発揮を妨げることにならないよう十分に配慮すること。

五 政府は、新会社への移行に伴う資金問題、新たな税負担等から新会社の財政負担が増加することにかんがみ、必要に応じ適切な配慮を行うこと。

六 国内葉たばこ生産の長期的な安定化を図るため、新会社及びたばこ耕作者は一層の生産性の向上、品質の改善に努めるとともに、今後の葉たばこ耕作の在り方について、耕作者の理解と合意を深めるため、葉たばこ審議会の民主的な構成と運営の確保に十分配慮すること。

七 政府は、国内葉たばこ生産の安定化と国内製品の競争力の確保を将来にわたり両立させるため、農政費用負担の在り方等その方策について、多角的に検討すること。

八 政府は、国内葉たばこの実情等にかんがみ、製造たばこの現行関税率水準を将来とも維持するよう努めること。

九 政府は、たばこ小売店の零細性にかんがみ、許可制度の適切な運用等により流通秩序を維持し、その経営基盤と生活の安定に十分配慮すること。

十 たばこ消費税の税率については、現行の納付金率の水準に留意し、国・地方の安定的な財政収入の確保という観点のほか、今後におけるたばこ消費の動向等にも即して適正な水準を維持するよう努めること。

十一 昨今の国民の喫煙と健康に関する関心の高まりにかんがみ、喫煙と健康の科学的研究をより充実し、国民が安心して吸えるたばこの供給が図られるよう努めるとともに、非喫煙者の健康を守りたいとする立場にも十分配慮するほか、広告・宣伝が過度にあたらないよう留意し、未成年者の喫煙を誘発するおそれのある広告・宣伝は厳に自粛すること。

十二 塩が国民生活の重要な物資であることから、公益専売制度を維持するとともに、食料用塩の自給率の向上に努めること。

十三 国内塩産業の自立体制の確立に向けて生産面及び流通面の一層の合理化を推進するとともに、その推進に当たっては、今後関係業界と十分協議の上、画一的でなく業界の実態に即した方策により行うこと。

十四 販売特例塩制度の積極的拡大を図り、生産流通各企業の自主性の強化及び市場競争環境の整備を一層推進し、もって塩産業の自立化の促進に資すること。

十五 たばこ事業等審議会をはじめ各種審議会の構成運営に当たっては、たばこ事業及び塩事業関係者の意見が十分反映されるよう配慮するとともに、公正かつ民主的な構成と運営が期せられるよう十分配慮すること。

十六 塩専売事業運営委員会の構成については、産業界等からも塩の生産流通に關しつづけた識見を有する人材を幅広く求めることとし、運営に当たっては、塩事業の実情も踏まえ、塩事業

関係者の意見が十分反映されるよう配慮するとともに、塩専売事業の公共性の確保、国内塩産業の自立化達成等本法の趣旨が十分活かされるよう努めること。

十七 日本専売公社総裁の諮問機関としての塩業審議会及び塩取引価格審議会については、従来の経緯にかんがみ、本法施行後においても引き続き塩事業責任者の諮問機関として存置すること。

十八 新会社の役員の選解任に関する大蔵大臣の関与の在り方については、本法律施行後、新会社の経営の自主性の確保と責任体制の強化を図るとし、本法律の趣旨に照らし、その運用の実態について問題が生じた場合には、必要に応じ所要の措置を講ずること。

十九 政府は、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法の施行後、我が国たばこ産業を取り巻く諸情勢を見極めつつ制度改革の趣旨に沿って、両法律の施行の状況について検討を行い、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
右
国会に提出する。
昭和五十九年四月十六日
内閣総理大臣 中曽根康弘

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
(製塩施設法及び塩業組合法の廃止)
第一条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 製塩施設法(昭和二十七年法律第二百二十八号)
二 塩業組合法(昭和二十八年法律第七十七号)
(会計検査院法の一部改正)
第二条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十

三号)の一部を次のように改正する。
第二十三条第一項第二号中「日本専売公社」を削る。
(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。
附則第四十三条中「日本専売公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第七十号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社」に、「行なつて」を「行つて」に改める。
(国家公務員等退職手当法の一部改正)
第四条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第二号中「日本専売公社」を削る。
(国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律の一部改正)
第五条 国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「勸しよう」を「勸奨」に、「日本専売公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第七十号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社」に改める。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)
第六条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
第二条第二号ヨを次のように改める。
ヨ 削除
(北海道開発法の一部改正)
第七条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号

第十條第一項第二号中、「日本専売公社」を削る。

(国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正)

第八條 国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四條の見出しを「(日本国有鉄道等の援助)」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

(沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第九條 沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第六十九條を次のように改める。

(たばこ事業法に関する特例)

第六十九條 沖縄県の区域においては、当分の間、たばこ事業法(昭和五十九年法律第二十二号)第二十二條第一項の許可を受けた者(同法附則第十條第一項の規定により、同法第二十二條第一項の許可を受けた者とみなされる者を含む。以下この条において「小売販売業者」という。)は、同法第二十二條の規定にかかわらず、製造たばこの卸売販売を業として行うことができる。この場合においては、同法第三十六條第一項本文の規定は、適用しない。

2 沖縄県の区域においては、当分の間、日本たばこ産業株式会社は、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、小売販売業者のうち政令で定める者以外の小売販売業者に製造たばこを売り渡さないものとする。

第七十條第一項中「塩専売法第二十四條第一項」を「塩専売法(昭和五十九年法律第二十號)」に、「塩小売人」を「単に「小売人」に、「第二十三條第四項及び第三十四條第二項」を「第十九條第四項及び第三十一條に、「塩小売人」を「小売人」に改め、同条第二項中

「塩小売人」を「小売人」に、「第三十二條及び附則第二十三項」を「第二十九條」に改める。

第八條 沖縄県の区域内の市町村が市町村たばこ消費税を課する場合において、日本たばこ産業株式会社が沖縄県の区域内において行つた地方税法第四百六十七條第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこについては、当分の間、自治省令で定めるところにより、日本たばこ産業株式会社が直接消費者に製造たばこを売り渡す第六十九條第一項に規定する小売販売業者に直接製造たばこを売り渡したものとみなして、同法第三章第四節の規定を適用する。この場合において、同法第四百六十五條第一項中「当該小売販売業者の営業所所在の市町村」とあるのは、「当該小売販売業者の営業所所在の市町村(日本たばこ産業株式会社が沖縄県の区域内において小売販売業者のうち沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律第六十九條第二項に規定する政令で定める者に製造たばこを売り渡した場合に、直接消費者に製造たばこを売り渡す小売販売業者の営業所所在の市町村)」と、同法第四百七十三條第一項中「合計額」とあるのは「合計額(日本たばこ産業株式会社が沖縄県の区域内において行つた第四百六十七條第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこにあつては、当該製造たばこに係る合計本数のうち当該市町村に係る本数として、自治省令で定めるところにより算定した本数とする。)」と、同法第四百七十七條第一項中「売り渡した製造たばこ」とあるのは「売り渡した製造たばこ

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

一一四〇

(日本たばこ産業株式会社が沖縄県の区域内に小売販売業者の営業所を所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこにあつては、当該売り渡した製造たばこ)と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額(日本たばこ産業株式会社が沖縄県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合にあつては、当該たばこ消費税額のうち当該市町村に係るものに相当する金額として、自治省令で定めるところにより算定した額)」とする。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第十條 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年

二四・〇二 製造たばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス

- 一 製造たばこ
 - (一) 紙巻たばこ
 - (二) 葉巻たばこ
 - (三) パイプたばこ
 - (四) その他のもの
- 二 たばこのエキス及びエッセンス

(財政法第三條の特例に関する法律の一部改正)

第十三條 財政法第三條の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一号を次のように改める。

一 削除

(国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部改正)

第十四條 国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五條中「前五條」を「前各条」に改め、「日本専売公社」を削る。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正)

第十五條 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を

法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第一項中「並びに日本専売公社」を削る。

(災害対策基本法の一部改正)

第十一條 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第五号中「日本専売公社」を削る。

(関税法の一部改正)

第十二條 関税法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二四・〇二号を次のように改める。

- 九〇%
- 六〇%
- 一〇〇%
- 二〇〇%
- 二〇〇%

次のように改正する。

第十四條中「日本専売公社」を削り、「但し」を「ただし」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第十六條 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「日本専売公社」を削る。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

第十七條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「日本専売公社」を削る。
(資産再評価法の一部改正)

第十八条 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。
第五条第二号を次のように改める。

二 削除

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第十九条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第百七十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「日本専売公社」を削り、「且つ」を「かつ」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国稅規則取締法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国稅規則取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)」を削り、「差押」を「差押え」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

題名中「たばこ専売法等」を「たばこ事業法等」に改める。

第一条中「たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)」「塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)」「たばこ事業法(昭和五十九年法律第百十二号)」及び「塩専売法(昭和五十九年法律第百十三号)」に改める。

第二条第五項を次のように改める。

5 この法律において「製造たばこ」とは、たばこ事業法第二条第三号に規定する製造たばこ(同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品を含む。)をいう。

第二条第六項中「第一条第一項」を「第二条第一項」に改める。

第三条の見出しを「(塩の輸入の特例)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる場合には、塩専売法第十八条の規定にかかわらず、塩を輸入することができ

る。

第三条第一項第三号中「成年者一人につき二百本以内の紙巻たばこ若しくは二百グラム以内のその他の製造たばこ又は」を削り、同項第四号及び同条第二項を削る。

第四条の見出し中「譲渡等」を「販売」に改め、同条第一項中「たばこ専売法第六十六条第一項又は塩専売法第四十二条第一項」を「たばこ事業法第四章、第五章及び第三十九条又は塩専売法第十九条」に、「前条第一項の規定」を「これらの者」に、「製造たばこ用巻紙又は」を「又は前条の規定により輸入された」に、「譲り渡す」を「販売する」に改め、同条第二項を削る。

(関稅法の一部改正)

第二十二條 關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第三項第二号中「たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)」を削り、「の定め」を「の定め」に、「終り」を「終わり」に改める。

第百十八條第三項第一号へを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

へ たばこ事業法(昭和五十九年法律第百十二号)第二号第三号(定義)に規定する製造たばこ(同法第三十八条第二項(製造たばこ代用品)に規定する製造たばこ代用品を含む。)

(日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十三條 日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)」「塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)」を「たばこ事業法(昭和五十九年法律第百十三号)」「塩専売法(昭和五十九年法律第百十四号)」に改める。

第五条中「且つ」を「かつ」に、「基いて」を「基づいて」に改め、「たばこ専売法」を削る。

第六条の見出しを「(たばこ事業法等の特例)」に改め、同条中「たばこ専売法又は」を「たばこ事業法又は」に、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の實施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の實施に伴うたばこ事業法等の臨時特例に関する法律」に改める。

目次中「第九章 雜則(第百二十二條-第百二十七條)」「第十章 罰則(第百二十八條-第百三十一條)」に改める。

第一条第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第二条第一項第一号中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

る合衆国軍隊の地位に関する協定の實施に伴うたばこ事業法等の臨時特例に関する法律」に改める。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)

第二十四條 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「塩業組合」を削り、「受入」を「受入れ」に改める。

(租稅特別措置法の一部改正)

第二十五條 租稅特別措置法(昭和三十三年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第四十五條の二第二項中「塩業組合」を削る。

第八十一條の二の次に次の一条を加える。
(日本たばこ産業株式会社の塩専売事業に係る登記の免稅)

第八十一條の三 日本たばこ産業株式会社が、塩専売法(昭和五十九年法律第百十三号)第三十八條第二項に規定する塩専売事業に係る業務のための登録免許稅法別表第一の第一号、第九号から第十四号まで及び第十九号に掲げる登記又は登録を大藏省令で定めるところにより受ける場合には、その登記又は登録については、登録免許稅を課さない。

(國家公務員等共済組合法の一部改正)

第二十六條 國家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

号を次のように改める。

七 公共企業体等 次に掲げるものをいう。

イ 日本国有鉄道

ロ 日本電信電話公社

ハ 日本たばこ産業株式会社

第三条第一項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第五条第一項中「公共企業体の総裁」を「公共企業体等の総裁等(同項に規定する公共企業体等の総裁等をいう。)」に改める。

第八条第一項中「各公共企業体の総裁」を「日本国有鉄道の総裁及び日本電信電話公社の総裁並びに日本たばこ産業株式会社が当該会社を代表する者として大蔵大臣に届け出た者(以下「公共企業体等の総裁等」という。))」に改める。

第十二条の見出し中「公共企業体」を「日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社」に改め、同条第三項中「公共企業体の総裁」を「日本国有鉄道の総裁又は日本電信電話公社の総裁」に改め、同条第四項中「公共企業体」を「公共企業体等の総裁等」に改める。

第三十一条第一号、第三十七条第一項及び第四十一条第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第九十九条第一項第二号中「又は公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同条第二項各号列記以外の部分及び同項第一号中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同項第二号中「又は公共企業体の負担」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社の負担」に改め、「公共企業体の負担金」を「公共企業体等の負担金」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、

同条第三項中「又は公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、国が負担する当該費用には、日本たばこ産業株式会社に所属する職員をもつて組織する組合(以下「日本たばこ産業共済組合」という。))の長期給付に係るものを含むものとする。

第九十九条第四項中「又は公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同条第五項中「第三条」の下に「若しくは労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条」を加え、「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第二百二条第一項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同条第三項中「又は公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同条第四項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第二百四条第三項、第二百五条第一項及び第一百零一条第四項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第十章を第十一章とし、第九章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。

第九章 日本たばこ産業共済組合に係る特例

(日本たばこ産業共済組合の登記)
第百一条の二 日本たばこ産業共済組合は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(運営審議会の委員の数の特例その他の第二章の規定の適用の特例)
第百一条の三 日本たばこ産業共済組合の運営審議会の委員の数は、第九条第二項の規定にかかわらず、定款で定める数とする。

2 日本たばこ産業共済組合の運営規則に対する第百一条第二項の規定の適用については、同項中「大蔵大臣に協議しなければならない」とするは、「大蔵大臣の認可を受けなければならない」とする。

3 第十三条の規定は、日本たばこ産業共済組合に使用され、その事務に従事する者について、適用しない。

(事務に要する費用の補助)
第百一条の四 国は、第九十九条第二項第五号の規定にかかわらず、予算の範囲内において、日本たばこ産業共済組合に対し、同号に掲げる費用の一部を補助することができる。

(組合員の範囲の特例等)
第百一条の五 日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。))と業務、資本その他について密接な関係を有するものとして政令で定める要件に該当する法人で大蔵大臣の指定を受けたものに使用される者(当該法人の常勤の役員を含む、臨時に使用される者を除く。))のうち職員に相当する者として日本たばこ産業共済組合の運営規則で定める者は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律の規定を適用する。

2 前項の規定により大蔵大臣の指定を受けようとする場合の申請の手続その他同項の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

(指定法人に対する前章までの規定の適用の特例)
第百一条の六 前条第一項の規定により大蔵大臣の指定を受けた法人(以下「指定法人」という。))の常勤役員又は常勤職員は、第三十一条の規定の適用については、会社の常勤役員又は常勤職員とみなす。

2 指定法人の業務は、第四章の規定の適用については、会社の業務とみなす。

3 指定法人は、第六章の規定の適用については、会社とみなす。

(組合員等に対する督促及び延滞金の徴収)
第百一条の七 日本たばこ産業共済組合は、掛金又は負担金を滞納した当該組合の組合員又は会社若しくは指定法人に対し、期限を指定して、掛金又は負担金の納付を督促しなければならない。

2 前項の規定による督促は、督促状を発してしなければならない。この場合において、督促により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促は、民法第五百十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4 第一項の規定によつて督促したときは、日本たばこ産業共済組合は、掛金又は負担金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日から掛金若しくは負担金の完納又は財産の差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金又は負担金の額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

5 前項の場合において、掛金又は負担金の額の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金又は負担金の額は、その納付のあつた掛金又は負担金の額を控除した金額による。

6 掛金又は負担金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

7 督促状に指定した期限までに掛金若しくは負担金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が千円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

8 延滞金の金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(滞納処分)

第百十一條の八 前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は会社若しくは指定法人が、同項の規定により指定された期限までに掛金又は負担金を完納しないときは、組合員又は会社若しくは指定法人の住所又は財産がある市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、日本たばこ産業共済組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、日本たばこ産業共済組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

2 市町村が、前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、日本たばこ産業共済組合は、大蔵大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。

(先取特権の順位)

第百十一條の九 掛金、負担金その他この法律の規定による日本たばこ産業共済組合の徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収に関する通則)

第百十一條の十 掛金、負担金その他この法律の規定による日本たばこ産業共済組合の徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第百十二條第二項中「掛金」を「掛金又はこの法律の規定による負担金若しくは延滞金(日本たばこ産業共済組合に係るものに限る。)」に改める。

第百十六條第五項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 日本たばこ産業株式会社 大蔵大臣

第百十六條に次の一項を加える。

6 大蔵大臣は、第百十一條の五第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、厚生大臣に協議しなければならない。

第百二十條第二項中「公共企業体」を「公共企業体等(指定法人を含む。第百二十三條及び第百二十六條の五第二項において同じ。)」に改める。

第百二十三條中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、日本たばこ産業共済組合の船員組合員に係る国庫の負担に相当する費用については、国が負担する。

第百二十四條の二第一項、第百二十五條、第百二十六條の二第一項及び第百二十六條の五第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

附則第三條の二(見出しを含む。)及び第十二條の七第四項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

附則第十三條の十一の見出し中「公共企業体の組合」を「国鉄共済組合等」に改め、同条第一項中「公共企業体の組合」を「日本国有鉄道に所属する職員をもつて組織する組合(以下「国鉄共済組合」という。))又は日本電信電話公社に所属する職員をもつて組織する組合(以下「日本電信電話公社共済組合」という。))」に改め、同条第二項中「公共企業体の組合」を「国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合」に改め、同条第三項中「公共企業体及び公共企業体の組合」を「日本国有鉄道及び日本電信電話公社並びに国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合」に改める。

附則第十四條の三第一項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同条第二項中「日本国有鉄道に所属する職員をもつて組織する組合(以下「国鉄共済組合」という。))」を「国鉄共済組合」に、「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

附則第十四條の四第三項及び第四項、第十四條の五第三項、第十四條の六第一項第二号並びに第十四條の七第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

附則第十四條の十第一項中「次に掲げる事業」の下に「日本たばこ産業共済組合にあつては、第四号に掲げる事業に限る。」を加える。

附則第二十條の二第一項中「又は公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第九十九條第三項後段の規定を準用する。

附則第二十條の二第二項中「又は公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(検討)

第二十條の三 日本たばこ産業共済組合及び当該組合の組合員に対するこの法律の規定の適用については、公的年金制度全体の再編成が行われる時点で検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第二十七條 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号、第五十條第一項、第五十一條の五第一項、第五十五條第一項及び第五十七條(見出しを含む。)中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

(たばこ耕作組合法の一部改正)

第二十八條 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九條」を「第五十九條の三」に改める。

第一条中「たばこ専売事業」を「たばこ産業」に改める。

附則第十四條の三第一項中「たばこ専売事業」を「たばこ産業」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

たばこ耕作組合法中央会の地区は、全国の区域とする。

第八条第一項第五号中「構成する者」の下に「(以下この項において「構成員」という。))」を加え、同項第七号及び第八号を次のように改める。

七 構成員の日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。))との契約(たばこ事業法(昭和五十九年法律第 号)第三条第一項に規定する契約をいう。以下この項において同じ。))の締結に關し会社と行う協議又は当該構成員の委託を受けて行う当該契約の締結

八 構成員と会社との契約に基づいて行う当該構成員の葉たばこの生産及び販売に關し会社の委託を受けてする事務の実施

第八条第一項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、同条第三項中「公社のほか」を削り、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 たばこ耕作組合法中央会及びたばこ耕作組合法連合会は、前項に規定する事業のほか、組合を直接又は間接に構成する組合の組織、経営及び事業の指導及び調査を行うことができる。

3 たばこ耕作組合法中央会は、前二項に規定する事業のほか、たばこ事業法第六條に規定する約定をすることができる。

第九条第一項中「たばこ専売法第五條第一項にいう耕作者をいう。以下同じ。))」を削り、同項後段を削り、同条第三項を次のように改める。

3 たばこ耕作組合法中央会(以下「中央会」という。))の会員たる資格を有する者は、連合会及び連合会に加入していない地区組合とする。

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号
たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

第十九条第一項及び第二十九条第二項中「基いて」を「基づいて」に、「公社」を「大蔵大臣」に改める。

第三十条後段を削る。

第三十三条第二項及び第四十条中「公社」を「大蔵大臣」に改める。

第四十一条中「公社」を「大蔵大臣」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第四十二条第一項から第四項まで、第四十四条第二項、第四十五条第二項及び第四十六条第二項中「公社」を「大蔵大臣」に改める。

第四十九条中「又は公社」を削り、「基いて」を「基づいて」に改める。

第五十四条中「たばこ耕作組合法第五十条」と、同法第八十三条中「主務官庁」とあり、又は非訟事件手続法第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項中「官庁」とあるのは「日本専売公社」と読み替えるものとするを、「たばこ耕作組合法第五十条」と読み替えるものとするに改める。

第五十五条中「次の各号に」を「次に」に、「公社」を「大蔵省令で」に、「公社」を「大蔵大臣」に改める。

第五十六条中「公社」を「大蔵大臣」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第五十七条中「基いて」を「基づいて」に、「公社」を「大蔵大臣」に、「疑が」を「疑い」に改め、「何時でも」を削る。

第五十八条中「公社」を「大蔵大臣」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

二四・〇二 製造たばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス

一 製造たばこ

(一) 紙巻たばこ

(二) 葉巻たばこ

(三) バイブたばこ

(四) その他のもの

(1) シートたばこ

(2) その他のもの

たばこのエキス及びエッセンス

第五十九条中「次の各号に」を「次に」に、「公社」を「大蔵大臣」に、「附して」を「付して」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(事務の一部委任)

第五十九条の二 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を公社に取り扱わせることができる。

2 前項の規定により事務の一部を公社に取り扱わせる場合においては、その事務の取扱いに要する経費は、公社の負担とすることができ、

3 第一項の場合において、その事務に従事する公社の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(権限の委任)

第五十九条の三 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができる。

(接収貴金属等の処理に関する法律の一部改正)

第二十九条 接収貴金属等の処理に関する法律(昭和三十四年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「日本専売公社」を削り、「基き」を「基づき」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三十条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二四・〇二号を次のように改める。

二四・〇二 製造たばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス

一 製造たばこ

(一) 紙巻たばこ

(二) 葉巻たばこ

(三) バイブたばこ

(四) その他のもの

(1) シートたばこ

(2) その他のもの

たばこのエキス及びエッセンス

一 製造たばこ

(一) 紙巻たばこ

(二) 葉巻たばこ

(三) バイブたばこ

(四) その他のもの

(1) シートたばこ

(2) その他のもの

たばこのエキス及びエッセンス

一 製造たばこ

(一) 紙巻たばこ

(二) 葉巻たばこ

(三) バイブたばこ

(四) その他のもの

(1) シートたばこ

(2) その他のもの

たばこのエキス及びエッセンス

(所得税法の一部改正)

第三十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本専売公社の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第三十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本専売公社の項を削る。

二十九 製造たばこの販売に係る登録又は許可

(一) たばこ事業法(昭和五十九年法律第百三十一号)第一項(製造たばこの特定販売業の登録)の規定による製造たばこの特定販売業の登録

(二) たばこ事業法第二十条(製造たばこの卸売販売業の登録)の規定による製造たばこの卸売販売業の登録

(三) たばこ事業法第二十一条(製造たばこの小売販売業の許可)の規定による製造たばこの小売販売業の許可(同法第二十四条第一項の規定による期限が付された許可を除く)

別表第二日本専売公社の項を削る。

第三十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本専売公社の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第三十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号を次のように改める。

第三十六条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第四号中「専売制度」の下に「及びたばこ事業制度」を加え、「し、日本専売公社を監督」を削り、同条第五号中「製造たばこ定価法(昭和四十年法律第百二十二号)の規定による暫定最高価格の決定」を「製造たばこの小売定価の認可」に改め、同号の次に次の三号を加える。

五の二 日本たばこ産業株式会社を監督すること。

五の三 たばこ耕作組合、その連合会及びその中央会の監督にすること。

五の四 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の五 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の六 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の七 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の八 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の九 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の十 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の十一 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の十二 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の十三 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の十四 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の十五 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の十六 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の十七 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の十八 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の十九 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の二十 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の二十一 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の二十二 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の二十三 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

五の二十四 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者の登録並びに小売販売業を営む者の許可並びにこれらの監督にすること。

第五号第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 製造たばこの特定販売業及び卸売販売業を営む者を登録し、並びに小売販売業を営む者を許可し、並びにこれらを監督すること。

第十四条中「第四条第四十四号」を「第四条第五号の四、第四十四号」に改め、「掲げるもの」の下に「(同条第五号の四に掲げるものにあつては、製造たばこの特定販売業を営む者に係るものに限る。)」を加える。

(医療法の一部改正)

第三十七条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七号の二第五項中「日本専売公社」を削る。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第三十八条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

(製造たばこの小売販売業の許可)

第二十四条 身体障害者がたばこ事業法(昭和五十九年法律第...)

第二十二條第三項の規定は、前項の規定によりたばこ事業法第二十二條第一項の許可を受けた者について準用する。

第三十九條 母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條を次のように改める。

(製造たばこの小売販売業の許可)

第十七條 配偶者のない女子で現に児童を扶養するもの...

昭和五十九年七月十七日 衆議院会議録第三十六号

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

しているものがたばこ事業法(昭和五十九年法律第...)

第二十二條第一項の規定による小売販売業の許可を申請した場合において同法第二十三條各号の規定に該当しないときは、大蔵大臣は、その者に当該許可を与えるように努めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定によりたばこ事業法第二十二條第一項の許可を受けた者について準用する。

(児童手当法の一部改正)

第四十條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項の表第三号上欄中「日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第十九條」を削り、同号下欄中「日本専売公社」を削る。

第二十條第一項第五号中「団体」の下に「その他同法に規定する団体で政令で定めるもの」を加え、同項第六号を次のように改める。

六 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第九十九條第二項に規定する公共企業体等のうち同法第二条第一項第七号ハに規定するものその他同法に規定する団体で政令で定めるもの

(農林中央金庫法の一部改正)

第四十一條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「塩業組合」を削る。

(漁港法の一部改正)

第四十二條 漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第四項中「日本専売公社」を削る。

(海岸法の一部改正)

第四十三條 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「日本専売公社」を削る。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第四十四條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第...)

律第十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第三号を次のように改める。

三 削除

第二十七條第一項、第二十八條第一項第六号並びに第二十九條第一項第三号及び第四号中「塩業組合」を削る。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第四十五條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「塩業組合であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者が一億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるものを含む。以下第三條第一項において同じ。」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第四十六條 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「塩業組合であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者が一億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるものを含む。」を削る。

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正)

第四十七條 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「日本専売公社」を削る。

(港灣法の一部改正)

第四十八條 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第三項中「日本専売公社」を削る。

(公共企業体等労働関係法の一部改正)

第四十九條 公共企業体等労働関係法(昭和二十...

三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号ハを削る。

第三十九條中「日本専売公社並びに」を削る。

(身体障害者雇用促進法の一部改正)

第五十條 身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「日本専売公社」を削る。

(中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第五十一條 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項及び附則第三條中「日本専売公社」を削る。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第五十二條 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十條中「日本専売公社」を削る。

(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第五十三條 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「日本専売公社」を削る。

(土地収用法の一部改正)

第五十四條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第七号中「又は日本専売公社が日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第二十七條各号に掲げる業務の用に供する施設」を削り、同条第三十四号の三の次に次の一号を加える。

三十四の四 日本たばこ産業株式会社が塩専

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書 一一四六

売法(昭和五十九年法律第 号)第三十
八条第二項各号に掲げる業務の用に供する
施設

(道路法の一部改正)

第五十五条 道路法(昭和二十七年法律第八十
号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「日本専売公社」を削る。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一
部改正)

第五十六条 公共工事の前払金保証事業に関する
法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を
次のように改正する。

第二十条第一項中「日本専売公社」を削り、「本
項中」を「この項において」に改める。

(都市公園法の一部改正)

第五十七条 都市公園法(昭和三十一年法律第七
十九号)の一部を次のように改正する。

第九条中「日本専売公社」を削る。

(建設省設置法の一部改正)

第五十八条 建設省設置法(昭和二十三年法律第
百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第五十八号中「日本専売公社」を削る。

(公職選挙法の一部改正)

第五十九条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百
号)の一部を次のように改正する。

第三百六十六条第二項第二号、第四百五
十五条第一項、第四百六十六条第一号、第四百九
九条第一項及び第二百一十二条の十三第三号中

「日本専売公社」を削る。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第六十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十
年法律第九十五号)の一部を次のように改
正する。

第二十四条第二項中「日本専売公社」を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第六十一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十
七年法律第五十二号)の一部を次のように改
正する。

第四百三十三条第一項、第四項及び第五項中
「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施
行する。ただし、附則第十四条第二項の規定
は、公布の日から施行する。

(塩業組合法の廃止に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する塩業組合
に關しては、第一条の規定による廃止前の塩業
組合法(以下この条において「旧組合法」とい
う。)の規定は、この法律の施行後も、なおその
効力を有する。この場合において、旧組合法第
二十条第四項中「日本専売公社(以下「公社」と
いう。）」とあるのは、「日本たばこ産業株式会
社(以下「会社」という。))とするほか、旧組合法の
規定中「公社」とあるのは、「会社」とする。

(会計検査院法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正前の会計検査院
法(以下この条において「旧検査院法」という。))
第二十三条第一項各号の会計経理で日本たばこ
産業株式会社(昭和五十九年法律第 号)
附則第十二条第一項の規定による解散前の日本
専売公社(以下「旧公社」という。))に係るもの
の会計検査院の検査については、なお従前の例に
よる。

2 この法律の施行前の事実に基づく旧公社の職
員に係る旧検査院法第三十一条の規定による懲
戒処分、旧検査院法第三十三条の規定による
犯罪の通告、旧検査院法第三十五条の規定
による会計経理の取扱いに關する審査及び判定
並びに旧検査院法第三十七条第二項の規定によ
る会計検査院の意見の表示については、なお従
前の例による。

(国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経
過措置)
第四条 この法律の施行の際現に第四条の規定に
よる改正後の国家公務員等退職手当法(以下こ

の項及び次項において「新退職手当法」という。))
第二条第二項に規定する職員として在職する者
で旧公社の職員としての在職期間を有するもの
の新退職手当法に基づいて支給する退職手当の
算定の基礎となる勤続期間の計算については、
その者の旧公社の職員としての在職期間を新退
職手当法第二条第二項に規定する職員としての
引き続いた在職期間とみなす。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。))
の前日に旧公社の職員として在職する者が、引
き続いて日本たばこ産業株式会社(以下「会社」
という。))の職員となり、かつ、引き続き会社の職
員として在職した後引き続き新退職手当法第
二条第二項に規定する職員となつた場合におけ
るその者の新退職手当法に基づいて支給する退
職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算につ
いては、その者の施行日の前日までの第四条の規
定による改正前の国家公務員等退職手当法第二
条第二項に規定する職員としての引き続いた在
職期間及び施行日以後の会社の職員としての在
職期間を新退職手当法第二条第二項に規定する
職員としての引き続いた在職期間とみなす。た
だし、その者が会社を退職したことにより退職
手当(これに相当する給付を含む。))の支給を受
けているときは、この限りでない。

3 この法律の施行前に旧公社を退職した職員及
び施行日の前日に旧公社の職員として在職し、
引き続き会社(昭和四十九年法律第百十六
号)による失業給付の受給資格を取得するまで
の間に会社を退職したものに對する国家公務員
等退職手当法第十条の規定による退職手当の支
給については、なお従前の例による。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)
第五条 第九条の規定による改正後の沖縄の復帰
に伴う特別措置に関する法律第百五十五條第八
項の規定は、施行日以後に行われた地方税法第

四百六十七條第一項に規定する売渡し等に係る
製造たばこに對して課すべき市町村たばこ消費
税に對して適用し、施行日前に旧公社が売り渡
した製造たばこに對して課する市町村たばこ消
費税については、なお従前の例による。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前にした旧公社の契約に
ついては、第十五条の規定による改正前の政府
契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条の
規定は、この法律の施行後も、なおその効力を
有する。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に關する
法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行前に旧公社が有していた
第十六条の規定による改正前の国等の債権債務
等の金額の端数計算に關する法律第二条第一項
に規定する債権又は債務の金額についての端数
計算については、なお従前の例による。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充
てるための特別会計等からする一般会計への繰
入及び納付に關する法律の一部改正に伴う経過
措置)

第八条 附則第四条第三項の規定によりなお従前
の例によることとされる国家公務員等退職手当
法第十条の規定による退職手当の支給に要する
費用の財源に充てるために負担すべき金額の政
府の一般会計への納付については、会社がなお
従前の例により行うものとし、この場合におけ
る一般会計の受入金の過不足額の調整について
は、なお従前の例による。

(予算執行職員等の責任に關する法律の一部改
正に伴う経過措置)

第九条 第十九条の規定による改正前の予算執行
職員等の責任に關する法律(以下この条におい
て「旧予算執行責任法」という。))第九條第一項に
規定する旧公社の予算執行職員、旧予算執行責
任法第十条に規定する旧公社の現金出納職員及

び旧予算職員責任法第十一条に規定する旧公社の物品管理職員のこの法律の施行前にした行為については、旧予算職員責任法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税取締法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十條 この法律の施行前におけるたばこ事業法(昭和五十九年法律第 号)附則第二条による廃止前のたばこ専売法(以下「旧たばこ専売法」という。)及び塩専売法(昭和五十九年法律第 号)による改正前の塩専売法(以下「旧塩専売法」という。)の違反事件については、第二

十條の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税取締法等の臨時特例に関する法律第三條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 旧たばこ専売法に違反した者に係る第二十二條の規定による改正後の関税法第二十四條第二項の規定による許可については、なお従前の例による。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 この法律の施行前における旧たばこ専売法及び旧塩専売法の違反事件については、第二十三條の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第五條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障

条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十三号)とあるのは、「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第 号)第二十條の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十三号)」とする。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 附則第二条に規定する塩業組合に関しては、この法律の規定による改正後の次に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律

二 租税特別措置法

三 法人税法

四 農林中央金庫法

五 商工組合中央金庫法

六 中小企業信用保険法

七 中小企業金融公庫法

(国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 第二十六條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下附則第十六條までに於いて「旧共済法」という。)第三條第一項の規定により設けられた共済組合で旧公社に所属する職員をもつて組織されたもの(以下附則第十七條までに於いて「旧組合」という。)は、施行日において、第二十六條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法(以下附則第十七條までに於いて「新共済法」という。)第三條第一項の規定により設けられた会社に所属する職員をもつて

組織された共済組合(以下この条及び次条において「新組合」という。)となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 旧組合の代表者は、この法律の施行前に、旧共済法第九條に規定する運営審議会の議を経て、旧共済法第六條第一項、第十一條第一項及び第十五條第一項の規定により、施行日以後に係る新組合の定款及び運営規則を定めるとともに新組合の昭和六十年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。

3 旧組合の昭和五十九年度の決算については、新共済法第十六條の規定により新組合が行うものとする。

第十五條 新共済法第九十九條、第二百二十三條、第二百二十五條及び附則第二十條の二の規定は、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用の負担について適用し、同年度前において旧組合の長期給付に要する費用及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号。以下この条及び次条において「昭和五十八年法律第八十二号」という。)附則第三條第一項に規定する旧組合の長期給付に要する費用として旧公社が負担すべきであった負担金の額と、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用として新共済法第九十九條第三項及び附則第二十條の二の規定(他の法令においてその例によることとされるこれらの規定を含む。)により国が負担すべき額との調整に関し必要な事項は、政令で定める。

2 新組合の長期給付のうち昭和五十八年法律第八十二号附則第十八條から第二十九條まで及び第三十四條の規定により支給するものに要する費用に係る昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五條第一項の規定の適用については、同項

中「公共企業体」とあるのは「日本たばこ産業株式会社」と、「第二條」とあるのは「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第 号)第二十六條」とする。

3 昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五條第二項の規定は、新組合の長期給付に要する費用については、適用しない。

第十六條 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六條第一項の規定により旧共済法及び第二十七條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員とされた旧公社の役員であつた者で、施行日に会社の取締役又は監査役となつたものについては、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、新共済法又は同条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

2 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六條第二項の規定により年金である給付が支給されていない旧公社の役員に係る新共済法の規定による年金である給付については、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、同項の規定の例により、支給しない。

第十七條 新共済法附則第十三條の十一の規定は、旧組合の組合員である間の旧公社若しくは旧組合の業務若しくは通勤(同条第一項に規定する通勤をいう。)により病気にかかり、若しくは負傷し、その傷病の結果として障害の状態にある者に係る障害給付又は当該傷病により死亡した者に係る遺族給付に関する規定の適用について準用する。

(たばこ耕作組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十八條 この法律の施行の際現に第二十八條の規定による改正前のたばこ耕作組合法の規定に

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

より旧公社がした認可その他の処分又は通知その他の行為は、同条の規定による改正後のたばこ耕作組合法の相当規定に基づいて、大蔵大臣がした認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に第二十八条の規定による改正前のたばこ耕作組合法の規定により旧公社に対してされている申請、届出その他の行為は、同条の規定による改正後のたばこ耕作組合法の相当規定に基づいて、大蔵大臣に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 施行日の前日において、旧公社の總裁又はその委任を受けた者がした第四十条の規定による改正前の児童手当法第七十一条(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)以下この条において「児童手当法」という。)第十一條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けている者が、施行日において児童手当又は行革関連特例法第十一條第一項の給付(以下この条において「特例給付」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日において第四十条の規定による改正後の児童手当法第七十一条の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項(行革関連特例法第十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、昭和六十年四月から始まる。

(漁港法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 この法律の施行前に第四十二条の規定による改正前の漁港法第三十九条第四項の規定により旧公社が農林水産大臣にした協議に基づき行ふ行為は、第四十二条の規定による改正後の漁港法第三十九条第一項の規定により会社に対して許可に基づく行為とみなす。

港法第三十九条第一項の規定により会社に対して農林水産大臣がした許可に基づく行為とみなす。

(海岸法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 この法律の施行前に第四十三条の規定による改正前の海岸法第十條第二項の規定により旧公社が海岸管理者にした協議に基づく占有又は行為は、第四十三条の規定による改正後の海岸法第七條第一項又は第八條第一項の規定により会社に対して海岸管理者がした許可に基づく占有又は行為とみなす。

(港灣法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 この法律の施行前に第四十八條の規定による改正前の港灣法第三十七條第三項において読み替えられた同法第一項の規定により旧公社が港灣管理者の長とした協議に基づく行為は、第四十八條の規定による改正後の港灣法第三十七條第一項の規定により会社に対して港灣管理者の長がした許可に基づく行為とみなす。(公共企業体等労働関係法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 この法律の施行前に旧公社がした行為についての公共企業体等労働関係法(以下この条において「公労法」という。)第二十五条の五第一項の申立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に公共企業体等労働委員会に係属している旧公社とその職員に係る公労法第三條第二項の労働組合(以下この項において「組合」という。)とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件、この法律の施行前に旧公社と組合とが締結した協定であつて公労法第十六條第一項に該当するもの及びこの法律の施行前に公共企業体等労働委員会がした旧公社と組合との間の紛争に係る裁定であつて公労法第三十五条ただし書に該当するものに関する公労法第三章(第十二條を除く。、第二十五

条の六第一項及び第六章の規定の適用については、なお従前の例による。

(道路法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 この法律の施行前に第五十五条の規定による改正前の道路法第三十五条の規定により旧公社が道路管理者とした協議に基づく占有は、第五十五条の規定による改正後の道路法第三十二条第一項及び第三項の規定により会社に対して道路管理者がした許可に基づく占有とみなす。

(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 この法律の施行前に第五十七条の規定による改正前の都市公園法第九條の規定により旧公社が公園管理者とした協議に基づく占有は、第五十七条の規定による改正後の都市公園法第六條第一項及び第三項の規定により会社に対して公園管理者がした許可に基づく占有とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

たばこ事業法、日本たばこ産業株式会社法及び塩専売法の施行に伴い、製塩施設法及び塩業組合法を廃止するほか、国家公務員等共済組合法等関係法律の所要の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、たばこ事業法、日本たばこ産業株式会社法及び塩専売法の施行に伴い、製塩施設法及び塩業組合法を廃止するほか、国家公務員等共済組合法等関係法律の所要の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

1 たばこ事業法の施行及びたばこ専売法の廃止に伴う関係法律の整備等

(一) たばこ耕作組合法について、たばこ耕作組合中央会の事業として葉たばこの価格その他の契約の基本的事項を約定することができることとするほか、所要の規定の整備を行うこととする。

(二) 身体障害者福祉法並びに母子及び寡婦福祉法について、小売販売業の許可に関し、身体障害者並びに母子家庭及び寡婦に対する福祉の措置を講ずるため、所要の改正を行うこととする。

(三) その他関係する法律について、所要の規定の整備等を行うとともに必要な経過措置を定めることとする。

2 日本たばこ産業株式会社法の施行及び日本専売公社法の廃止に伴う関係法律の整備等

(一) 国家公務員等共済組合法について、日本専売公社の経営形態変更後の日本たばこ産業株式会社につき引き続き同法を適用するため所要の規定の整備を行うとともに、必要な経過措置を定めることとする。

(二) 公共企業体等労働関係法について、日本たばこ産業株式会社につき同法を適用させないこととするほか、所要の規定の整備を行うとともに、必要な経過措置を定めることとする。

(三) その他関係する法律について、所要の規定の整備を行うとともに、必要な経過措置を定めることとする。

3 塩専売法の改正に伴う関係法律の整備等
(一) 製塩施設及び塩業組合法を廃止するとともに、必要な経過措置を定めることとする。

(二) その他関係する法律について、所要の規定の整備を行うこととする。

二 議案の可決理由

たばこ事業法等の施行に伴い、関係法律の整備等を図ろうとする本案は、時宜に適した措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十九年七月十三日

大蔵委員長 瓦 力

衆議院議長 福永 健司殿

【別紙】

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

今次改革は、約八十年にわたる専売制度及び約三十年に及ぶ公社制度の大転換である。たばこをめぐり外国との競争の激化、社会的環境の変化等、激しい内外情勢の下、新会社は将来とも民営・分割することなく、今日まで専売公社制度が果たしてきた社会的、公共的役割を継承しなければならぬ。本改革は消費者に「安く、うまく、安心して吸える」たばこの供給と地域経済の発展に貢献するものでなければならず、移行に当たっては、たばこ耕作者、たばこ小売人、関連産業等事業関係者の不安にも適切に対処することが必要である。したがって、政府及び新会社は、以下の事項について万全の対策と最善の努力を傾けること。

一 政府は、新会社の自主性と責任体制との強化

確立のため、所有と経営の分離の立場を守るとともに、各種の監督規定等の公的規制を極力排除し、積極的かつ活力ある経営ができれば得るよう配慮すること。

二 新会社は、我が国たばこ産業の健全な発展を図るため、一層の経営の効率化、合理化に努めるとともに、事業範囲の拡大、研究開発を積極的に推進し、経営基盤の強化を図ること。

三 新会社は、職員の雇用の安定、労働条件の維持・向上等一層安定した労使関係、労働三法に基づき公正な労使慣行の樹立等近代的・民主的な労使関係の確立に努めること。

四 政府は、事業計画等の許可に当たっては、輸入自由化の下で厳しい国際競争を迫られる新会社の経営の自主性の発揮を妨げることにならないよう十分に配慮すること。

五 政府は、新会社への移行に伴う資金問題、新たな税負担等から新会社の財政負担が増加することにかんがみ、必要に応じ適切な配慮を行うこと。

六 国内葉たばこ生産の長期的な安定化を図るため、新会社及びたばこ耕作者は一層の生産性の向上、品質の改善に努めるとともに、今後の葉たばこ耕作の在り方について、耕作者の理解と合意を深めるため、葉たばこ審議会の民主的な構成と運営の確保に十分配慮すること。

七 政府は、国内葉たばこ生産の安定化と国内製品品の競争力の確保を将来にわたり両立させるため、農政費用負担の在り方等その方策について、多角的に検討すること。

八 政府は、国内産業たばこの実情等にかんがみ、製造たばこの現行関税率水準を将来とも維持するよう努めること。

九 政府は、たばこ小売店の零細性にかんがみ、許可制度の適切な運用等により流通秩序を維持し、その経営基盤と生活の安定に十分配慮すること。

十 たばこ消費税の税率については、現行の納付

金率の水準に配慮し、国・地方の安定的な財政収入の確保という観点のほか、今後におけるたばこ消費の動向等にも即して適正な水準を維持するよう努めること。

十一 昨今の国民の喫煙と健康に関する関心の高まりにかんがみ、喫煙と健康の科学的研究をより充実し、国民が安心して吸えるたばこの供給が図られるよう努めるとともに、非喫煙者の健康を守りたいとする立場にも十分配慮するほか、広告・宣伝が過度にわたらないよう留意し、未成年者の喫煙を誘発するおそれのある広告・宣伝は厳に自粛すること。

十二 塩が国民生活の重要な物資であることから、公益専売制度を維持するとともに、食料用塩の自給率の向上に努めること。

十三 国内塩産業の自立体制の確立に向けて生産面及び流通面の一層の合理化を推進するとともに、その推進に当たっては、今後関係業界と十分協議の上、画一的でなく業界の実態に即した方策により行うこと。

十四 販売特例塩制度の積極的拡大を図り、生産流通各企業の自主性の強化及び市場競争環境の整備を一層推進し、もって塩産業の自立化の促進に資すること。

十五 たばこ事業等審議会をはじめ各種審議会の構成運営に当たっては、たばこ事業及び塩事業関係者の意見が十分反映されるよう配慮するとともに、公正かつ民主的な構成と運営が期せられるよう十分配慮すること。

十六 塩専売事業運営委員会の構成については、産業界等からも塩の生産流通に關しすぐれた識見を有する人材を幅広く求めることとし、運営に当たっては、塩事業の実情も踏まえ、塩事業関係者の意見が十分反映されるよう配慮するとともに、塩専売事業の公共性の確保、国内塩産業の自立化達成等本法の趣旨が十分活かされるよう努めること。

十七 日本専売公社総裁の諮問機関としての塩業

審議会及び塩収納価格審議会については、従来の経緯にかんがみ、本法施行後においても引き続き塩事業責任者の諮問機関として存置すること。

十八 新会社の役員の選解任に関する大蔵大臣の関与の在り方については、本法施行後、新会社の経営の自主性の確保と責任体制の強化を図るといふ本法の趣旨に照らし、その運用の実態について問題が生じた場合には、必要に応じ所要の措置を講ずること。

十九 政府は、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法の施行後、我が国たばこ産業を取り巻く諸情勢を見極めつつ制度改革の趣旨に沿って、両法律の施行の状況について検討を行い、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

たばこ消費税法案

右国会に提出する。

昭和五十九年四月十六日

内閣総理大臣 中曽根康弘

たばこ消費税法

目次

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 課税標準及び税率(第十条・第十一条)

第三章 免税及び税額控除等(第十二条―第十三条)

第四章 申告及び納付等(第十四条―第二十三条)

第五章 雑則(第二十三条―第二十七条)

第六章 罰則(第二十八条―第三十一条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、たばこ消費税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、免税、申告及び

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号
たばこ消費税法案及び同報告書

一一五〇

納付の手續その他たばこ消費税の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。
(定義及び製造たばこの区分)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ たばこ事業法(昭和五十九年法律第 号)第二条第三号(定義)に規定する製造たばこをいう。

二 保税地域 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域をいう。

三 従価割 金額を課税標準として課するたばこ消費税をいう。

四 従量割 数量を課税標準として課するたばこ消費税をいう。

2 製造たばこは、次のように区分する。

一 喫煙用の製造たばこ

第一種 紙巻たばこ

第二種 パイプたばこ

第三種 葉巻たばこ

第四種 刻みたばこ

二 かみ用の製造たばこ

三 かき用の製造たばこ

(課税物件)

第三条 製造たばこには、この法律により、従価割額及び従量割額の合算額によつて、たばこ消費税を課する。

(納税義務者)

第四条 製造たばこの製造者は、その製造場から移出した製造たばこにつき、たばこ消費税を納める義務がある。

2 製造たばこを保税地域から引き取る者は、その引き取る製造たばこにつき、たばこ消費税を納める義務がある。

(保税地域に該当する製造場)

第五条 製造たばこの製造場が保税地域に該当する場合においては、関税法第二条第一項第四号(定義)に規定する内国貨物(同法第五十九条第二項(内

国貨物の使用等)に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたものの以外のもを含む。)に該当する製造たばこについては、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しない製造たばこの製造場とみなし、その他の製造たばこについては、この法律(第十二条第一項第一号を除く。)の適用上、その製造場を製造たばこの製造場でない保税地域とみなす。

(移出又は引取り等とみなす場合)

第六条 製造たばこが製造たばこの製造者の製造場において喫煙用、かみ用又はかき用(以下この項及び次項において「喫煙用等」という。)に供された場合には、その喫煙用等に供された時に当該製造者が当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなす。ただし、その喫煙用等に供されたことにつき、当該製造者の責めに帰することができない場合には、その喫煙用等に供した者を当該製造たばこに係る製造たばこの製造者とみなし、当該喫煙用等に供した者が喫煙用等に供した時に当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなして、この法律(第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。

2 製造たばこが保税地域において喫煙用等に供された場合には、その喫煙用等に供した者がその喫煙用等に供した時に当該製造たばこをその保税地域から引き取るものとみなす。

3 製造たばこの製造者の製造場に現存する製造たばこが滞納処分(その例による処分を含む。)強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価された場合には、当該製造者がその換価の時に当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなす。

4 製造たばこ製造者(たばこ事業法第八条(会社以外の製造の禁止)に規定する会社をいう。以下同じ。)がその製造場における製造たばこの製造を廃止した場合において、製造たばこがその製造場に現存するときは、当該製造たばこ製造者がその製造を廃止した日に当該製造たばこを当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造たばこ製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の税務署長の承認があつた場合には、その承認に係る製造たばこについては、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をなお製造たばこの製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該製造たばこがその場所に現存するときは、当該製造たばこ製造者がその日の前日に当該製造たばこを当該製造場から移出したものとみなす。

(製造者とみなす場合)

第七条 製造たばこが製造たばこの製造者の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律(第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。

(製造たばことみなす場合)

第八条 たばこ事業法第三十八条第二項(製造たばこ代用品)に規定する製造たばこ代用品は、製造たばことみなして、この法律を適用する。

この場合において、製造たばこの区分は当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(納税地)

第九条 たばこ消費税の納税地は、製造場から移出された製造たばこに係るものについては、当該製造場の所在地とし、保税地域から引き取られる製造たばこに係るものについては、当該保税地域の所在地とする。

第二章 課税標準及び税率

(課税標準)

第十条 従価割の課税標準は、製造たばこで製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時に小売定価(たばこ事業法第三十三条(小売定価の認可)の規定により、当該製造たばこを移出する製造たばこ製造者又は当該製造たばこを引き取る者が当該製造たばこの品目ごとに定めた小売定価であつて大蔵大臣の認可を受けたものをいう。附則第四条を除き、以下同じ。)が定められているものについては、当該小売定価に相当する金額とする。

2 製造たばこで前項の規定の適用を受けるもの以外のものに係る従価割の課税標準は、次の各号に掲げる製造たばこについて、それぞれ当該各号に掲げる金額に、当該製造たばこを販売する者(当該製造たばこの製造者を除く。)の当該販売に係る通常の利潤及び費用に相当する金額並びに当該製造たばこに課されるべきたばこ消費税、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二章第四節に規定する道府県たばこ消費税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ消費税に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

一 製造たばこの製造場から移出された製造たばこ 当該製造たばこの製造者が当該移出した製造たばこの製造及び販売につき要した、又は通常要すべき費用に、当該製造たばこに係る当該製造者の通常の利潤に相当する金額を加算した金額

二 保税地域から引き取られる製造たばこ 当該製造たばこにつき関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)第四条から第四条の八まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格に当該製造たばこに係る関稅の額に相当する金額を加算した金額

3 従量割の課税標準は、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる製造たばこの本数又は重量とする。

4 第二項に規定するもののほか、同項に規定する金額の計算に必要事項は、政令で定める。

(税率)
 第十一条 たばこ消費税の税率は、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、従価割については同表の中欄に掲げる率とし、従量割については千本又は一キログラムにつき、同表の下欄に掲げる金額とする。

製造たばこの区分	従価割の税率	従量割の税率
一 喫煙用の製造たばこ		
(1) 第一種	百分の二十三	千本につき五百八十二円
(2) 第二種	百分の十七・九	一キログラムにつき四百六十七円
(3) 第三種	百分の二十四・八	一キログラムにつき五百三十二円
(4) 第四種	百分の一・八	一キログラムにつき十八円
二 かみ用の製造たばこ	百分の一・八	一キログラムにつき十八円
三 かき用の製造たばこ	百分の一・八	一キログラムにつき十八円

2 特定販売業者(たばこ事業法第十四条第一項特定販売業者の承継)に規定する特定販売業者をいう。以下同じ。以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ消費税の税率は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、従価割については同表の中欄に掲げる率とし、従量割については千本又は一キログラムにつき、同表の下欄に掲げる金額とする。

製造たばこの区分	従価割の税率	従量割の税率
一 喫煙用の製造たばこ		
(1) 第一種	百分の四十五・四	千本につき千三百三十二円
(2) 第二種	百分の四十・三	一キログラムにつき千二百七十七円
(3) 第三種	百分の四十七・二	一キログラムにつき千二百八十二円
(4) 第四種	百分の二十四・二	一キログラムにつき二百九十三円
二 かみ用の製造たばこ	百分の二十四・二	一キログラムにつき二百九十三円
三 かき用の製造たばこ	百分の二十四・二	一キログラムにつき二百九十三円

第三章 免税及び税額控除等

(未納税移出)

第十二条 製造たばこ製造者が次の各号に掲げる製造たばこをその製造場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係るたばこ消費税を免除する。

一 製造たばこ製造者が製造たばこの原料とす

るための製造たばこ 当該製造たばこをその原料とする製造たばこの製造場

二 輸出業者(他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行うものをいう。)が輸出するための製造たばこ 当該製造たばこの蔵置場

三 前二号に掲げる製造たばこ以外の製造たばこ

ここで、その製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため当該製造たばこを他の場所へ移出すること及び当該他の場所につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの 当該他の場所

2 前項の規定は、同項の移出をした製造たばこ製造者が、当該移出をした日の属する月分に係る第十七条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該製造たばこが前項各号に掲げる製造たばこに該当すること及び当該製造たばこが当該各号に掲げる場所に移入されたことについての明細に関する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 製造たばこ製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき 当該予定日

二 製造たばこ製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき 当該税務署長が指定した日

4 第一項の移出をした製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5 第一項第三号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認めるとき、又は当該申請に係る場所につきたばこ消費税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

6 第一項の規定に該当する製造たばこ(同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。)については、当該製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入した者が製造たばこ製造者でないときは、これを製造たばこ製造者とみなし、当該場所が製造たばこの製造場でないときは、これを製造たばこの製造場とみなす。

7 第一項の規定に該当する製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入した者は、当該製造たばこの移入の目的(当該製造たばこが同項第三号に掲げる製造たばこであるときは、その移入の理由、区分及び区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地を所轄する税務署長に、その移入した日の属する月の翌月末日までに提出しなければならぬ。

8 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入した者に対し、当該製造たばこを他の製造たばことして区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

(未納税引取)

第十三条 次の各号に規定する者が当該各号に掲げる製造たばこを保税地域から当該各号に掲げる場所に移入し、当該保税地域において、政令で定める手続により、その保税地域の所在地を所轄する税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係るたばこ消費税を免除する。ただし、第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 たばこ消費税法案及び同報告書

一五二

- 一 製造たばこ製造者が製造たばこの原料とするための製造たばこ 当該製造たばこをその原料とする製造たばこの製造場
- 二 製造たばこを引き取ろうとする者が政令で定める目的に充てるための製造たばこ 政令で定める場所
- 2 税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該製造たばこが同項各号に掲げる場所に移入されたことについての当該場所の所在地を所轄する税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。
- 3 第一項の承認の申請者が第二十三条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認を与えてはならない。
- 4 第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき、たばこ消費税の保全上不適当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。
- 5 第一項の承認を受けて引き取った製造たばこ(第七項の規定の適用を受けることとなつたものを除く)については、当該製造たばこを第一項各号に掲げる場所に移入した者が製造たばこ製造者でないときは、これを製造たばこ製造者とみなし、当該場所が製造たばこの製造場でないときは、これを製造たばこの製造場とみなす。
- 6 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、第一項の承認を受けて引き取った製造たばこを他の製造たばことして区別して蔵置すべきことを命ずることができる。
- 7 第一項の承認を受けて引き取った製造たばこについて、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにそのたばこ消費税を徴収する。
- 8 第一項の承認を受けて引き取った製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合に、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもちて第二項に規定する証明書に代えることができる。
- (輸出免税)
- 第十四条 製造たばこ製造者が輸出する目的で製造たばこをその製造場から移出する場合に、当該移出に係るたばこ消費税を免除する。
- 2 前項の規定は、同項の移出をした製造たばこ製造者が、当該移出をした日の属する月分に係る第十七条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る)に当該製造たばこが輸出されたことについての明細に関する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。
- 3 第十二条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替へるものとする。
- (課税済みの輸入製造たばこを輸出した場合のたばこ消費税の還付)
- 第十五条 特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合には、当該製造たばこにつき納付された、若しくは納付されるべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ消費税額として政令で定めるところにより計算した金額をその者に還付する。
- 2 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の輸出をした日から六月以内に、当該輸出をした製造たばこの輸出先、区分、区分ごとの数量及び引取りの際の小売定価並びに同項の還付に係る金額その他政令で定める事項を記載した申請書に当該製造たばこが輸出されたことその他同項の規定に該当することについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付して、これを関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定に基づく当該製造たばこの輸出の申告をした税関の税関長に提出しなければならない。
- 3 第一項の規定による還付金には、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定による還付加算金は、付さない。
- (戻入れの場合のたばこ消費税の控除等)
- 第十六条 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこを当該製造場に戻し入れた場合には、当該製造たばこの戻入れのためにする他の製造場からの移出につき第十二条第一項の適用があつた場合を除き、当該製造たばこ製造者が当該戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。第三項において同じ)に記載した同条第一項第四号に掲げるたばこ消費税額の合計額から当該製造たばこにつき当該製造場からの移出により納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該たばこ消費税額につきこの項、第三項又は第五項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第五項において同じ)に相当する金額を控除する。
- 2 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこをその者の他の製造たばこの製造場に移入した場合(製造たばこの販売業者から返品された製造たばこを移入した場合その他政令で定める場合に限るものとし、前項の規定により控除を受けるべき場合を除く)には、当該移入した製造場を当該製造たばこの移出に係る製造場と、当該移入を戻入れし、それぞれみなして、同項の規定を適用する。
- 3 製造たばこ製造者が他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこを製造たばこの製造場に移入した場合(第一項の規定により控除を受けるべき場合を除く)において、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出したときは、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げるたばこ消費税額の合計額から当該製造たばこにつき当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ消費税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該たばこ消費税額につきこの項又は第五項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする)に相当する金額を控除する。
- 4 第一項又は前項の場合において、これらの項の規定により控除を受けるべき月分に係る次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。
- 5 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこを、その製造場における製造を廃止した後(第六条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後)当該製造場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該製造場であつた場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けて当該製造たばこを廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額に相当する金額を控除し、又は還付する。
- 6 第一項又は第三項から前項までの規定による控除又は還付を受けようとする製造たばこ製造

者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとするたばこ消費税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

7 第四項又は第五項の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合に、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 次条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限

二 次条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

第四章 申告及び納付等

(移出に係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告)

第十七条 製造たばこ製造者は、その製造場ごとに、毎月(当該製造場からの移出がない月を除く)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該製造場から移出した製造たばこの区分並びに区分ごとの課税標準たる金額及び数量

二 第十二条若しくは第十四条又は他の法律の規定によるたばこ消費税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する製造たばこのうちこれらの規定の適用を受けようとするものの区分並びに区分ごとの課税標準たる金額及び数量

三 区分ごとに第一号に掲げる課税標準たる金額から前号に掲げる課税標準たる金額を控除した金額(次号において「課税標準額」という。)(及び区分ごとに第一号に掲げる課税標準たる数量から前号に掲げる課税標準たる数量

を控除した数量(次号において「課税標準数量」という。)

四 課税標準額により算定した従価割額及び課税標準数量により算定した従量割額、これらを合算したたばこ消費税額並びに当該たばこ消費税額の合計額

五 前条又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとするたばこ消費税額(前号に掲げるたばこ消費税額のうち、既に確定したものを含む。)

六 第四号に掲げるたばこ消費税額の合計額から前号に掲げるたばこ消費税額を控除した金額に相当するたばこ消費税額

七 第四号に掲げるたばこ消費税額の合計額から第五号に掲げるたばこ消費税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

2 前条第一項若しくは第五項の戻入をした者又は同条第三項の移入をした者は、これらの規定による控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項、第三項又は第五項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入又は移入をした場所の所在地を所轄する税務署長に提出することができる。

(引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等)

第十八条 関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される製造たばこを保税地域から引き取りようとする者は、当該引取りに係るたばこ消費税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 当該保税地域から引き取りようとする製造た

ばこの区分並びに区分ごとの課税標準たる金額(次号において「課税標準額」という。)(及び課税標準たる数量(次号において「課税標準数量」という。))

二 課税標準額により算定した従価割額及び課税標準数量により算定した従量割額、これらを合算したたばこ消費税額並びに当該たばこ消費税額の合計額

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとするたばこ消費税額

四 第二号に掲げるたばこ消費税額の合計額から前号に掲げるたばこ消費税額を控除した金額に相当するたばこ消費税額

五 第二号に掲げるたばこ消費税額の合計額から第三号に掲げるたばこ消費税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その他参考となるべき事項

2 関税法第六条の二第二項第二号に規定する賦課課税方式が適用される製造たばこを保税地域から引き取りようとする者は、当該引取りに係るたばこ消費税を免除されるべき場合を除き、その引き取る製造たばこに係る前項第一号に掲げる事項その他の政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(移出に係る製造たばこについてのたばこ消費税の期限内申告による納付等)

第十九条 第十七条第一項の規定による申告書を提出した製造たばこ製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号に掲げるたばこ消費税額に相当するたばこ消費税を、国に納付しなければならない。

2 第六条第一項ただし書又は第七条の規定に該当する製造たばこに係るたばこ消費税は、これらの規定に規定する製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

(引取りに係る製造たばこについてのたばこ消費税の納付等)

第二十条 第十八条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る製造たばこを保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した同項第四号に掲げるたばこ消費税額に相当するたばこ消費税を、国に納付しなければならない。

2 保税地域から引き取られる第十八条第二項に規定する製造たばこに係るたばこ消費税は、その保税地域の所在地を所轄する税関長が当該引取りの際徴収する。

(製造たばこに係るたばこ消費税の徴収等)

第二十一条 たばこ事業法第八条(会社以外の製造の禁止)の規定に違反して製造された製造たばこについては、当該製造たばこを製造した者から、直ちにそのたばこ消費税を徴収する。ただし、同法第四十七条第二項(罰則)の規定により没収された製造たばこには、たばこ消費税を課さない。

(納期限の延長)

第二十二条 製造たばこ製造者が第十七条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第十九条第一項の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を当該申告書の提出先の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書に記載した第十七条第一項第六号に掲げるたばこ消費税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、当該製造たばこ製造者が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当するたばこ消費税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ消費税の納期限を延長することができる。

2 製造たばこを保税地域から引き取りようとする

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 たばこ消費税法案及び同報告書

者が、第十八条第一項の規定による申告書を提出した場合において、納期限の延長についての申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げるたばこ消費税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内（製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当するたばこ消費税を一月以内に納付することが著しく困難であると認められる場合にあつては、二月以内）、当該担保の額に相当するたばこ消費税の納期限を延長することができる。

第五章 雑則

第二十三条 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、たばこ消費税の保全のために必要があるとき、政令で定めるところにより、製造たばこ製造者又は製造たばこを保税地域から引き取る者に対し、金額及び期間を指定して、たばこ消費税につき担保の提供を命ずることができる。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。

(製造の開廃等の申告)

第二十四条 製造たばこ製造者は、製造たばこを製造しようとするときは、その製造場ごとに、製造場の所在地その他の政令で定める事項を書面で当該製造場の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。製造たばこ製造者がその製造場における製造を廃止し、又は休止しようとする場合も、同様とする。

2 製造たばこ製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に申告しなければならない。

(記帳義務)

第二十五条 製造たばこ製造者又は製造たばこの販売業者は、政令で定めるところにより、製造たばこの製造、貯蔵又は販売に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第二十六条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続があつた場合においては、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第十七条第一項の規定による申告の義務
二 前条の規定による記帳の義務

(当該職員の特権)

第二十七条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、たばこ消費税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 第二十五条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する製造たばこ、帳簿書類その他の物件を検査すること。
二 製造たばこを保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る製造たばこを検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する製造たばこ又は前号に規定する製造たばこについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、たばこ消費税に関する調査について必要がある場合には、特定販売業者、たばこ事業法第九条第一項（製造たばこの販売価格）に規定する卸売販売業者又は小売販売業者（同条第六項に規定する小売販売業者をいう。以下同じ。）の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体の製造

たばこの取引に關し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 第一項第三号の規定により採取した見本に關しては、第四条及び第十七条から第二十条までの規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 罰則

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為によりたばこ消費税を免れ、又は免れようとした者
二 偽りその他不正の行為により第十五条第一項又は第十六条第四項若しくは第五項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍を超え、五十万円を超え、当該たばこ消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とする。次号の二に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条第一項又は第十八条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者
二 第二十八条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

第三十条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者
二 第二十四条の規定による申告を怠り、又は

偽つた者
三 第二十五条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

四 第二十七条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第二十八条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(税率に係る経過措置)
第二条 たばこ事業法附則第二条（たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止）の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和四十年法律第二百二十二号）第一条第一項（製造たばこの種類及び最高価格）に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時に於ける品目と同一である第一種の製造たばこに係るたばこ消費税の税率は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、従価割については百分の九・九とし、従量割については千本につき百三十四円とする。

(輸出用製造たばこ等に係る経過措置)
第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に日本専売公社が輸出のため売り渡した製造たばこその他の製造たばこで政令で定める

ものがこの法律の施行の際日本たばこ産業株式会社以下「会社」という。以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについては、当該製造たばこを所持する者は製造たばこ製造者となし、当該製造たばこの貯蔵場所は製造たばこの製造場とみなす。

(戻入れ控除等に係る経過措置)

第四条 会社が、たばこ事業法附則第十条(小売販売業者の許可に関する経過措置)の規定により小売販売業者とみなされた者がこの法律の施行の際所持する製造たばこを、施行日以後に会社の製造たばこの製造場に移入した場合には、当該製造たばこについては、会社が施行日に当該移入に係る製造場から移出したものとみなし、第十六条の規定を適用する。この場合において、同条第一項に規定する移出により納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額の従価割額は、第十条第一項の規定にかかわらず、

昭和六十年四月から八月まで	昭和六十年十月
昭和六十年十月から昭和六十二年二月まで	昭和六十年四月
昭和六十年四月から八月まで	昭和六十年十月
昭和六十年十月から昭和六十二年二月まで	昭和六十年四月
昭和六十二年四月及び五月	昭和六十二年七月
昭和六十二年七月及び八月	昭和六十二年十月
昭和六十二年十月及び十一月	昭和六十二年一月
昭和六十二年一月及び二月	昭和六十二年四月

(製造の開廃申告に係る経過措置)
 第六条 会社の製造たばこの製造場のうち日本専売公社の製造たばこの製造場であつたものに係る第二十四条第一項前段の規定による申告については、会社は、施行日から起算して一月以内に、その製造場の所在地その他の政令で定める

たばこ事業法附則第二条(たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止)の規定による廃止前のたばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号。附則第十七条において「旧たばこ専売法」という。第三十四条第一項(定価)の当該製造たばこの品目ごとの小売定価で当該廃止の時に実施されていたもの(附則第十条において「旧たばこ専売法の廃止の時の小売定価」という。))に相当する金額を課税標準として計算するものとする。

(納期限に係る経過措置)

第五条 会社が第十七条第一項の規定によりその期限内に提出した申告書のうち次の表の上欄に掲げる月分に係るものに記載した同項第六号に掲げるたばこ消費税額に相当するたばこ消費税の納期限は、第十九条第一項の規定にかかわらず、当該各月の同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月の末日とする。

昭和六十年十月	昭和六十年四月
昭和六十年十月	昭和六十年四月
昭和六十年十月	昭和六十年四月
昭和六十年十月	昭和六十年四月
昭和六十二年七月	昭和六十二年四月
昭和六十二年十月	昭和六十二年七月
昭和六十二年一月	昭和六十二年十月
昭和六十二年四月	昭和六十二年一月

事項を当該製造場の所在地を所轄する税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。
 (手持品課税)
 第七条 会社が、この法律の施行の際製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所において製造たばこを所持する場合には、当該製造たばこに

ついては、会社が製造たばこ製造者として施行日にその製造たばこの製造場から移出したものとみなして、たばこ消費税を課する。

2 前項の規定によるたばこ消費税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある製造たばこに係るたばこ消費税額を合算し、当該合算した額のたばこ消費税を、昭和六十年十月三十一日を納期限として、これを徴収する。

3 会社は、その所持する製造たばこで第一項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該製造たばこの区分並びに区分ごとの数量及び小売定価その他政令で定める事項を記載した申告書を、施行日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4 次の各号に掲げる場合において、会社が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ消費税を徴収された、又は徴収されるべきものであるにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ消費税額に相当する金額は、第十六条の規定に準じて、会社に係るたばこ消費税額から控除し、又は会社に還付する。

一 日本専売公社がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ消費税を徴収された、又は徴収されるべきものが、日本専売公社の当該製造場であつた会社の製造場に戻り入れられた場合(当該製造たばこのその他政令で定めるものが会社の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。)
 二 前号に該当する場合を除き、会社が、日本専売公社の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ消費税を徴収

された、又は徴収されるべきものを、製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合
 (災害補償に係る製造たばこの非課税)

第八条 会社が、たばこ事業法附則第十九条(製造たばこの引換等に関する経過措置)の規定により、施行日前に災害によりその所有する製造たばこを滅失した小売人に交付する目的でその製造場から移出する製造たばこについては、たばこ消費税を課さない。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)

第九条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「酒類又は」の下に「製造たばこ若しくは」を、「酒税又は」の下に「たばこ消費税」を加え、同条第二項中「酒税法第三十条第一項若しくは第五項」の下に「たばこ消費税法第十六条第一項若しくは第五項」を加える。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正等に伴う経過措置)

第十条 たばこ事業法附則第十条(小売販売業者の許可に関する経過措置)の規定により小売販売業者とみなされる者がこの法律の施行の際所持する製造たばこが、災害により亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態になった場合においては、当該製造たばこについては、会社が施行日にその製造場から移出し、たばこ消費税を課せられたものとみなして、改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定を適用する。この場合において、当該製造たばこについて同条第一項に規定する課せられたたばこ消費税の税額の従価割額は、第十条第一項の規定にかかわらず、旧たばこ専売法の廃止の時の小売定価に相当する金額を課税標準として計算するものとする。

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号

たばこ消費税法案及び同報告書

一一五六

(相続税法の一部改正)

第十一条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「酒税」の下に「たばこ消費税」を加える。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十二条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」の下に「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第百十九号)」を加える。

第七条中「酒税」の下に「たばこ消費税」を加える。

(会社更生法の一部改正)

第十三条 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第百十九条中「酒税」の下に「たばこ消費税」を加える。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十四条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」の下に「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第百十九号)」を加える。

第四条中「酒税法」の下に「たばこ消費税法」を加える。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第十五条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」の下に「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第百十九号)」を加える。

第二条第一号中「酒税」の下に「たばこ消費税」を加え、同条第二号中「(以下この条において「酒税」という。))」の下に「たばこ消費税法第三條(課税物件)に規定する製造たばこ」を加える。

第十六条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 酒税法の特例(第八十五条―第八十七条)」を「第一節 酒税法の特例(第八十五条―第八十七条)」とし、第一節の二「たばこ消費税法第五條(第八十七條の二)」に改める。

第一条中「酒税」の下に「たばこ消費税」を、「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」の下に「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第百十九号)」を加える。

第二条第三項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 製造たばこ たばこ消費税法第三条に規定する製造たばこをいう。

四 製造たばこ製造者 たばこ消費税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。

第八十七條第一項中「以下この条及び次条」を「第八十八條まで」に改め、「次条」の下に「及び第八十八條」を加える。

第六章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 たばこ消費税法の特例 (外航船等に積み込む製造たばこの免税) 第八十七條の二 製造たばこ製造者又は製造たばこを保税地域から引き取る者が、外航船等に

に船用品又は機用品として積み込むため、政令で定めるところによりその積み込むものとす

る港の所在地の所轄税関長の承認を受けた製造たばこを、製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該外航船等への積み込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積み込みとみなして、たばこ消費税法及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律を適用する。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた製造たばこのうち製造たばこの製造場から移出されたものについて準用する。この場合において、同項中「酒税法」とあるのは「たばこ消費税法」と、「当該酒税」とあるのは「たばこ消費税」と、同法第二十二條の三の規定にかかわらず、当該酒税が前項の規定の適用を受けて酒税の製造場から移出された時における同条第一項第一号に掲げる金額とあるのは「当該製造たばこについて、たばこ事業法(昭和五十九年法律第百三十三條(小売定価の認可))の規定により当該製造たばこの品目ごとに定められた小売定価であつて大蔵大臣の認可を受けたものがないときは、当該製造たばこの従価割の課税標準は、たばこ消費税法第十條第二項の規定にかかわらず、同項(第二号を除く。)の規定により計算した金額」と読み替へるものとする。

第八十八條第二項中「前条」を「第八十七條」に改める。

(租税特別措置法の一部改正等に伴う経過措置) 第十七條 施行日前に、旧たばこ専売法第四十六條(輸出)の規定の適用を受けて本邦と外国との間を往來する本邦の船舶又は航空機に關稅法第二條第一項第九号又は第十号(定義)に規定する船用品又は機用品として積み込まれた製造たばこ

これは、改正後の租税特別措置法第八十七條の二第一項(外航船等に積み込む製造たばこの免税)の規定の適用を受けて積み込まれたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

(国税徴収法の一部改正) 第十八條 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「酒税」の下に「たばこ消費税」を加える。

(国税通則法の一部改正) 第十九條 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「酒税」の下に「たばこ消費税」を加える。

(航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部改正) 第二十條 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」の下に「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第百十九号)」を加える。

理由

たばこ専売制度を廃止することとなつたことに伴い、専売納付金制度に代えてたばこ消費税制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

たばこ消費税法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、たばこ専売制度を廃止することとなつたことに伴い、専売納付金制度に代えて、たばこ消費税制度を設けようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

1 課税物件

製造たばこには、従価割額及び従量割額の

合算額によつて、たばこ消費税を課するものとする。

2 納税義務者
製造場から移出された製造たばこについては、製造たばこの製造者を納税義務者とし、保税地域から引き取られる製造たばこについては、保税地域から引き取る者を納税義務者とする。

3 課税標準
従価割については、小売定価を課税標準とし、従量割については、本数又は重量を課税標準とする。

4 税率
製造たばこの区分ごとに、次に掲げる税率とする。

区 分	従価割の税率	従量割の税率
(一) 喫煙用の製造たばこ		
第一種 紙巻たばこ	二三・〇%	一、〇〇〇本につき五八二円
第二種 パイプたばこ	一七・九%	一キログラムにつき四六七円
第三種 葉巻たばこ	二四・八%	一、五三二円
第四種 刻みたばこ	一・八%	一八円
(二) かみ用の製造たばこ	一・八%	一八円
(三) かき用の製造たばこ	一・八%	一八円

5 輸出免税
輸出目的で製造場から移出される製造たばこについては、たばこ消費税を免除することとする。

6 申告及び納付
製造たばこ製造者については、移出した月の翌月末までに申告納付し、保税地域から引き取る者については、引取りの際に申告納付するものとする。

7 納期限の延長
製造たばこ製造者又は保税地域から引き取る者が担保を提供した場合には、製造たばこ製造者については、期限内に納付することが著しく困難なときは、一月以内、保税地域から引き取る者については、一月以内(期限内に納付することが著しく困難なときは二月以内)、それぞれたばこ消費税の納期限を延長

8 その他
(一) 納税地、記帳義務その他所要の規定を設けることとする。
(二) この法律の施行の日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所において製造たばこを所持する製造たばこ製造者に対して、手持品課税を行うこととする。

9 施行期日
昭和六十年四月一日から施行することとする。

10 関係法律の改正
この法律の制定に伴い、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律、租税特別措置法、国税通則法その他の関係法律について所要の改正を行うこととする。

二 議案の可決理由
たばこ専売制度の廃止に伴い、専売納付金制度に代えて、たばこ消費税制度を設けようとする本案は、時宜に適した措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

昭和五十九年七月十三日

大蔵委員長 瓦 力
衆議院議長 福永 健司殿

〔別紙〕
たばこ消費税法案に対する附帯決議

今次改革は、約八十年にわたる専売制度及び約三十年に及ぶ公社制度の大転換である。たばこをめぐる外国との競争の激化、社会的環境の変化等、厳しい内外情勢の下、新会社は将来とも民営・分割することなく、今日まで専売公社制度が果たしてきた社会的、公共的役割を継承しなければならぬ。本改革は消費者に「安くて、うまくて、安心して吸える」たばこの供給と地域経済の発展に貢献するものでなければならず、移行に当たっては、たばこ耕作者、たばこ小売人、関連産業等事業関係者の不安にも適切に対処することが必要である。したがって、政府及び新会社は、以下の事項について万全の対策と最善の努力を傾けること。

一 政府は、新会社の自主性と責任体制との強化確立のため、所有と経営の分離の立場を守るとともに、各種の監督規定等の公的規制を極力排除し、積極的かつ活力ある経営ができれば得るよう配慮すること。

二 新会社は、我が国たばこ産業の健全な発展を図るため、一層の経営の効率化、合理化に努めるとともに、事業範囲の拡大、研究開発を積極的に推進し、経営基盤の強化を図ること。

三 新会社は、職員の雇用の安定、労働条件の維持・向上等一層安定した労使関係、労働三法に

基づく公正な労使慣行の樹立等近代的・民主的な労使関係の確立に努めること。

四 政府は、事業計画等の許可に当たっては、輸入自由化の下で厳しい国際競争を迫られる新会社の経営の自主性の発揮を妨げることにならないよう十分に配慮すること。

五 政府は、新会社への移行に伴う資金問題、新たな税負担等から新会社の財政負担が増加することにかんがみ、必要に応じ適切な配慮を行うこと。

六 国内葉たばこ生産の長期的な安定化を図るため、新会社及びたばこ耕作者は一層の生産性の向上、品質の改善に努めるとともに、今後の葉たばこ耕作の在り方について、耕作者の理解と合意を深めるため、葉たばこ審議会の民主的な構成と運営の確保に十分配慮すること。

七 政府は、国内葉たばこ生産の安定化と国内製品の競争力の確保を将来にわたって両立させるため、農政費用負担の在り方等その方策について、多角的に検討すること。

八 政府は、国内産葉たばこの実情等にかんがみ、製造たばこの現行関税率水準を将来とも維持するよう努めること。

九 政府は、たばこ小売店の零細性にかんがみ、許可制度の適切な運用等により流通秩序を維持し、その経営基盤と生活の安定に十分配慮すること。

十 たばこ消費税の税率については、現行の納付金率の水準に配慮し、国・地方の安定的な財政収入の確保という観点のほか、今後におけるたばこ消費の動向等にも即して適正な水準を維持するよう努めること。

十一 昨今の国民の喫煙と健康に関する関心の高まりにかんがみ、喫煙と健康の科学的研究をより充実し、国民が安心して吸えるたばこの供給が図られるよう努めるとともに、非喫煙者の健康を守りたいとする立場にも十分配慮するは

昭和五十九年七月十七日 衆議院會議録第三十六号 たばこ消費税法案及び同報告書

か、広告・宣伝が過度にわたらないよう留意し、未成年者の喫煙を誘発するおそれのある広告・宣伝は厳に自粛すること。

十二 塩が国民生活の重要な物資であることから、公益専売制度を維持するとともに、食料用塩の自給率の向上に努めること。

十三 国内塩産業の自立体制の確立に向けて生産面及び流通面の一層の合理化を推進するとともに、その推進に当たっては、今後関係業界と十分協議の上、画一的でなく業界の実態に即した方策により行うこと。

十四 販売特例塩制度の積極的拡大を図り、生産流通各企業の自主性の強化及び市場競争環境の整備を一層推進し、もって塩産業の自立化の促進に資すること。

十五 たばこ事業等審議会をはじめ各種審議会の構成運営に当たっては、たばこ事業及び塩事業関係者の意見が十分反映されるよう配慮するとともに、公正かつ民主的な構成と運営が期せられるよう十分配慮すること。

十六 塩専売事業運営委員会の構成については、産業界等からも塩の生産流通に関しすぐれた識見を有する人材を幅広く求めることとし、運営に当たっては、塩事業の実情も踏まえ、塩事業関係者の意見が十分反映されるよう配慮するとともに、塩専売事業の公共性の確保、国内塩産業の自立化達成等本法の趣旨が十分活かされるよう努めること。

十七 日本専売公社総裁の諮問機関としての塩業審議会及び塩取引価格審議会については、従来の経緯にかんがみ、本法施行後においても引き続き塩事業責任者の諮問機関として存置すること。

十八 新会社の役員の選解任に関する大蔵大臣の関与の在り方については、本法律施行後、新会社の経営の自主性の確保と責任体制の強化を図るといふ本法律の趣旨に照らし、その運用の実態について問題が生じた場合には、必要に応じ

所要の措置を講ずること。

十九 政府は、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法の施行後、我が国たばこ産業を取り巻く諸情勢を見極めつつ制度改革の趣旨に沿つて、両法律の施行の状況について検討を行い、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大蔵省印刷局

電話 東京 五五 四二二(大代)

〒105

定価一部
二二〇円